

愛西市地域防災計画

[地震災害対策計画]

令和7年3月
愛西市防災会議

目次

第2編 地震災害対策計画	195
第1章 総則	195
第1節 計画の目的・方針等	195
第2節 市及び防災関係機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	195
第3節 市の概要と災害要因	195
第4節 防災ビジョン	195
第5節 予想される災害	196
第2章 災害予防	219
第1節 防災協働社会の形成推進	219
第2節 建築物等の安全化	221
第3節 都市の防災性の向上	227
第4節 液状化対策等の予防	227
第5節 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	227
第6節 避難行動の促進対策	228
第7節 避難所、要配慮者・帰宅困難者対策	229
第8節 火災予防・危険性物質の防災対策	230
第9節 浸水・津波予防計画	232
第10節 文教対策	235
第11節 広域応援・受援体制の整備	236
第12節 防災訓練及び防災意識の向上	238
第13節 震災に関する調査研究の推進	241
第3章 災害応急対策	242
第1節 活動態勢（組織の動員配備）	242
第2節 避難行動	244
第3節 災害情報の収集・伝達・広報	249
第4節 応援協力・派遣要請	251
第5節 救出・救助対策	254
第6節 消防活動・危険性物質対策	256
第7節 医療救護・防疫・保健衛生対策	257
第8節 交通の確保・緊急輸送対策	257
第9節 浸水・津波対策	258
第10節 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	260
第11節 水・食品・生活必需品等の供給	260
第12節 地域安全対策	260
第13節 遺体の取扱	260

第 14 節	ライフライン施設等の応急対策	261
第 15 節	住宅対策	264
第 16 節	学校等における対策	265
第 17 節	災害救助法の適用	265
第 4 章	災害復旧・復興	266
第 1 節	復興体制	266
第 2 節	公共施設等災害復旧対策	266
第 3 節	災害廃棄物処理対策	266
第 4 節	震災復興都市計画の決定手続き	267
第 5 節	被災者等の生活再建等の支援	268
第 6 節	商工業・農林水産業の再建支援	268
第 5 章	南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	269
別紙	東海地震に関する事前対策	274
第 1 節	対策の意義及び東海地震に関連する情報	274
第 2 節	地震災害警戒本部の設置等	277
第 3 節	発災に備えた資機材、人員等の配備手配	285
第 4 節	発災に備えた直前対策	288
第 5 節	市が管理又は運営する施設に関する対策	304
第 6 節	他機関に対する応援要請	309
第 7 節	市民・自主防災組織のとりべき措置	311
	付録（県計画より抜粋）	314

第1章 総則

第1節 計画の目的・方針等

第1編第1章第1節「計画の目的・方針等」を参照

第2節 市及び防災関係機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1編第1章第2節「市及び防災関係機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」を参照

第3節 市の概要と災害要因

第1編第1章第3節「市の概要と災害要因」を参照

第4節 防災ビジョン

第1編第1章第4節「防災ビジョン」を参照

第5節 予想される災害

この計画の作成にあたっては、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件及び過去における各種災害の発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

本市の地盤は、沖積層が厚く、軟弱で、ほぼ全域がゼロメートル地帯となっている。大地震時には地震動により、地盤の亀裂、沈下、液状化現象などの地盤破壊が発生する可能性が高く、家屋の倒壊、水災や火災、その他人命の損傷などの災害が広範に生じるおそれがある。

本市を含む愛知県において、多大な影響を及ぼす地震として、東海地震、東南海地震や活断層による地震の発生が懸念されている。

第1 愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査結果（平成15年公表）

平成13年6月、国の中央防災会議において東海地震の想定震源域が従来よりも愛知県寄りに見直され、平成14年4月には東海地震に係る地震防災対策強化地域が従来の新城市1市から、名古屋市を含む58市町村（当時）に拡大して指定された。また、平成13年9月、国の地震調査研究推進本部は、東南海地震の今後30年以内の発生確率が50%程度と公表した。

こうした動きの中で、県においては、より効果的な地震防災対策を推進するため、阪神・淡路大震災の経験から得られた最新の知見や予測技術、また、県が実施した活断層調査等により得られた地下構造や地盤構造についての新しいデータなどを活用して「愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査」を実施し、平成15年3月、その調査結果を公表した。

市では、この調査結果を参考として、以下に「市防災計画」における想定地震等について記述する。

なお、想定地震に係る被害想定結果等については、本市の地震防災対策に係る基礎資料として、役立てていくこととする。

1 前提条件

(1) 想定地震

地震動については、愛知県に大きな被害を及ぼす可能性のある次の地震を想定した。

本調査の想定地震

地震の種類	想 定 地 震
海溝型地震	①想定東海地震
	②想定東南海地震
	③想定東海・東南海地震連動
内陸型地震	④養老－桑名－四日市断層帯

(2) 想定ケース

想定時間帯は、市民の生活行動が顕著に反映できるよう次の3ケースを想定した。

- | |
|-------------------------------------|
| ①冬早朝5時（阪神・淡路大震災と同様の時間帯：多くの人が自宅で就寝中） |
| ②春秋昼12時（特に市街地部で人口の多い平日の時間帯） |
| ③冬夕刻18時（帰宅ラッシュと重なる、また、出火危険性の高い時間帯） |

(3) 現況データ

項 目	区 分	佐 屋	立 田	八 開	佐 織	愛西市 合 計
		人口（人）	5時	約30,000	約8,300	約5,000
	12時	約23,000	約6,300	約4,000	約17,000	約50,300
	18時	約27,000	約7,400	約4,500	約20,000	約58,900
建物	建物棟数（棟）	約14,000	約5,000	約2,600	約10,000	約31,600

2 想定地震に係る被害予測結果

(1) 地震動・液状化の予測結果（後掲の別図参照）

ア 想定東海地震

(ア) 震度分布

震源に近い渥美半島や県東部では、大半が震度5強から6弱となり、一部で6強がみられる。知多半島及び表層地盤の増幅度の大きい岡崎平野や濃尾平野のほぼ全域で震度5強、一部で6弱となる。中央防災会議により地震防災対策強化地域に指定された市町村のほとんどで震度6弱以上がみられる。愛知県東部は震源に近いため、震度が5強であっても震度6弱に近い可能性があることに注意する必要がある。

本市では、ごく一部ではあるが震度6弱の地域があり、震度5弱もみられるものの震度5強が全地域の8割を超えている。

(イ) 液状化危険度

渥美半島の東部から豊橋市、県東部の河川沿い、三河湾沿岸の一部、濃尾平野の南西部で「液状化危険度が極めて高い」地域がある。

本市では、佐屋地区を中心に液状化危険度が「極めて高い」地域があり、ほかにも液状化危険度が高くなっている地域がある。

区 分		佐 屋	立 田	八 開	佐 織	愛西市 合 計
計測震度面積 率 (%)	5弱以下	0	26	15	27	17.00
	5強	99	74	85	73	82.75
	6弱	1	0	0	0	0.25
	6強	0	0	0	0	0.00
	7	0	0	0	0	0.00
液状化危険度 面積率 (%)	極めて低い	0	1	2	10	3.25
	低い	7	57	70	70	51.00
	高い	62	39	29	21	37.75
	極めて高い	31	2	0	0	8.25

イ 想定東南海地震

(ア) 震度分布

震源に近い渥美半島や知多半島及び濃尾平野の南部で震度6強（ごく一部で震度7）が現れるほか、県の南西部のほぼ全域で震度6弱以上となる。

本市では、一部の地域で6弱がみられるもののほとんどの地域で5強となっている。

(イ) 液状化危険度

渥美半島の西端部及び東部から豊橋市、岡崎平野の河川沿い、知多半島の沿岸の一部、名古屋港から濃尾平野の南部一帯及び濃尾平野の北西部の一部等広範囲にわたり、「液状化危険度が極めて高い」地域がみられる。

本市では、ほとんどの地域で液状化の危険度は「極めて高い」又は「高い」となっている。

区 分		佐 屋	立 田	八 開	佐 織	愛西市 合 計
項 目						
計測震度面積 率 (%)	5弱以下	0	0	0	0	0
	5強	56	86	77	84	75.75
	6弱	44	14	23	16	24.25
	6強	0	0	0	0	0.00
	7	0	0	0	0	0.00
液状化危険度 面積率 (%)	極めて低い	0	0	0	0	0.00
	低い	4	9	11	16	10.00
	高い	10	70	82	74	59.00
	極めて高い	86	21	8	10	31.25

ウ 想定東海・東南海地震連動

(ア) 震度分布

想定東海地震と想定東南海地震を合わせたような震度分布で、震源に近い知多半島、渥美半島、県東部及び濃尾平野等広い範囲で震度6弱以上（ごく一部で震度7）となる。本市は、ほとんどの地域で震度6弱となっているが、ごく一部に震度5強のところがある。

(イ) 液状化危険度

渥美半島の西端、東部から豊橋市にかけて、県東部の山地に入り込む河川沿い、また岡崎平野一帯、知多半島の沿岸の一部、名古屋港から濃尾平野の南部一帯、そして濃尾平野の北西部において、広く「液状化危険度が極めて高い」地域がみられる。

本市では、ほとんど全地域で液状化危険度が「極めて高い」と想定されている。

区 分		佐 屋	立 田	八 開	佐 織	愛西市 合 計
項 目						
計測震度面積 率 (%)	5弱以下	0	0	0	0	0.00
	5強	0	0	0	3	0.75
	6弱	100	100	100	97	99.25
	6強	0	0	0	0	0.00
	7	0	0	0	0	0.00
液状化危険度 面積率 (%)	極めて低い	0	0	0	0	0.00
	低い	1	1	0	1	0.75
	高い	4	2	17	21	11.00
	極めて高い	95	97	83	78	88.25

エ 養老－桑名－四日市断層帯

(ア) 震度分布

震源が愛知県の西方にあり、県西部で震度が大きい。濃尾平野の南西部に震度7があるほか、濃尾平野の南西部一帯が震度6強から6弱、濃尾平野から知多半島、尾張丘陵にかけての地域が震度5強となる。

本市では、立田地区を中心に震度7の地域があり、その他の地域でも震度6強から5強となっている。

(イ) 液状化危険度

「液状化危険度が極めて高い」地域は、ほぼ濃尾平野に限られ、特に震源に近い濃尾平野の南西部一帯に集中している。

本市でも想定東海・東南海地震連動と同様、ほぼ全地域で液状化危険度が極めて高くなっている。

区 分 項 目		佐 屋	立 田	八 開	佐 織	愛西市 合 計
計測震度面積 率 (%)	5弱以下	0	0	0	0	0.00
	5強	0	0	0	30	7.50
	6弱	30	0	67	64	40.25
	6強	61	51	33	5	37.50
	7	9	49	0	0	14.50
液状化危険度 面積率 (%)	極めて低い	0	0	0	0	0.00
	低い	4	1	2	3	2.50
	高い	2	2	5	32	10.25
	極めて高い	94	97	94	66	87.75

(2) 建物関係の被害予測結果（揺れ・液状化による被害）

ア 想定東海地震

揺れによる被害は、揺れの強い豊橋市等、県東部を中心に発生し、液状化による被害は、名古屋市など県内の平野部で広く発生する危険性が高いと算定されている。

本市の場合は、市内建物総棟数約31,600棟のうち全壊棟数約390棟、半壊棟数約1,920棟となっている。

イ 想定東南海地震

揺れによる被害は、県の北西部から南東部にわたる広い範囲で発生し、液状化による被害は、名古屋市など県内の平野部で広く発生する危険性が高く、いずれについても、被害は想定東海地震よりも多く算定されている。

同様に、本市でも想定東海地震と比べると、全壊棟数で約2.3倍、半壊棟数で2倍弱の被害が発生する。

ウ 想定東海・東南海地震連動

想定東海地震と想定東南海地震が連動した場合、県東部の市町村では想定東海地震、その他の市町村では想定東南海地震を上回る被害の様相を示すため、揺れによる被害、液状化による被害のいずれも、各地震が単独で発生した場合よりも大きくなると算定されている。

本市では、全壊棟数約2,580棟、半壊棟数約6,030棟と想定東南海地震をかなり上回る被害が発生する。

エ 養老－桑名－四日市断層帯

震源に近い県西部を中心に被害が発生する。揺れによる被害は震源近くの市町村に集中し、液状化による被害は、それより広い範囲の平野部で発生する危険性が高いと算定されている。

本市の場合は、全壊棟数約1,580棟、半壊棟数約4,290棟と算定されている。

区 分 項 目		佐 屋	立 田	八 開	佐 織	愛西市 合 計
想定東海地 震	全壊棟数 (棟)	約300	約30	約10	約50	約390
	半壊棟数 (棟)	約1,200	約220	約90	約410	約1,920
想定東南海 地震	全壊棟数 (棟)	約490	約120	約60	約220	約890
	半壊棟数 (棟)	約1,700	約570	約250	約1,100	約3,620
想定東海・東 南海地震連動	全壊棟数 (棟)	約1,200	約430	約200	約750	約2,580
	半壊棟数 (棟)	約2,700	約1,000	約430	約1,900	約6,030
養老－桑名－ 四日市断層帯	全壊棟数 (棟)	約760	約490	約100	約230	約1,580
	半壊棟数 (棟)	約2,100	約1,100	約290	約800	約4,290

(3) 地震火災被害の予測結果

ア 冬18時のケース

想定東海地震では、県東部の豊橋市の出火が多く、延焼拡大火災が残ることから、豊橋市での焼失が多いものと算定されている。

想定東南海地震や想定東海・東南海地震連動では、名古屋市や豊橋市のほか、県西部、三河湾沿いや知多半島での出火が多く、焼失の多くもこれらの地域で発生すると算定されている。

養老－桑名－四日市断層帯では、県西部での出火がみられるものの、被害の中心は町村部であり、町村部では建物が密集していないために延焼拡大がしにくいことから、焼失棟数もそれほど多くなると算定されている。

本市の場合は、各想定地震の出火件数、焼失棟数は次のとおりである。

愛西市の火災状況（冬18時）

区 分		佐 屋	立 田	八 開	佐 織	愛西市 合 計
想定東海地 震	出火件数（件）	—	0	0	—	—
	焼失棟数（棟）	約10	0	0	0	約10
想定東南海 地震	出火件数（件）	約10	—	—	—	約10
	焼失棟数（棟）	約10	0	0	約10	約20
想定東海・ 東南海地震 連動	出火件数（件）	約10	約10	—	約10	約30
	焼失棟数（棟）	約20	約10	約10	約10	約50
養老－桑名 －四日市断 層帯	出火件数（件）	約10	約10	—	—	約20
	焼失棟数（棟）	約10	約10	約10	約10	約40

※1 「—」は若干

2 火災被害の算定において、消防運用については、市に所在するポンプ車数をもとに計算している。

イ 冬5時のケース

冬5時の場合は、多くの人が就寝している時間帯であることから、出火はそれほど多くなく、想定東海・東南海地震連動及び養老－桑名－四日市断層帯で若干延焼拡大するものの、その他の地震では延焼拡大に至ることはなく、いずれの地震についても、焼失棟数は冬18時のケースに比べると大幅に少ないと算定されている。

(4) 交通施設被害の予測結果

ア 想定東海地震

愛知県内では主に東三河に被害が限定されるため、豊橋市内や渥美半島、山間部を中心とする一部の地域では陸上輸送に支障が生じる。また、東三河の多くの港湾・漁港が利用困難となるが、耐震強化岸壁は利用可能である。山崖崩れ等の影響により東三河北部の山間部が孤立する可能性が高い。

本市の場合は、緊急輸送道路への影響は影響ランク（AA、A、B、C）のうち、B又はCランクとなっている。

イ 想定東南海地震

知多半島及び渥美半島を中心に全県的に被害が発生し、両半島で陸上輸送に支障が生じる。知多では大部分の港湾・漁港が被害を受けるため、知多半島南部及び島しょ部が孤立する可能性が高い。三河の多くの港湾・漁港でも被害が発生するが、耐震強化岸壁は利用可能である。

本市の場合、緊急輸送道路への影響度ランクはBとなっている。

ウ 想定東海・東南海地震連動

知多半島及び渥美半島、三河湾沿岸部を中心に全県的に被害が発生し、名古屋市等の尾張南部でもほぼ全域で震度6弱以上となる。このため、これらの地域では陸上輸送に支障が生じ、中部国際空港へのアクセスにも支障が生じる。耐震強化岸壁は利用可能である。

が、全県的に多くの港湾・漁港が利用困難となるため、知多半島及び渥美半島西部、島しょ部が孤立する可能性が高い。同様に、山崖崩れ等の影響により東三河北部の山間部が孤立する可能性が高い。

本市の場合は、緊急輸送道路への影響度ランクはBとなっている。

エ 養老－桑名－四日市断層帯

愛知県内では主に尾張西部に被害が限定されるため、海部地区を中心に周辺地域でのみ陸上輸送に支障が生じる。このため、三重県へのアクセスも困難となる。名古屋港の一部の岸壁が利用困難となる。

本市でも緊急輸送道路への影響度ランクはほとんどがAと想定されており、この断層帯による影響が大きく陸上輸送に支障が生じる。

(5) ライフライン施設被害予測結果

ア 上水道

阪神・淡路大震災では、管路施設だけでなく貯水施設や取水施設、浄水施設などでも被害が発生しているが、貯水施設の被害は機能停止に至らないものがほとんどであり、また取水施設の被害も速やかに復旧している。

地震動が大きな地域では施設の付帯設備に被害が発生する可能性があるが、基幹施設は優先的に復旧され、かつ、設備の被害が想定される地域においては配水管等の被害も想定されるため、施設の設備付帯の被害が機能支障の直接的な要因となる可能性は低いと考えられる。

(ア) 想定東海地震

想定東海地震においては、震源に近い豊橋市などの東三河地区や液状化危険度の高い本市など海部地区を中心として高い断水率となる。

本市で約18,500戸に断水被害が生じる。

(イ) 想定東南海地震

想定東南海地震においては、震源に近い知多地区、地震動が大きく液状化危険度も高い東三河地区、海部地区、尾張地区西部を中心として高い断水率となる。

本市では、約19,800戸に断水被害が発生する。

(ウ) 想定東海・東南海地震連動

想定東海・東南海地震連動においては、新城設楽地区の南部、東三河地区、西三河地区の西部、知多地区、本市など海部地区及び尾張地区西部など広範囲にわたって高い断水率となる。

(エ) 養老－桑名－四日市断層帯

養老－桑名－四日市断層帯においては、震源に近い本市など海部地区を中心として高い断水率となる。

愛西市の断水被害

区 分 項 目 (戸)	佐 屋	立 田	八 開	佐 織	愛西市 合 計
想定東海地震	約10,000	約2,200	約1,000	約5,300	約18,500
想定東南海地震	約10,000	約2,400	約1,200	約6,200	約19,800
想定東海・東南海地震連動	約10,000	約2,500	約1,300	約6,900	約20,700
養老－桑名－四日市断層帯	約10,000	約2,500	約1,300	約6,700	約20,500

イ ガス

ガスについては、主に建物が全半壊することによって点検を要する被害が発生するため、被害の地域分布については建物被害と似た傾向にある。

本市の場合には、想定東海・東南海地震連動、養老－桑名－四日市断層帯による被害が大きくなっている。

愛西市のガス施設被害

区 分		佐 屋	立 田	八 開	佐 織	愛西市 合 計
項 目						
想定東海地震	都市ガス (戸)	0	*	*	0	0
	L P ガス (戸)	約920	約110	約20	約290	約1,340
想定東南海地震	都市ガス (戸)	0	*	*	—	0
	L P ガス (戸)	約1,300	約300	約70	約810	約2,480
想定東海・東 南海地震連動	都市ガス (戸)	約30	*	*	約400	約430
	L P ガス (戸)	約2,400	約660	約140	約1,700	約4,900
養老－桑名－ 四日市断層帯	都市ガス (戸)	約10	*	*	—	約10
	L P ガス (戸)	約1,800	約690	約90	約650	約3,230

※ 「—」は若干、「*」は元データ無し。

ウ 電力

大規模地震発生の際には、発電設備についても一部に影響を受けるおそれがあるが、他電力会社からの電力融通措置等により電力供給には大きな影響はないものと想定している。

(ア) 想定東海地震

想定東海地震においては、震源に近い豊橋市などの東三河地区や新城設楽地区を中心として高い停電率となる。

本市では、佐屋地区で約80口（契約口数）の被害が予想される。

(イ) 想定東南海地震

想定東南海地震においては、東三河地区、知多地区、海部地区を中心として高い停電率となるとともに、名古屋地区でも多くの停電が発生する。

本市でも、この地震によって約3,770口（契約口数）に停電が発生する。

(ウ) 想定東海・東南海地震連動

想定東海・東南海地震連動においては、想定東南海地震よりもさらに全県規模で停電が発生する地域が出てくる。

本市では、想定東南海地震を上回る被害が発生する。

(エ) 養老－桑名－四日市断層帯

養老－桑名－四日市断層帯においては、震源に近い本市をはじめ海部地区、名古屋地区、尾張地区を中心に停電が発生する。

本市では、この断層帯による停電が最も高くなっている。

愛西市の電力被害

区 分	佐 屋	立 田	八 開	佐 織	愛西市 合 計
項 目 (口)					
想定東海地震	約80	0	0	0	約80
想定東南海地震	約2,200	約490	約240	約840	約3,770
想定東海・東南海地震連動	約3,400	約820	約450	約2,500	約7,170
養老－桑名－四日市断層帯	約4,000	約1,400	約460	約2,200	約8,060

エ 電話

一般電話施設の物的被害による通話機能支障もほぼ停電と同じような傾向である。本市の場合は、養老－桑名－四日市断層帯による被害が大きくなっている。

また、被害の有無にかかわらず、全国からの安否確認や緊急通信のための被災地への呼出が集中することにより輻輳状態となり、数日程度は電話がかかりにくい状態が続く可能性がある。

愛西市の電話施設被害

区 分 項 目 (件)	佐 屋	立 田	八 開	佐 織	愛西市 合 計
想定東海地震	0	0	0	0	0
想定東南海地震	約460	約80	約30	約40	約610
想定東海・東南海地震連動	約1,500	約350	約210	約1,000	約3,060
養老－桑名－四日市断層帯	約2,500	約1,500	約220	約670	約4,890

オ 下水道

液状化危険度の高い地域においては、下水道の流下機能支障が発生する。

阪神・淡路大震災では、管きよの被害だけではなく、下水処理場やポンプ場においても被害が発生したが、想定では機能支障を排水困難としており、仮に下水処理場やポンプ場が被災しても、流下機能は保たれるものと想定している。

また、迅速な復旧を目標としているが、上水道が停止すれば下水道も実質的に利用できない状態になることが多いため、下水道の実質的な復旧に関しても上水道の復旧状況に影響される可能性が高い。

大規模地震災害の場合には被害が広域化するため、全国からの応援が駆けつけることが難しくなったり、激甚被災地に応援が集中するなどの問題が発生することも考えられ、場合によっては復旧が長期化するおそれがあることに留意する必要があると想定している。

(ア) 想定東海地震

想定東海地震においては、東三河地区をはじめとして、海部地区、名古屋地区などで流下機能支障率が高い。

本市においては、被害はないと予想されている。

(イ) 想定東南海地震

想定東南海地震においては、東三河地区、西三河地区、知多地区、名古屋地区、海部地区及び尾張地区の平野部を中心に流下機能支障が発生する。

本市においては、被害はないと予想されている。

(ウ) 想定東海・東南海地震連動

想定東海・東南海地震連動においては、想定東南海地震以上に液状化危険度の高い地域が広がり、流下機能支障人口も多くなる。

本市では被害はないと予想されている。

(エ) 養老－桑名－四日市断層帯

養老－桑名－四日市断層帯においては、津島市などの海部地区や名古屋地区を中心に流下機能支障が発生する。

本市では被害はないと予想されている。

(6) 人的被害及び社会機能支障の被害予測結果

ア 人的被害

(ア) 死傷者

a 想定東海地震

想定東海地震においては、名古屋市、豊橋市を中心に人的被害が発生する。建物被害及び山崖崩れによる死者が多い。また、予知がなされれば、的確な行動をとることができることで、人的被害は約半数まで軽減できる。

本市では、表にあるように各設定時間帯とも死者は若干名である。負傷者は約140～240人と予想されている。

b 想定東南海地震

想定東南海地震においては、名古屋市をはじめ、豊橋市などの東三河地区、知多地区、西三河地区を中心に人的被害が発生する。建物被害による死者が最も多い。

本市の場合は、各設定時間帯とも死者数は若干名となっている。

c 想定東海・東南海地震連動

想定東海・東南海地震連動においては、想定東南海地震よりも被害は大きく、特

に、名古屋市や、豊橋市をはじめとする東三河地区で被害が大きい。建物被害による死者が最も多い。

本市でも死者が発生し、負傷者数も冬早朝5時では約1,160人となっている。

d 養老－桑名－四日市断層帯

養老－桑名－四日市断層帯においては、震源に近い名古屋市、本市など海部地区を中心に人的被害が発生する。建物被害による死者が最も多い。

本市も、想定東海・東南海地震連動に続いて被害が高い。

愛西市の人的被害

区 分			佐 屋	立 田	八 開	佐 織	愛西市 合 計
項 目							
想定東海 地震	冬 早朝5時	死者数(人)	—	0	0	0	—
		負傷者数(人)	約160	約20	約10	約50	約240
	春 秋 昼12時	死者数(人)	—	0	0	0	—
		負傷者数(人)	約90	約10	約10	約30	約140
	冬 夕刻18時	死者数(人)	—	0	0	0	—
		負傷者数(人)	約100	約10	約10	約40	約160
想定東南 海地震	冬 早朝5時	死者数(人)	—	—	—	—	—
		負傷者数(人)	約230	約60	約40	約170	約500
	春 秋 昼12時	死者数(人)	—	—	—	—	—
		負傷者数(人)	約130	約40	約20	約100	約290
	冬 夕刻18時	死者数(人)	—	—	—	—	—
		負傷者数(人)	約150	約40	約30	約120	約340
想定東海・ 東南海地 震連動	冬 早朝5時	死者数(人)	約20	約10	—	約10	約40
		負傷者数(人)	約550	約150	約90	約370	約1,160
	春 秋 昼12時	死者数(人)	約10	—	—	約10	約20
		負傷者数(人)	約310	約90	約50	約220	約670
	冬 夕刻18時	死者数(人)	約10	約10	—	約10	約30
		負傷者数(人)	約350	約110	約60	約250	約770
養老－桑 名－四日 市断層帯	冬 早朝5時	死者数(人)	約10	約10	—	—	約20
		負傷者数(人)	約360	約170	約40	約90	約660
	春 秋 昼12時	死者数(人)	—	—	—	—	—
		負傷者数(人)	約200	約100	約20	約50	約370
	冬 夕刻18時	死者数(人)	約10	約10	—	—	約20
		負傷者数(人)	約230	約120	約30	約60	約440

※ 「—」は若干

(イ) 帰宅困難者

地震によらず、昼間の時間帯に大規模地震が発生し交通機関等が停止した場合を前提としている(震度が低い地域では通常通り運行される可能性があるが、点検等で停止する場合も考えられる。)。突発地震時では名古屋市をはじめとして、豊田市、岡崎市、刈谷市、豊橋市を中心に多くの帰宅困難者が発生すると想定している。

また、警戒宣言発令時には、強化地域内の鉄道・バス等の公共交通機関は停止し、強化地域内では自動車・二輪・徒歩、強化地域外では全交通手段が使えるとすると、突発地震時の4割弱程度に帰宅困難者数が減少すると想定している。

(なお、東海地震や養老－桑名－四日市断層帯等の場合には交通機関が停止する地域が限定される可能性があり、その場合には帰宅困難者は上記より少なくなることが考えられるとしている。)

本市では、各想定地震とも約2,090人の帰宅困難者が発生する。

愛西市の帰宅困難者数（突発時）

区 分 項 目 (人)	佐 屋	立 田	八 開	佐 織	愛西市 合 計
想定東海地震	約1,000	約290	約100	約700	約2,090
想定東南海地震	約1,000	約290	約100	約700	約2,090
想定東海・東南海地震連動	約1,000	約290	約100	約700	約2,090
養老一桑名一四日市断層帯	約1,000	約290	約100	約700	約2,090

※ 帰宅困難者の想定は、昼間に大規模地震が発生し、交通機関等が停止した場合を前提としたものであり、交通機関が停止する地域が限定される場合には、上記数値よりも帰宅困難者は少なくなることが考えられる。

イ 社会機能支障

(ア) 住機能支障

各想定地震が発生してから1日後の本市における避難所生活者数は、次表のとおりである。

想定東海・東南海地震連動、養老一桑名一四日市断層帯の両想定地震による被害が高く避難所生活者が多い。

愛西市の避難所生活者数（1日後）

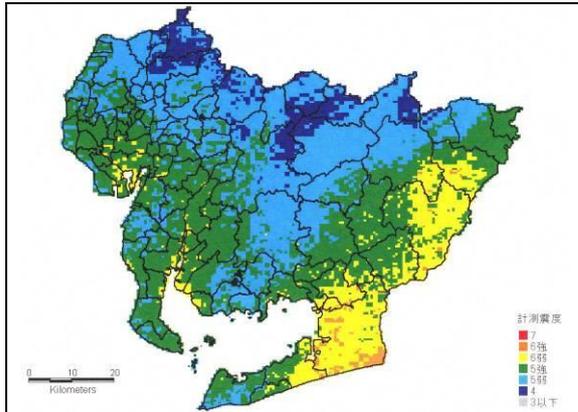
区 分 項 目 (人)	佐 屋	立 田	八 開	佐 織	愛西市 合 計	
想 定 東 海 地 震	自宅建物被害による	約530	約40	約20	約90	約680
	ライフライン支障による	約5,600	約1,200	約570	約2,400	約9,770
	合 計	約6,100	約1,300	約590	約2,500	約10,490
想 定 東 南 海 地 震	自宅建物被害による	約780	約130	約60	約290	約1,260
	ライフライン支障による	約5,200	約1,400	約760	約3,300	約10,660
	合 計	約6,000	約1,600	約820	約3,600	約12,020
想 定 東 海 ・ 東 南 海 地 震 連 動	自宅建物被害による	約1,300	約370	約210	約860	約2,740
	ライフライン支障による	約6,100	約1,700	約1,000	約4,600	約13,400
	合 計	約7,400	約2,100	約1,200	約5,500	約16,200
養 老 一 桑 名 一 四 日 市 断 層 帯	自宅建物被害による	約1,000	約410	約150	約460	約2,020
	ライフライン支障による	約6,200	約1,700	約990	約4,000	約12,890
	合 計	約7,200	約2,100	約1,100	約4,500	約14,900

※ 避難所生活者は主として自宅建物が被害を受けた人と、断水等ライフライン支障による人からなる。なお、ライフライン支障を理由とする避難所生活者の全員が必ずしも避難所での就寝者とは限らないことに留意する必要がある。

別図1 震度分布図

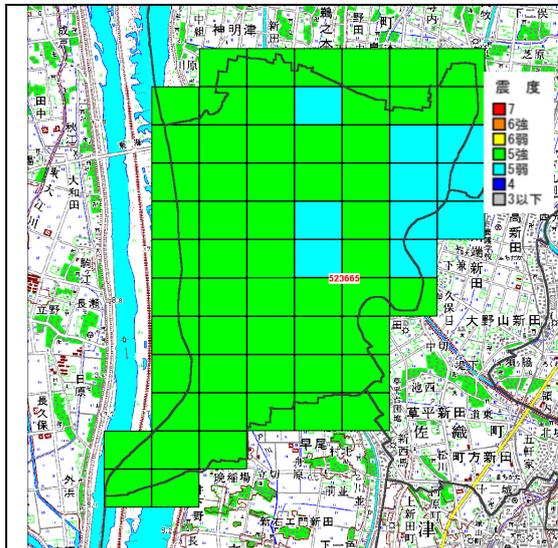
1 想定東海地震

(1) 県全域

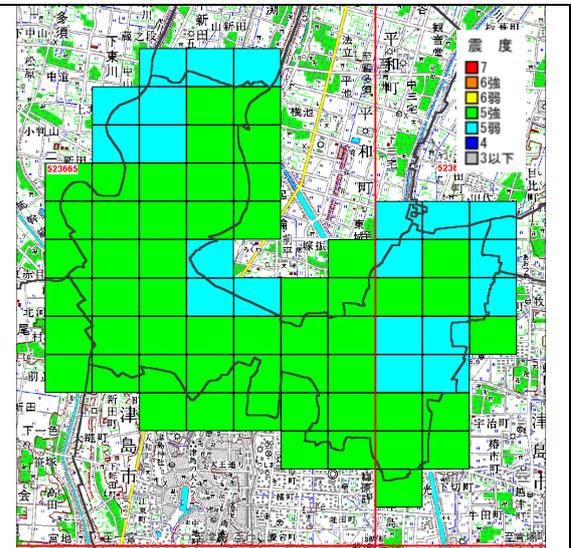


(2) 愛西市

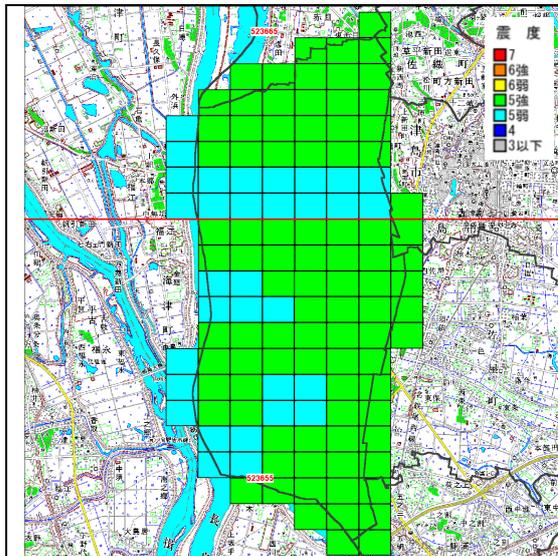
〔八開地区〕



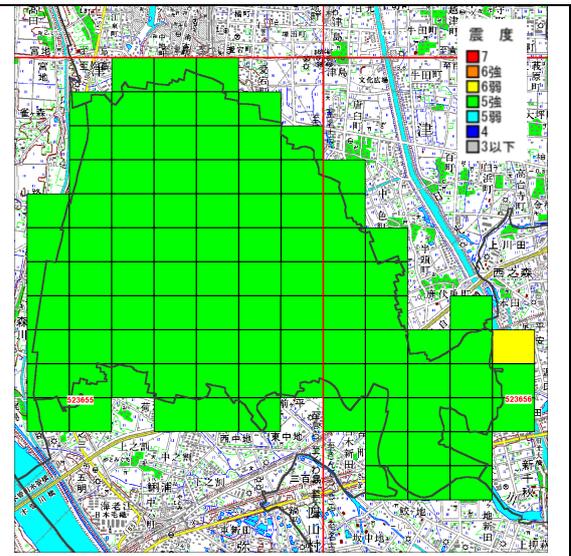
〔佐織地区〕



〔立田地区〕

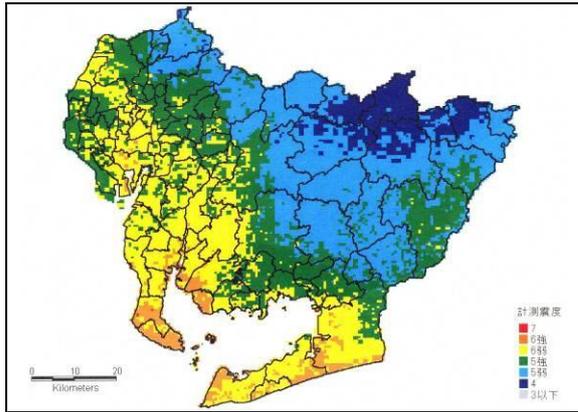


〔佐屋地区〕



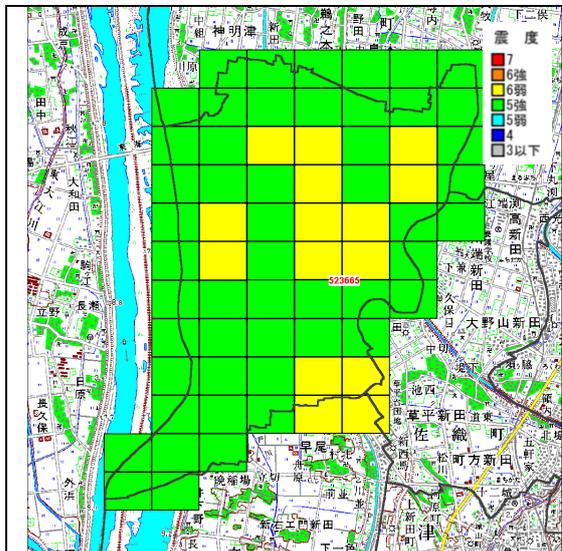
2 想定東南海地震

(1) 県全域

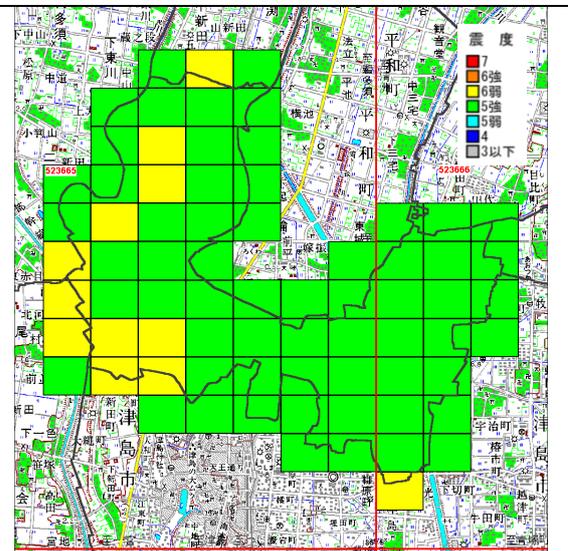


(2) 愛西市

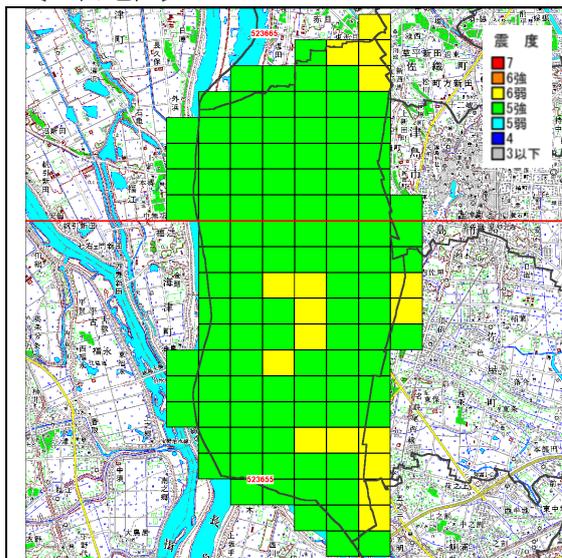
[八開地区]



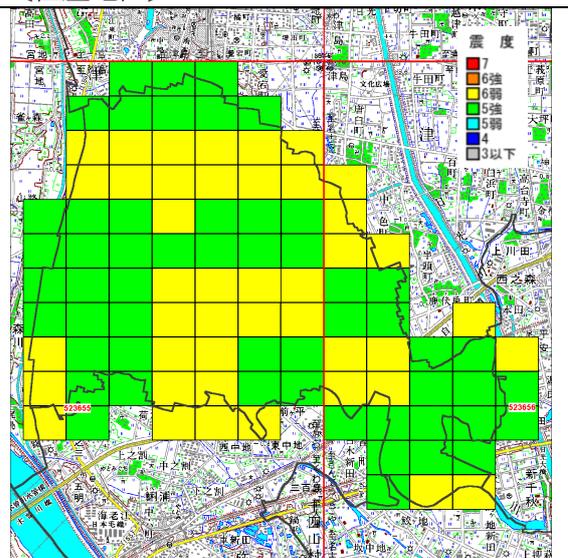
[佐織地区]



[立田地区]

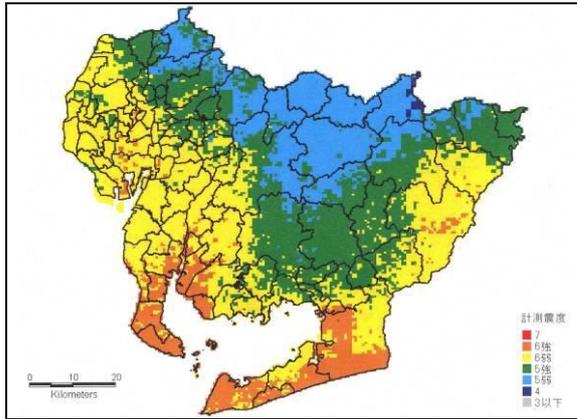


[佐屋地区]



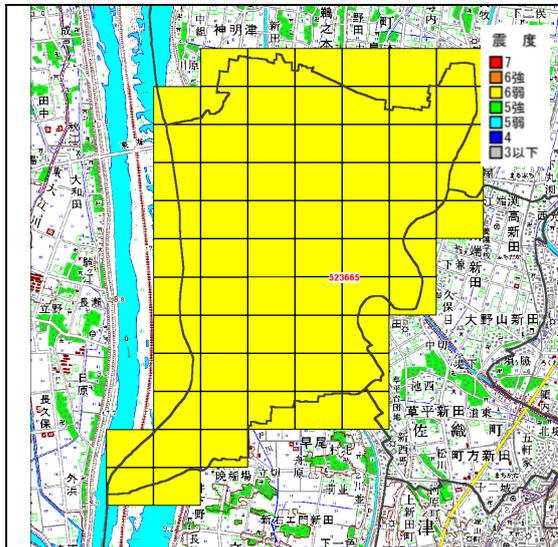
3 想定東海・東南海地震連動

(1) 県全域

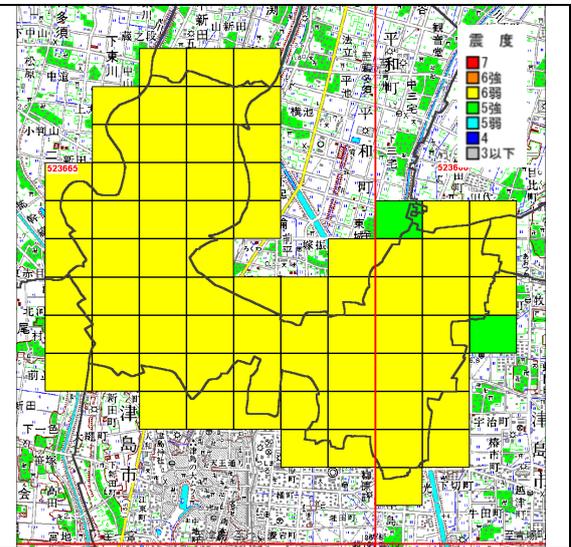


(2) 愛西市

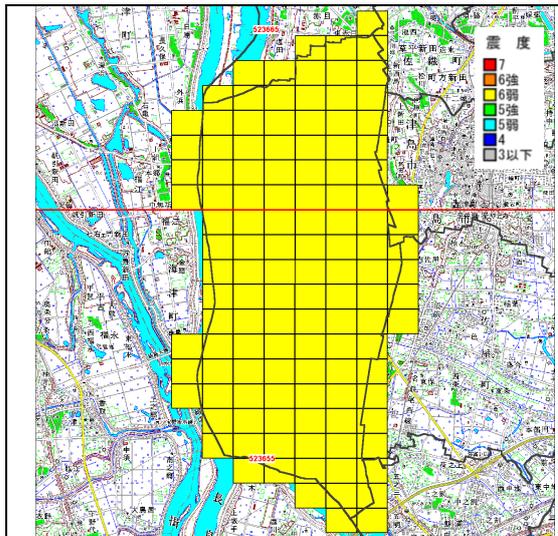
〔八開地区〕



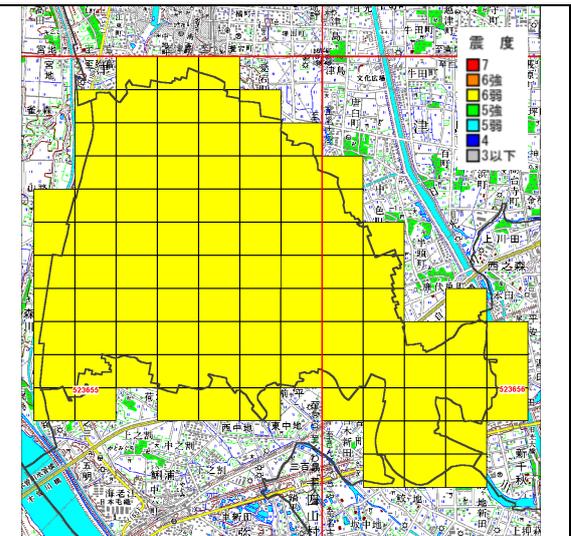
〔佐織地区〕



〔立田地区〕

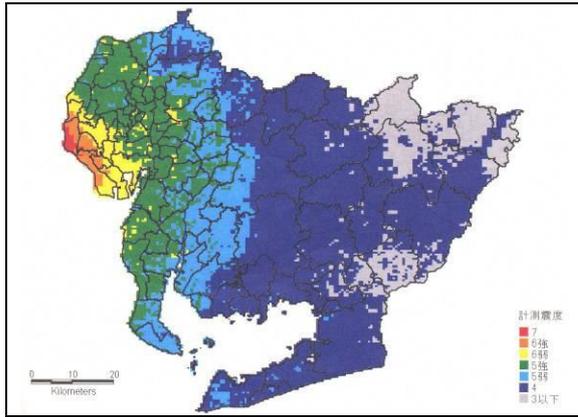


〔佐屋地区〕



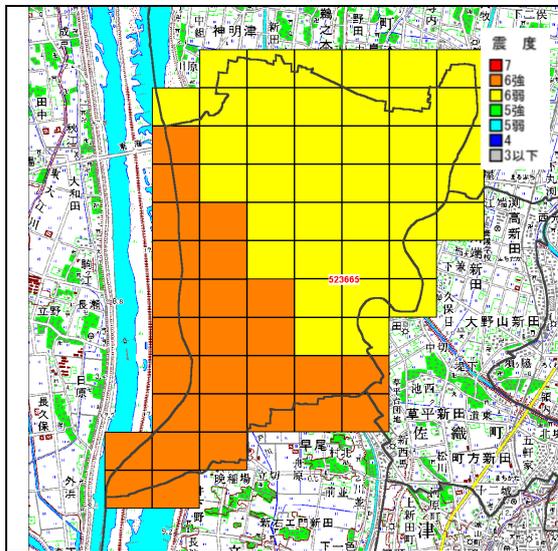
4 養老—桑名—四日市断層帯

(1) 県全域

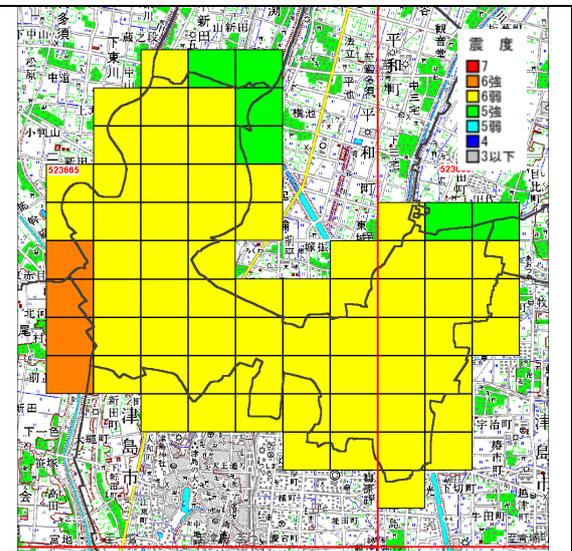


(2) 愛西市

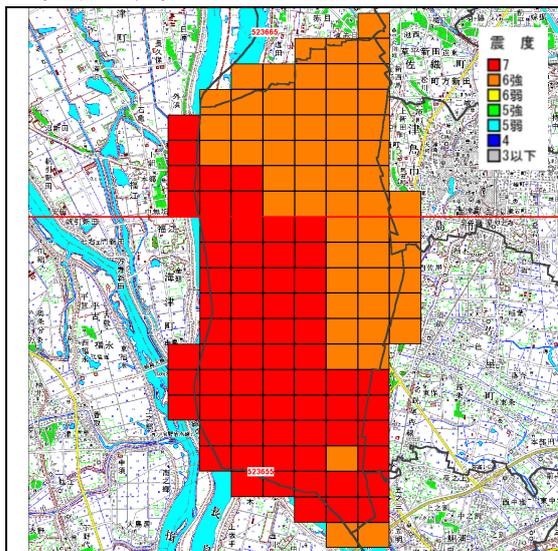
[八開地区]



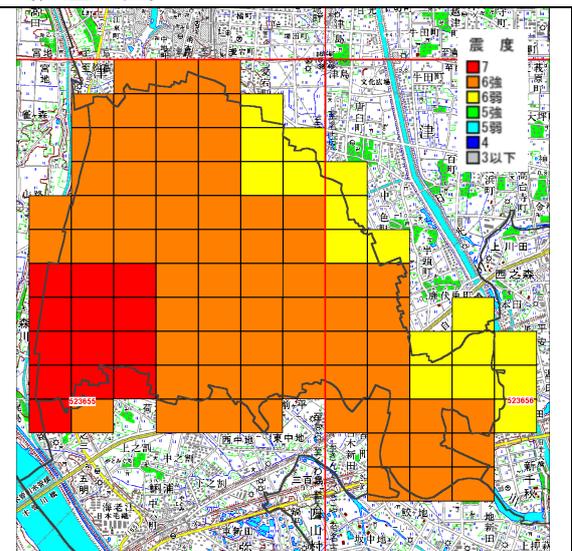
[佐織地区]



[立田地区]

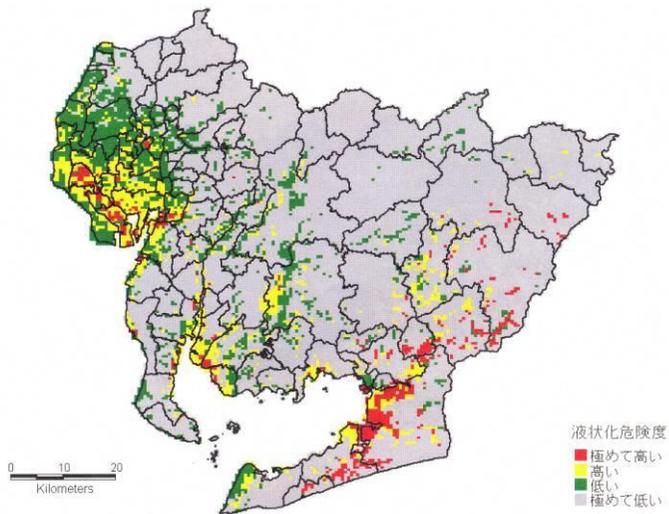


[佐屋地区]

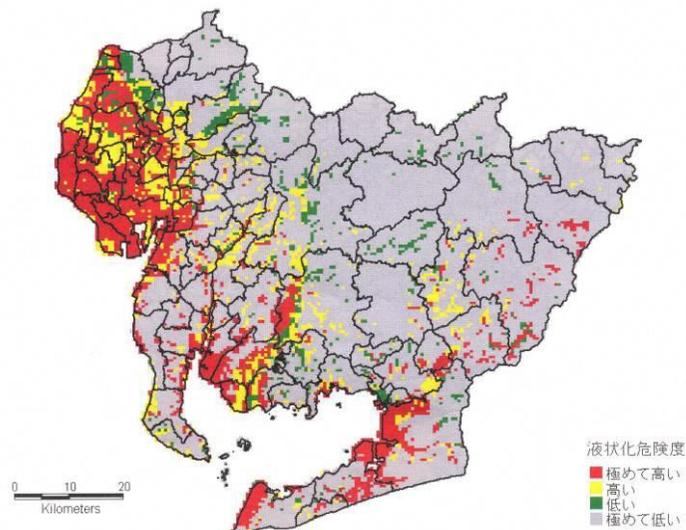


別図2 液状化危険度分布図

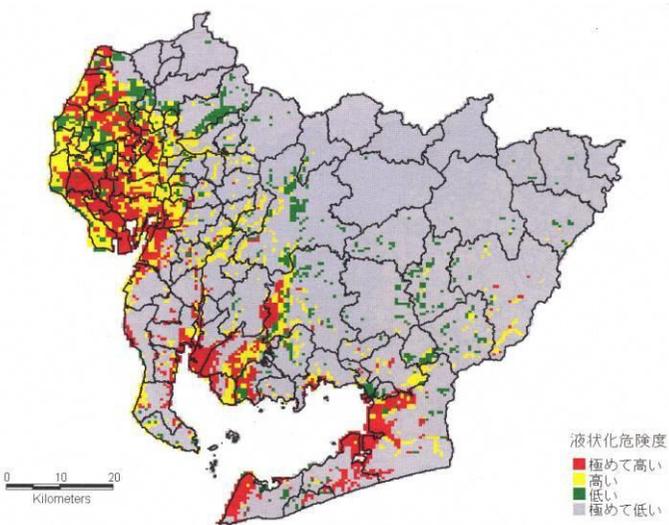
1 想定東海地震



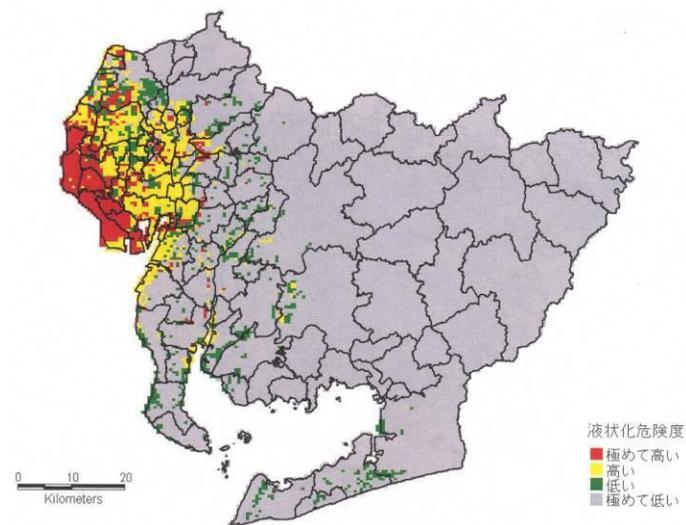
3 想定東海・東南海地震連動



2 想定東南海地震



4 養老－桑名－四日市断層帯



第2 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果（平成26年公表）

県では、戦後最大の甚大な被害をもたらした東北地方太平洋沖地震を教訓として、これまでの地震被害予測調査を最新の知見に基づいて見直し、今後の防災・減災対策の効果的な推進に資することを目的として、「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」を実施した。この調査は、平成23年度から平成25年度の3年間で実施し、平成26年に公表されたものである。

本項では、この調査結果に基づき、本市における被害量の想定結果の概要及び県全体としての減災効果について記すものとし、本市の地震防災対策に係る基礎資料として、役立てていくこととする。

I 被害量の想定結果のまとめ

1 調査対象とした地震・津波

南海トラフでくり返し発生する大規模な海溝型地震は、本県に与える影響は極めて大きく、その発生確率や被害規模から、本県としてまず対策を講ずべき対象として考慮するものである。

南海トラフで発生する地震・津波には多様性があり、予測困難なものがあるが、効果的な防災・減災対策の実施につなげていくため、南海トラフでくり返し発生している地震・津波のうちで過去に実際に発生したものを参考に想定することとした（「A 過去地震最大モデル」による想定）。

なお、「命を守る」という観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波についても、補足的に想定することとした（「B 理論上最大想定モデル」による想定）。

A	過去地震最大モデル	<ul style="list-style-type: none"> ○ 南海トラフでくり返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせたモデルである。 ○ 本県の地震・津波対策を進める上で軸となる想定として位置付けられるものであり、「B 理論上最大想定モデル」の対策にも資するものである。
B	【補足】理論上最大想定モデル	<ul style="list-style-type: none"> ○ 南海トラフで発生するおそれのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定。千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。 （※国が平成24年8月29日に公表した「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル」） ○ 本県の地震・津波対策を検討する上で、主として「命を守る」という観点で補足的に参照するものである。

2 想定した項目等

○ 今回の調査において想定した地震・津波に基づき、建物被害、人的被害等の被害量を想定した。また、想定時間帯については、県民の生活行動が反映できるよう、冬深夜5時、夏昼12時、冬夕方18時を設定して、被害量を想定するとともに、対策を講ずることによる減災効果をあわせて想定した。

○ 「A 過去地震最大モデル」については、実際に対策を進める上で参照するものとして、さらにライフライン被害等、経済被害額についても想定した。

季節時間帯	想定される被害の特徴
①冬深夜5時	○ 県民の多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れる。
②夏昼12時	○ オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する場合が多い。
③冬夕方18時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ○ オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。

3 留意事項

- 今回の調査は、今後の効果的な防災・減災対策の推進を目的として実施したものであり、次に発生する地震・津波を具体的に想定したものではない。したがって、平成14年度、15年度に想定していた、東海地震単独、あるいは東海地震・東南海地震が連動する地震・津波が発生する場合や、今回の想定を上回る規模の地震・津波が発生する場合など、次に発生する地震・津波については様々な可能性が考えられる。
- 今回の調査では、堤防等の被災について、「津波防災地域づくりに関する法律」に関連して示された「津波浸水想定の設定の手引き」（国土交通省）を参照し、強い揺れや地盤の液化化により一定の被害を受けることを前提としている。実際の地震・津波が発生した場合には、地盤沈下や堤防等の被災状況等によって、様相は大きく異なることもありうる。
- 今回の調査は、ある条件のもとに県内の被害について想定を行ったものであり、今回の想定と異なる地震・津波により異なる様相となることもありうることから、県内のすべての地域における防災・減災対策が必要であることは言うまでもない。
- 今回の調査では、被害が定量化できない事項もあり、また、長周期地震動対策など、今後の課題として残されたものもある。
- 今回の調査における想定結果は、被害評価手法の開発等の新たな知見やデータの更新によって、適宜見直されるものであり、各主体においてより詳細な検討が進められることが期待される。

4 愛西市における被害量の想定結果

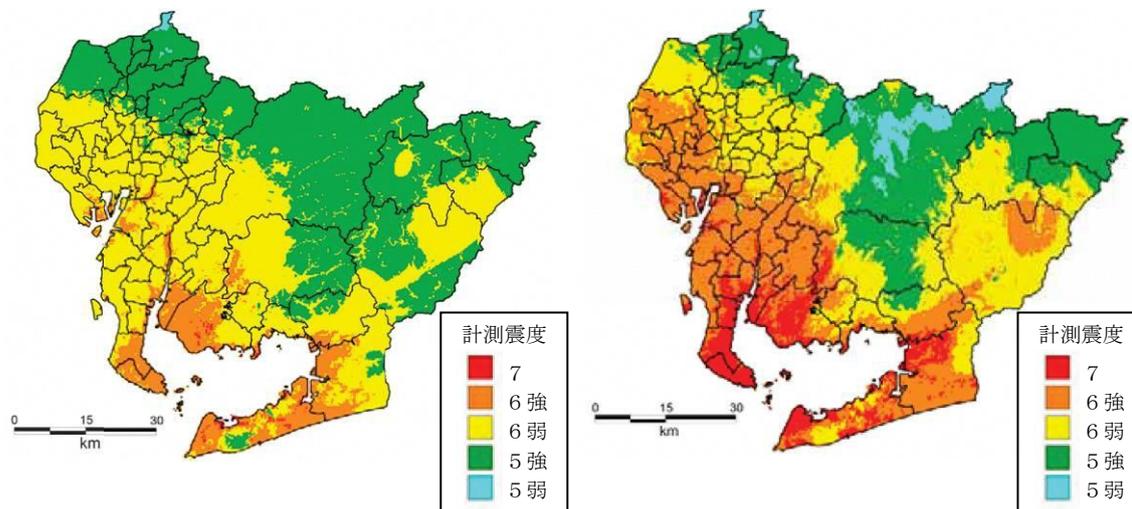
県の調査結果のうち、本項では、主に市域における被害想定結果を示すものとする（市域の被害量が最大となる場合の数値等を抽出し、記載した。）。

(1) 震度

市域の震度について、「A 過去地震最大モデル」では最大震度6弱、「B 理論上最大想定モデル」では最大震度7と予想されている。

A 過去地震最大モデル

B 理論上最大想定モデル

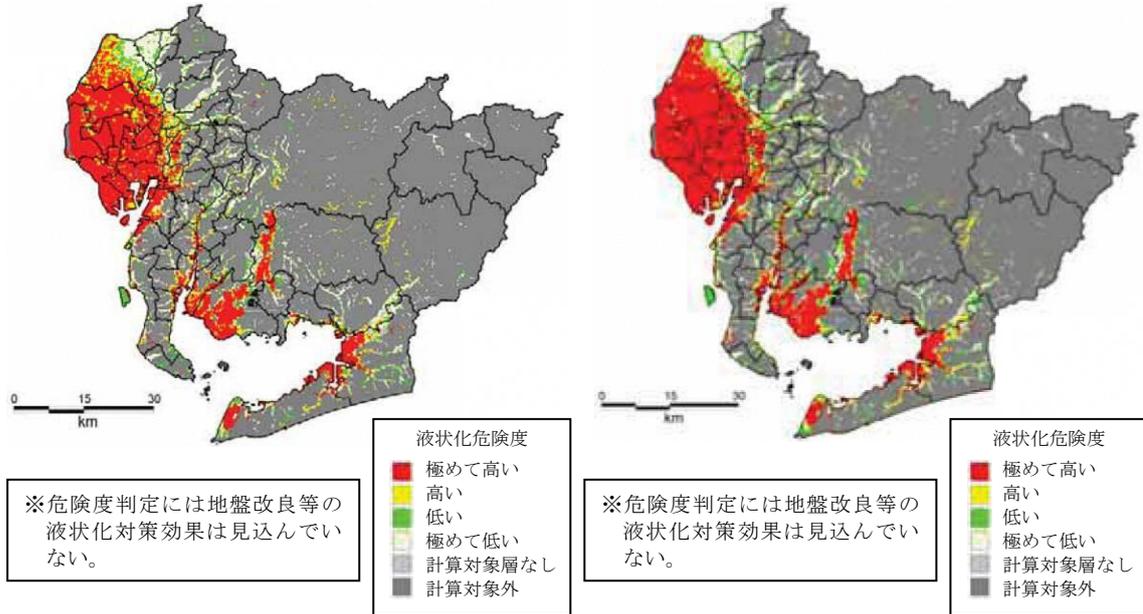


(2) 液状化危険度

「A 過去地震最大モデル」「B 理論上最大想定モデル」とも、市域全体にわたって液状化の危険性が極めて高いとされている。

A 過去地震最大モデル

B 理論上最大想定モデル



(3) 津波等による浸水

本市は海岸線を有していないが、津波の河川遡上等による浸水被害が予想されている。A・Bの想定地震において、名古屋港に津波が到達するのが地震発生から90～103分後とされており、地震発生後の時間的制約を考慮した対策を進める必要がある。

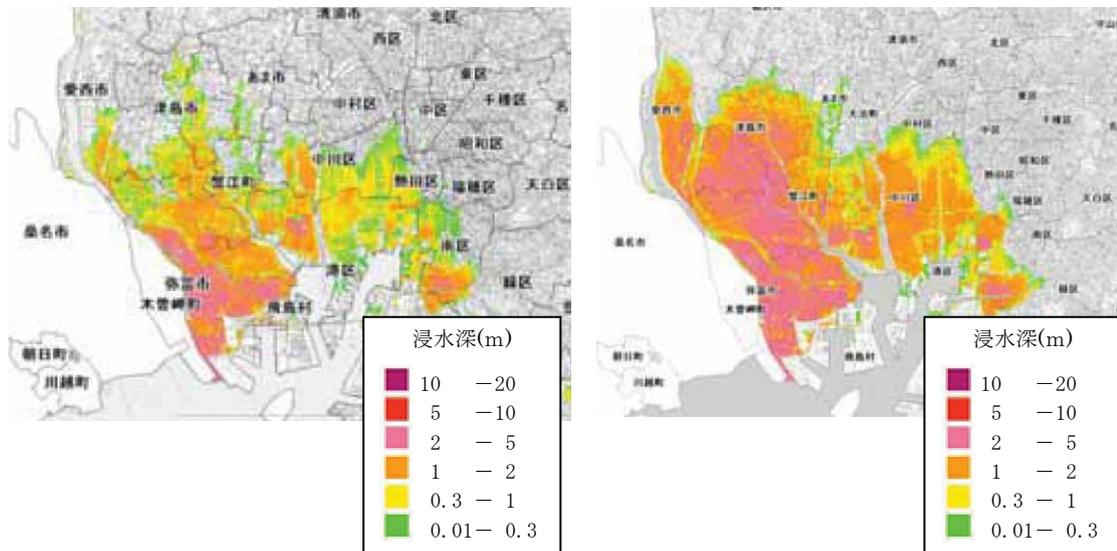
ア 最大浸水深

市域で1 cm以上浸水する面積は、「A 過去地震最大モデル」の津波で1,389ha、「B 理論上最大想定モデル」の津波で3,687haである。本市はゼロメートル地帯が広がっていることから、津波が収まった後も潮位による浸水が継続し、長期にわたってたん水することが予想される。

なお、ここで示された浸水域や浸水深は、これ以上最大にはならないというものではなく、実際の地形の形状や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生し、あるいは局部的に浸水深がさらに大きくなる可能性を含むものである。

A 過去地震最大モデル

B 理論上最大想定モデル



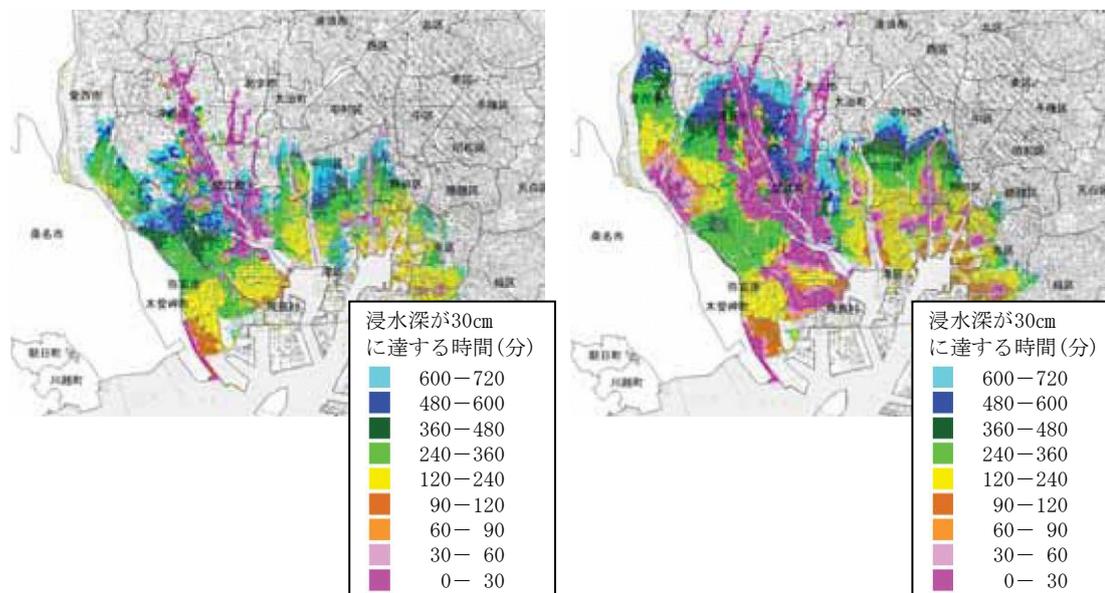
イ 浸水が30cmに達する時間

想定結果によると、市域内でも発災後間もなく深さ30cm以上の浸水深に達する地域がある。これは、被害想定調査の設定において、地震動による地盤の液状化等の影響によって堤防（土堰堤）が最大75%沈下するという条件を与えていることから、発災後すぐに河川から浸水がはじまると想定されているものである。

この想定結果については、現在の堤防の耐震性や今後の対策事業の予定・計画等について国及び県と調整・協議した上で、必要な防災対策を講じていくこととする。

A 過去地震最大モデル

B 理論上最大想定モデル



(4) 被害想定結果一覧（愛西市）

被害想定項目		A 過去地震最大モデル	B 理論上最大想定モデル
全壊・焼失棟数	揺れ	約200棟	約3,100棟
	液状化	約700棟	約700棟
	浸水・津波	約200棟	約3,500棟
	火災	約10棟	約600棟
	合計	約1,100棟	約7,900棟
死者数	建物倒壊等	約10人	約200人
	（うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）	*	約10人
	浸水・津波	約10人	約800人
	（うち自力脱出困難）	約10人	約200人
	（うち逃げ遅れ）	約10人	約600人
	火災	*	*
合計	約20人	約1,100人	

※ 次の①～③にしたがって端数処理を行っているため、合計が各項目の和に一致しない場合がある。

① 5未満 → 「*」 ② 5以上100未満 → 「一の位を四捨五入」

③ 100以上1万未満 → 「十の位を四捨五入」

(5) 被害予測結果を踏まえた災害廃棄物発生量の推計（平成27年7月県環境部）

過去地震最大モデルで想定される建物被害棟数や浸水面積をもとに、建物の全壊・焼失、半壊、床上・床下浸水を考慮して災害廃棄物等の発生量を推計した。

被害量の想定結果（県全体）

廃棄物	災害廃棄物（がれき）	約 20,625,000 トン
	津波堆積物	約 6,465,000 トン
	合計	約 27,090,000 トン

II 減災効果と今後の地震防災・減災対策について

1 減災効果について（愛知県）

(1) 建物被害

項目	A 過去地震最大モデル		B 理論上最大想定モデル	
	対策前	対策後	対策前	対策後
揺れによる全壊棟数	約47,000棟	約20,000棟 (約6割減)	約242,000棟	約103,000棟 (約6割減)

※ 全壊・焼失棟数のうち、減災効果を試算した揺れによる全壊棟数のみを記載している。

(2) 人的被害

項目	A 過去地震最大モデル		B 理論上最大想定モデル	
	対策前	対策後	対策前	対策後
死者数	約6,400人	約1,200人 (約8割減)	約29,000人	約11,000人 (約6割減)
うち建物倒壊等による死者	約2,400人	約700人 (約7割減)	約14,000人	約4,900人 (約7割減)
うち浸水・津波による死者	約3,900人	約300人 (約9割減)	約13,000人	約3,500人 (約7割減)
自力脱出困難	約800人	約200人 (約8割減)	約5,500人	約1,500人 (約7割減)
津波からの逃げ遅れ	約3,100人	約200人 (約9割減)	約7,100人	約2,000人 (約7割減)

※1 端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合がある。

※2 対策効果を想定した項目のみを記載しているため、各内数の合計は、死者数全体の数値に一致しない。

(3) 経済被害額（A 過去地震最大モデル）

項目	対策前	対策後
経済被害額（直接被害額）	約13.86兆円	約11.25兆円（約2割減）

2 減災効果の想定で前提とした対策項目について

今回の調査で、減災効果の想定で見込んだ対策は次の4点である。

- ・建物の耐震化率100%の達成（現状：約85%）
- ・家具等の転倒・落下防止対策実施率100%の達成（現状：50%）
- ・全員が発災後すぐに避難開始
- ・既存の津波避難ビルの有効活用（津波避難ビル：659棟）

3 今後の地震防災・減災対策の推進について

今回の調査で想定した被害と4つの対策項目による減災効果を踏まえ、さらに市民の生命、身体及び財産を守るため、市は、今後の地震防災・減災対策を推進する。

第3 津波浸水想定について（平成26年公表）

県は、平成26年11月26日、津波浸水想定を公表した。以降は、公表内容の抜粋。

1 津波浸水想定の考え方

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による甚大な津波被害を受け、内閣府中央防災会議専門調査会では、新たな津波対策の考え方を平成23年9月28日（東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告）に示しました。

この中で、今後の津波対策を構築するにあたっては、基本的に二つのレベルの津波を考える必要があるとされています。

ひとつは、海岸堤防などの構造物によって津波の内陸への浸入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定するL1津波で、比較的発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波です。

もう一つは、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定するL2津波で、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波です。このL2津波が発生した場合に想定される浸水の区域及び水深（以下「津波浸水想定」という。）を設定することが知事に義務付けられています。（「津波防災地域づくりに関する法律」において規定）

愛知県における津波浸水想定の設定にあたっては、「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査検討委員会」における検討結果をもとに学識者からなる「愛知県海岸保全基本計画検討委員会技術部会」において、科学的・客観的な観点からご意見をいただいた上で、公表するものです。

2 留意事項

津波浸水想定を見ていただく際には次の留意事項をご確認ください。

(1) 総論

○「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するものです。市町村のハザードマップ作成や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。

○津波浸水想定は、愛知県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した11のケースから、愛知県域に最も大きな影響を与えると考えられる1, 6, 7, 8, 9の5つのケースを選定しました。

これら5ケースごとの最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したものです。

○津波浸水想定は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害の発生範囲を決定するものではありません。また、一定の条件を設定し計算した結果のため、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではありません。

○最大クラスの津波は、現在の科学的知見をもとに、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される津波から想定したものであり、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものですが、これよりも大きな津波が発生する可能性が無いというものではありません。

(2) 計算条件

○津波浸水想定にあたってはシミュレーションを実施する際の条件設定の制約から、予測結果には限界があります。

・津波浸水想定では、幅10m以上の河川については遡上を計算していますが、幅10m未満の河川や水路についてはその計算を実施していません。

・津波浸水想定では、津波による河川内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上により、水位が変化することがあります。

・河川内の水位については、河川ごとに平水流量を設定しているため、洪水時に津波が発生した場合などは、今回設定した以外の場所から溢水する場合があります。

・津波浸水想定では、地盤面を基準にどれだけ浸水しているかを表示しているため、この図面には地下街や地下鉄などの地下空間、管渠等への水の流入やその影響は考慮し

ていません。

(3) 利用上の注意点

- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外での浸水の発生や、浸水深がさらに大きくなる場合があります。
- 地形図は最新のものを使用しておりますが、現在の地形と異なる場合もあります。
- 津波は、第1波だけで終わるものではありません。何度も繰り返してくるものです。また、第2波以降が大きくなることもあります。
- 地下への出入口をはじめ、地下につながっているビルの階段、エレベーター、換気口などが、表示している浸水深より低い位置にある場合、津波がありとあらゆるところを伝って地下空間に流入する恐れがあります。また、地下に流入した水が他の出入口から地上へ溢れ出す恐れもあります。
- 愛知県の名古屋市を中心とする地盤高が低い地域については、堤防等が壊れている場合、津波が収束した後でも、日々の干満によって、浸水範囲が広がる可能性があります。また、地盤沈下、液状化等により、長期間に渡って湛水することがあります。
- 津波浸水想定はハザードマップではありません。確実な避難のためには今後市町村で作成されるハザードマップを活用してください。

(4) その他

- 今後、数値の精査や表記の改善等により、修正する可能性があります。

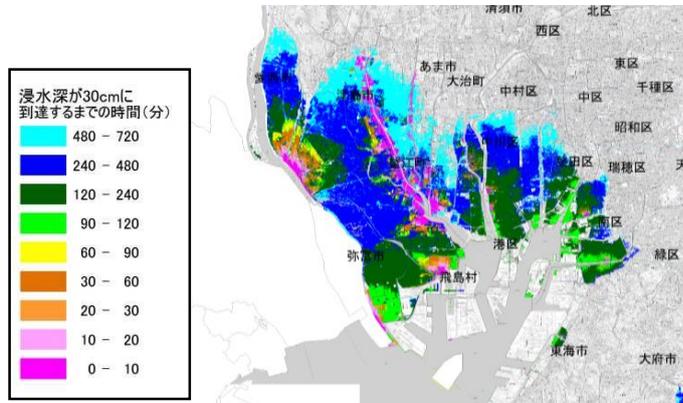
3 浸水面積等について

(1) 浸水面積

今回の津波浸水想定による愛西市の浸水面積は3,628haで、県全体では35,310haです。

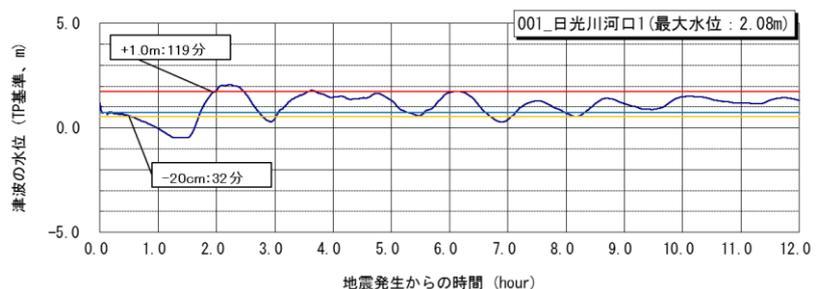
(2) 浸水深が30cmに到達するまでの時間

今回の浸水想定による市町村別の浸水深が30cmに到達するまでに要する時間は下図のとおりです。

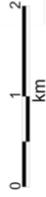
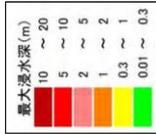
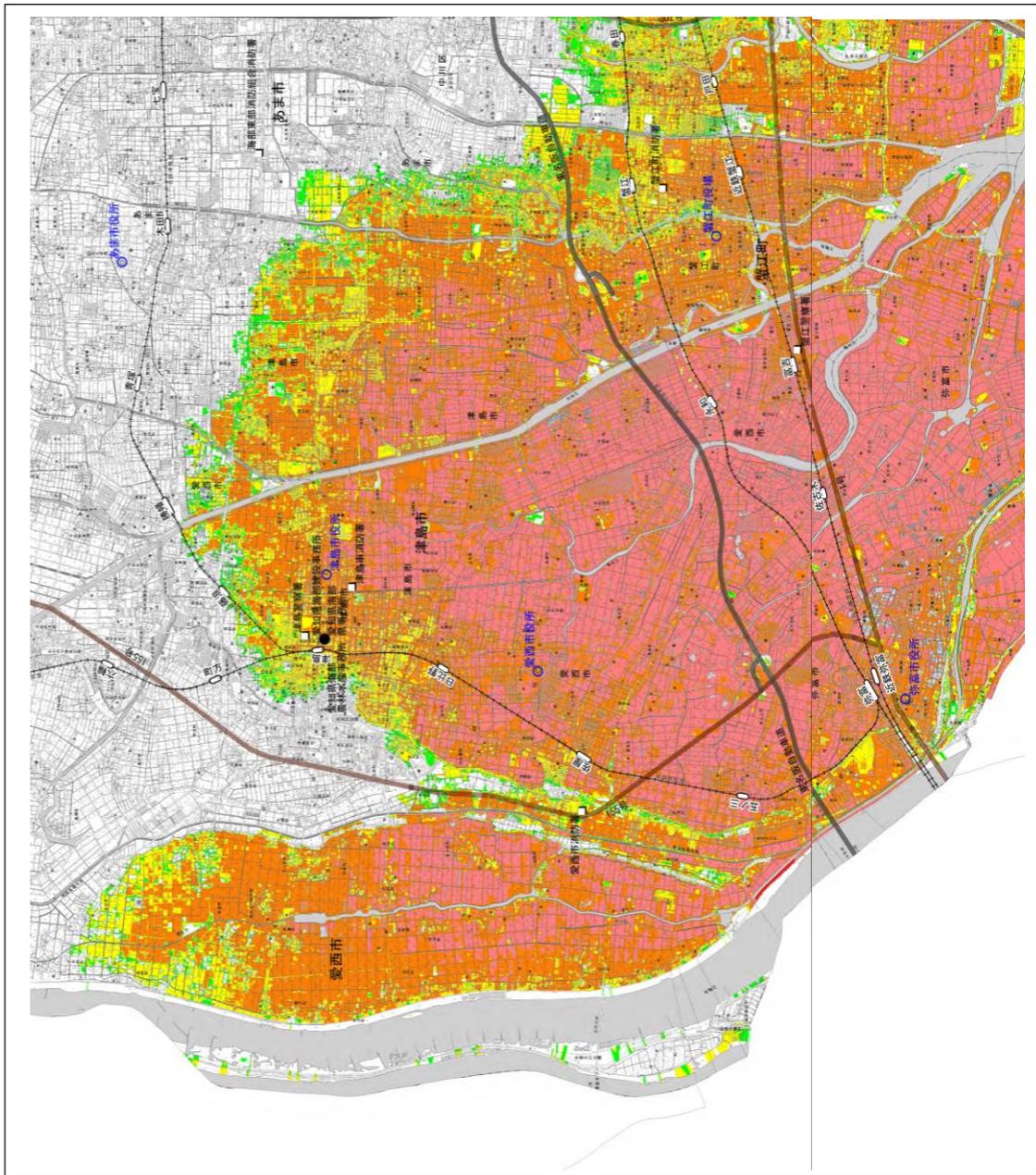


(3) 日光川河口の状況

- 最大津波水位 (T.P. m) : 2.1m
- 海面変動影響開始時間 :
海面-20cm到達時間 : 32分
海面+1m到達時間 : 119分



(4) 津波浸水想定

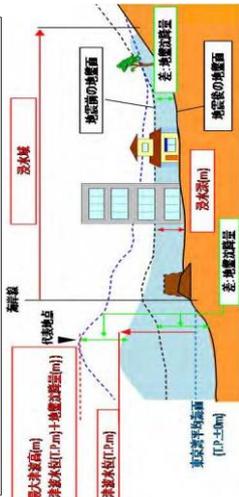


【留意事項】

- この図に關する詳細な説明については、「津波浸水想定について（解説）」を二参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防波地帯づくりに關する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水深）と水深（浸水高）を算出したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、第五に参照に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないわけではありません。
- 浸水深や浸水高は、局所的な地形の凹凸や建築物の影響のほか、地盤による地震動や建造物の変状等に関する計算条件との差により、浸水域でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水深や浸水高は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水深や浸水高は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化も明示していませんが、津波の到来により、避難には水位が変化することがあります。
- この図面は、地盤面を基準にだけ示して浸水しているかを示しており、地下街や地下鉄などの地下空間、管渠への津波の侵入を考慮していません。このため、地下への出入口をはじめ、地下につながるトンネル、エレベーター、線路口などが、浸水深より低い位置にある場合、これらを通って津波が地下空間へ侵入する恐れがあります。

【用語の説明】

- 浸水想定について（図一）参照
- 浸水深：海岸線から陸地に津波が遡上することが想定される区域。
- 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ。



第2章 災害予防

第1節 防災協働社会の形成推進

基本方針

- ・公助、自助、共助の取組の推進
- ・災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みの構築
- ・市民等による実効性のある自主防災組織の育成
- ・企業は、顧客・従業員の生命、財産の確保、中核となる事業を継続あるいは早期に復旧するため、事業継続計画（BCP）の策定・運用を推進

実施機関

企画政策部、健康子ども部、保険福祉部、産業建設部、消防本部

第1 防災協働社会の形成推進

1 風水害等災害対策に準拠する対策

○以下の項目は、第1編第2章第1節第1「防災協働社会の形成推進」を参照

- ①市、県の責務（公助）
- ②市民の責務（自助）
- ③市民及び事業者による地区内の防災活動の推進（共助）

2 愛知県地震防災推進条例に基づく推進

◆条例に基づき ○「愛知県地震防災推進条例」（平成16年4月1日施行）に基づき、県、市、く協働社会 市民、事業者、自主防災組織、ボランティア等がその責務や役割を認識し、への推進 一体となって取り組む防災協働社会の形成を目指す。

第2 自主防災組織の充実強化

1 風水害等災害対策に準拠する対策

○以下の項目は、第1編第2章第1節第2「自主防災組織の充実強化」を参照

- ①活動の支援
- ②組織等との連携
- ③防災リーダーの養成等

2 自主防災組織の活動

◆平常時の活動 ○平常時の活動は次のとおりである。

- ①避難行動要支援者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- ②日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- ③情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- ④大規模地震発生・浸水等を想定した非常時避難の訓練・周知等
- ⑤ワークショップや市との懇談会等を通じた防災意識の醸成
- ⑥消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等

◆災害発生時の活動 ○災害発生時の活動は次のとおりである。

- ①初期消火の実施
- ②情報の収集・伝達
- ③救出・救護の実施

- ④集団避難の実施
 - ⑤避難所の開設・運営
 - ⑥市が行う被災者に対する避難所運営等災害対策業務全般についての協力
 - ⑦要配慮者の安全確保等
-

第3 ボランティアとの連携

第1編第2章第1節第3「ボランティアとの連携」を参照

第4 企業防災の促進

第1編第2章第1節第4「企業防災の促進」を参照

第5 防災生活圏の形成と相互連携

第1編第2章第1節第5「防災生活圏の形成と相互連携」を参照

第2節 建築物等の安全化

基本方針

- ・耐震改修促進計画に基づく建築物の耐震化・不燃化、非構造部材の耐震化対策による減災対策の推進
- ・被災建築物応急危険度判定の要請体制の整備
- ・交通・ライフライン関係施設等における事前の予防措置の実施

実施機関

総務部、企画政策部、市民協働部、健康子ども部、保険福祉部、産業建設部、上下水道部、教育部、海部南部水道企業団、各事業者

第1 建築物の耐震推進

1 建築物の耐震推進

- ◆総合的な建築物の耐震性向上の推進
 - 市は、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上を推進する。
 - 地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、耐震化に取り組むべき避難路の指定及びその沿道建築物における耐震診断の啓発や、ブロック塀等の付属物の耐震対策の推進を検討する。
- ◆耐震改修促進法の適正施行
 - 市は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）の指定及び耐震診断結果の報告の義務付けを検討する。

2 耐震改修促進計画に基づく対策の推進

- ◆実施事項
 - 既存耐震不適格建築物の耐震改修を促進するため、「耐震改修計画」の認定制度、建築物の地震に対する安全性に係る認定制度等の適正な施行に努める。
 - 市耐震改修促進計画に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくとともに、耐震診断義務付け対象建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、優先的に耐震化を図る。
 - 学校、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の特定既存耐震不適格建築物の所有者・管理者等に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、パンフレットなどにより普及啓発していく。

3 公共建築物の耐震性の確保・向上

- ◆実施事項
 - 市災対本部となる市役所・支所や避難所として使用する学校等の防災上重要な建築物として位置付ける公共建築物については、国や県と連携し、施設の重要度に応じた耐震性の確保・向上を図るとともに、災害時の施設機能停止・低下の回避にも努める。特に、災害時の拠点となる市役所・支所等については、発災後に果たす機能を勘案し、建築物の構造の強度の確保や非構造部材の耐震対策等により、地震後に継続使用できるための改修を促進する。
 - 昭和56年の建築基準法施行令改正前の建築物については、随時耐震診断を実施し、必要な耐震改修等を行う等耐震性の確保・向上に努め、ガラスの飛散防止対策等の推進にも努める。
 - その他多数の者が利用する施設についても、計画的に耐震診断を行うとともに、必要に応じて改修計画を策定し、順次改修を行う。
 - 市は、所有する公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。
 - 風水害時の浸水被害を勘案し、受電設備等の上層階への整備を促進する。
 - その他、第1編第2章第7節「応急対策活動等のための施設、資機材、体制

等の整備」を参照

4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進

- ◆民間住宅の耐震診断・耐震改修等促進
 - 市は、建築物の倒壊を考え、木造、非木造に分類した棟数及び分布状況について調査する。また、旧基準木造住宅を対象に所有者負担ゼロの耐震診断（住宅耐震化促進事業）を実施する。
 - 耐震改修・除却についても、工事費に補助をする耐震改修・除却補助を実施して、旧基準住宅の耐震化の促進を図る。
- ◆一般建築物の耐震診断・耐震改修等の促進
 - 市は、一般建築物所有者が、必要に応じ耐震診断及び耐震改修等を講じるよう普及啓発に努める。
 - 県、市町村及び建築関係団体で構成する愛知県建築物地震対策推進協議会は、建築物の耐震診断や耐震改修等の促進など震前対策等の推進に努める。
- ◆住宅等地震対策普及啓発の推進
 - 市は、住宅等の地震に対する知識を広めるため、建物等の分かりやすい補強方法等を記したパンフレット・リーフレット等を市民に配布するなど地震対策知識の普及に努める。
- ◆高層建築物の防災対策
 - 11階建て以上又は高さ31mを超える高層建築物については、市（消防本部）は立入検査の強化をはじめ、現行消防法に規定された消防用設備等の完全設置及びその維持管理についての適正な運用、防火管理者制度の推進、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の励行について、指導の強化に努める。
 - 長周期地震動の危険性や家具等の転倒防止の重要性について、広く市民や事業者に周知し、高層階における室内安全対策を促進する。
- ◆落下倒壊危険物対策
 - 地震の発生により道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難経路、緊急輸送道路を確保するため、道路管理者、公安委員会、中部電力株式会社及び西日本電信電話株式会社（東海支店）は、次により、それぞれ道路周辺等の構築物等の点検、補修、補強を行い又は要請する。
 - 市は、その他の施設等の設置者、所有者に対し、同様の措置等を実施するよう指導する。

- ・横断歩道橋
 - ・道路標識
 - ・交通信号機
 - ・枯死した街路樹
 - ・電柱、街路灯
 - ・看板、広告物
 - ・ブロック塀
 - ・ガラス窓
 - ・自動販売機
 - ・樹木、煙突 等
- ◆その他の安全対策
 - 住宅・建築物の構造強化だけでは十分とはいえず、ブロック塀の倒壊、家具の転倒、窓ガラス・天井の破壊・落下やエレベーターの閉じ込め、敷地の崩壊などに対する対策を推進する。
 - 市は、家具物品の転落や転倒による負傷を防ぐため、高齢者及び障害者世帯等を対象として用具の給付及び設置を行う事業を推進する。
 - 一般世帯に対しても、防災パンフレットや広報紙等を用いて家具物品の転落や転倒防止に関する知識の普及啓発を行う。

5 被災建築物応急危険度判定の要請体制の整備

- ◆応急危険度判定士の養成等
 - 市は、県と協力して、建築士等を対象に判定士養成講習会を実施し、判定士の養成に努める。
- ◆県協議会による相互支援体制の推進
 - 県、市町村及び建築関係団体は、震災時における応急危険度判定の実施をより迅速かつ的確に行うため、平成10年に設置した愛知県建築物地震対策推進協議会（平成14年10月改組）において、県内市町村相互の支援・判定体制の確立に努める。

第2 交通関係施設対策

1 道路施設対策

- ◆緊急輸送道路等の指定 ○地震直後から発生する緊急輸送（救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員、物資等の輸送）を円滑かつ確実に実施するために必要な緊急輸送道路及びくしの歯ルートをあらかじめ指定するものとし、他の道路に優先して地震防災対策を実施する。

第1次緊急輸送道路	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路
第3次緊急輸送道路	その他の道路（※）
（参考） 緊急用 河川敷道路	緊急輸送道路と連結し、緊急輸送機能を有する道路
くしの歯 ルート	津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道路啓開」を最優先に行う道路（第1次及び第2次緊急輸送道路から選定する。）

（※）「その他の道路」とは、愛知県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会、又は市防災計画で定めた緊急輸送道路で、第1次、第2次緊急輸送道路以外の道路。

- ◆補完道路の設定 ○市における緊急時の道路輸送について、県は現地災害対策本部、広域防災活動拠点、市町村災害対策本部等を有機的に連絡するため、第1次路線及び第2次路線を緊急輸送道路に指定している。
○市は市災対本部及び各避難所を効率的に連絡するため、市指定緊急輸送道路補完道路を指定している（愛西市耐震改修促進計画）。
○市（道路管理者）は、市指定緊急輸送道路補完道路の道路機能確保に向けて耐震対策に努めるとともに、「愛西市耐震改修促進計画」に基づく周辺建物の耐震化による道路機能の確保に努める。

- ◆重要物流道路の指定 ○平常時、災害時を問わず安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路（代替・補完路を含む。）として国が指定を行う。指定された重要物流道路は、市（道路管理者）が機能強化を実施する。

- ◆沿道建築物の耐震診断義務路線の指定 ○市は、南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、耐震改修促進法に基づく広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務付ける道路として指定する。

- ◆応急復旧作業のための事前措置 ○市内土木建設業者に対し、市の管理する道路について、道路巡視作業及び応急復旧作業の協力を依頼する。
○市内土木建設業者が所有する復旧資材、機械及び作業要員について、保有場所や常時保有量等を調査し、実態把握に努める。
○激甚な大規模災害が発生した場合には、市内だけでの応急復旧資機材等の調達は困難が予想されるため、災害応援に関する協定に基づく隣接市町との連携強化等、広域的な応援体制の確立に努める。

- ◆準拠 ○以下の対策は、第1編第2章第5節第1「交通関係施設対策」を参照
◎幹線道路、生活道路、橋りょうの整備等

2 鉄道施設対策

- ◆東海旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社
- 東海旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社は次のとおりとする。
- ①災害時等における業務体制の整備
 - ・対策本部及び復旧本部体制の整備
 - ・非常参集体制の整備
 - ・関係機関との連絡調整
 - ・被災時の業務執行
 - ②施設の防災対策及び気象設備等の整備
 - ③情報収集・伝達体制の整備
 - ・情報伝達ルートの確立
 - ・情報伝達手段の確保
 - ④旅客公衆等に対する体制の整備
 - ・旅客公衆に対する避難誘導体制の整備
 - ・負傷者の搬送体制等の整備
 - ・駅構内の秩序の維持
 - ・交通輸送対策の策定
 - ⑤防災資機材の整備等
 - ⑥災害応急業務に従事する社員の現況把握及び活用
 - ⑦ヘリコプターの活用
 - ⑧防災上必要な教育・訓練
 - ⑨広報体制の整備
 - ⑩消防、出水及び救助に関する措置
 - ⑪病院等医療施設における救護対策
 - ⑫電力の確保
- ◆その他鉄道事業者
- 構造物の耐震化の促進
- 地震等事故災害防止のための定期点検及び災害発生後の速やかな鉄道施設等の緊急点検の実施
- 地震計の計画的な増進（整備充実）
- 被害状況の早期収集体制、点検体制の整備通信設備の計画的な増備・増強等情報連絡体制の強化
- 地震等異常事態の発生時の旅客の救護誘導等訓練教育等利用客の安全確保及び運転規制による災害防止対策

第3 河川・農業用施設対策

1 河川施設対策

- ◆堤防の耐震化促進の要請
- 大規模地震が発生すると、地盤の沈降や液状化による河川堤防の沈下や法面の崩壊、亀裂等が発生し、ゼロメートル地帯等の堤内地盤高が低い本市においては、甚大な浸水被害が起こるなど二次災害が予想されることから、河川堤防、構造物の耐震性の向上は急務である。
- この対策として、国土交通省をはじめ河川管理者は、河川堤防等の耐震点検を実施しており、この結果を踏まえた耐震対策の推進を近隣市町村と連携を密にし、国、県へ要請していく。

2 農業用施設対策

- ◆農業用施設の耐震化促進の要請等
- 木曾川下流域一帯の農地等は、長年の地盤沈下や地域の開発等で地域の実勢が変化し、かつ、排水末端地帯として従来からたん水の被害を余儀なくされている。
- 市は、たん水防除に重要な役割を果たす排水機場、樋門、水路等について、老朽化している排水ポンプの修繕などの必要な措置を講じていくとともに、県、関係土地改良区等に対し、施設の耐震対策の推進を近隣市町村と連携を密にし要請していく。

第4 ライフライン関係施設対策

1 風水害等災害対策に準拠する対策

○以下の項目は第1編第2章第5節第2「ライフライン関係施設対策」を参照

- ①電力施設対策
- ②都市ガス供給設備等対策
- ③LPガス供給設備等対策
- ④上水道施設等対策
- ⑤一般通信施設等対策

2 市及び施設管理者等における措置

- ◆施設の代替性及び安全性の確保 ○施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
- ◆早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携 ○市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協体制の整備を推進する。
○電気事業者及び通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施にあたっては、市との協力を努める。

3 下水道施設等対策

- ◆緊急連絡体制の確立 ○被害状況の把握や復旧のために、「愛知県下水道事業における災害時支援に関する要領」に基づき、県内関係市町との連携体制を確立する。
- ◆復旧用資機材の確保 ○可搬式排水ポンプその他復旧に必要な資機材の確保及び整備に努める。
○資機材について、保管リストを集計把握し、関係機関等に周知する。
- ◆復旧体制の確立 ○被災時には、関係職員、関係業者、手持ち機械器具、復旧用資機材だけでは対応が不十分となることが予想されるため、近隣市町村との相互支援体制の確立を推進する。
- ◆下水道BCPに基づく防災対応力の向上 ○地震発生時に下水道処理機能の迅速な回復を図るため、下水道事業業務継続計画（下水道BCP）に基づき訓練を実施する。また、その成果を踏まえて計画内容の充実を図る。
- ◆協定の締結 ○発災後においても下水道施設の維持又は修繕が、迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。
- ◆風水害等災害対策に準拠する対策 ○以下の項目は、第1編第2章第5節第2「ライフライン関係施設対策」を参照

- ①設計手法
- ②台帳等の整備
- ③管路施設
- ④ポンプ施設

4 放送施設対策

- ◆施設の防災構造化 ○西尾張シーエーティーヴィ株式会社は、本市をはじめ海部地域7市町村等に密着した情報を発信し、災害時における市民への情報伝達手段として有効であるため、その機能を確保する対策を講ずる。

- ①放送設備、非常用発電設備等の耐震対策を実施
- ②防火設備等を設け二次災害の発生を防止
- ③建物、構築物、放送設備等の耐震性等について定期的に自主点検を実施
- ④重要伝送ルートの多ルート化を実施

第5 文化財保護対策

1 風水害等災害対策に準拠する対策

○以下の項目は第1編第2章第5節第4「文化財保護対策」を参照

- ①防災思想の普及、連絡協力体制、環境整備等
- ②平常時からの対策

2 重要文化財の耐震対策

◆重要文化財の耐震対策 ○平成30年8月9日付け文化庁文化財部参事官（建造物担当）の事務連絡「重要文化財（建造物）の耐震対策について」のとおり、下記の耐震対策を実施する。

- ①耐震予備診断・耐震診断及び耐震補強の実施
- ②対処方針の作成・提出
- ③耐震対策推進の周知徹底
- ④補助事業における耐震予備診断の必須
- ⑤耐震予備診断実施の徹底
- ⑥県の指導・助言

第6 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

1 地震対策緊急整備事業計画・地震防災緊急事業五箇年計画等

- ◆計画に基づく事業の実施等 ○市は、県が作成主体である「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」による「地震対策緊急整備事業計画」及び「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」による「地震防災緊急事業五箇年計画」の計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等を整備する。
- 市は、地震防災対策を推進するため、単独事業等を活用する。
- ◆単独事業等 ○防災対策事業
- 市は、災害に強く安全なまちづくりを進めるため、防災対策事業債、緊急防災・減災事業債を活用した防災対策事業を実施する。

第3節 都市の防災性の向上

第1編第2章第6節「都市の防災性の向上」を参照

第4節 液状化対策等の予防

基本方針

- ・液状化（クイック・サンド現象）危険地域における防災対策として、住宅等の高層化によるオープンスペースの確保、支持杭の使用による建築物の耐震性の強化
- ・液状化に関する知識の普及啓発
- ・土地利用の適正な規制指導、必要な施策の実施

実施機関

企画政策部、産業建設部

1 風水害等災害対策に準拠する対策

○以下の項目は、第1編第2章第3節「地盤災害の予防対策」を参照

- ①土地利用の適正誘導
- ②地盤沈下対策
- ③被災宅地危険度判定の体制整備

2 液状化対策の推進

- ◆液状化危険度の周知 ○市は、平成23年度から25年度に県が行った東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果の液状化の危険度判定（250mメッシュ単位）結果をもとに、防災ハンドブック等により、市民や建築物の施工主等に周知を図る。
- ◆建築物における対策工法の普及 ○液状化現象は、地盤条件により発生の危険性が大きく異なるため、市は、県と連携して、液状化現象が予測される地域や市民に対して、液状化の仕組みや各種液状化対策工法に関するパンフレット等を配布するなど、液状化対策の普及啓発に努める。

第5節 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

第1編第2章第7節「応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備」を参照

第6節 避難行動の促進対策

基本方針

- ・指定緊急避難場所や指定避難所の選定及び整備、避難計画の作成
- ・避難に関する知識の普及、市民の安全の確保の推進
- ・避難情報は、空振りをおそれず、市民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令
- ・災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供、緊急速報メール機能等を活用し津波警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化の推進

実施機関

企画政策部、健康子ども部、保険福祉部、教育部、市民協働部、各施設管理部

1 風水害に準拠する対策

○以下の項目は、第1編第2章第8節「避難行動の促進対策」を参照

- ①気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備
- ②指定緊急避難場所の指定
- ③避難路の選定と確保
- ④避難誘導等に係る計画の策定
- ⑤避難に関する意識啓発
- ⑥避難施設・設備の整備等
- ⑦広域避難対策の検討

2 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成 (一部再掲)

◆マニュアルの作成 ○避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。

- ①津波災害事象の特性に留意すること。
- ②収集できる情報として次の情報を踏まえること。
(大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報及び津波情報)
- ③「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)を参考にすること。
- ④区域の設定にあたっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難情報を発令できるよう、具体的な区域を設定すること。
 - ・愛知県東海・東南海・南海地震等被害予測調査結果(平成26年5月30日愛知県防災局公表)の浸水想定区域
 - ・津波浸水想定(平成26年11月26日愛知県建設部公表)における浸水想定区域
 - ・津波災害警戒区域(令和元年7月30日愛知県建設局指定)における浸水想定区域
- ⑤情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- ⑥津波は想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内での安全確保措置とはせず、立退き避難を原則とすること。
- ⑦避難情報の発令基準については、津波警報等が発表された場合、どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令すること。
- ⑧我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように、到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が津波の到達予想時刻等

	<p>の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があるが、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、高齢者等避難の発令を検討すること。</p>
◆判断基準の設定等に係る助言	○判断基準や発令対象区域の設定は、中部地方整備局（木曾川下流河川事務所）・県（河川管理）や名古屋地方気象台に助言を求めることができる。
◆判断のための助言を求めるための事前準備	○避難情報を発令しようとする場合において、国又は県に助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。 ○躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

第7節 避難所、要配慮者・帰宅困難者対策

第1編第2章第9節「避難所、要配慮者・帰宅困難者対策」を参照

第8節 火災予防・危険性物質の防災対策

基本方針

- ・ 消防力の強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全を確保
- ・ 危険物施設の自主保安体制充実強化を指導し、地震対策と防災教育を推進

実施機関

消防本部

第1 火災予防対策

1 火災予防に関する指導

- | | |
|-----------------|--|
| ◆ 一般家庭に対する指導 | <p>○市（消防本部）は、日頃から火気その他出火危険のあるものの取扱について、自主防災組織、消防団等を通じて、一般家庭に対し、住宅用火災警報器、消火器具及び消火用水の普及啓発と、これら器具等の取扱方法を指導する。</p> <p>○地震後はブレーカーを落としてから避難するなど通電火災防止の方法の普及啓発を図る。</p> |
| ◆ 出火防止の広報 | <p>○市（消防本部）は、一般火気器具からの出火を防止するために、広報紙やSNS等を用いて市民向け火災予防を周知する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>①地震時には身の安全を最優先に確保し、揺れが収まってから火を消すこと（可能であれば直ちに火を消すこと。）。</p> <p>②火気器具周辺に可燃物を置かないこと。</p> <p>③ブレーカーを落としてから避難すること。</p> </div> |
| ◆ 防火対象物の防火体制の推進 | <p>○市（消防本部）は、不特定多数の者が利用する防火対象物については、消防法に基づく防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>①防火管理者を必ず選任させる。</p> <p>②震災対策事項を加えた消防計画を作成させる。</p> <p>③同計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱に関する指導を行う。</p> <p>④当該防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備等の完全設置を行ってもらう。</p> </div> |
| ◆ 立入検査の強化 | <p>○市（消防本部）は、消防法に規定する立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じて実施し、常に当該地域内の防火対象物の状況を把握、火災発生危険の排除に努め、予防対策の適切な指導を行う。</p> |
| ◆ 危険物等の保安確保の指導 | <p>○市（消防本部）は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、必要の都度、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。</p> <p>○市（消防本部）は、愛西市火災予防条例に規定されている少量危険物、指定可燃物等の管理及び取扱についても所有者等に対し、同様の措置を講ずるよう指導に努める。</p> |
| ◆ 建築同意制度の活用 | <p>○市は、建築物の新築、増築等に際し、計画の段階で防火の観点からその安全性を確保できるよう消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を図る。</p> |
| ◆ 震災時の出火防止対策の推進 | <p>○市は、地震時における電気に起因する通電火災を防止するため、電力会社等とともに、感震ブレーカー等の普及や、自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を図る。</p> |

2 消防力の強化拡充（再掲）

- ◆消防力強化の体制整備 ○消防力の整備指針及び消防水利の基準に基づき、消防職員、消防団員の人員確保や消防施設の整備を促進し、消防の機動化、科学化を行い、有事即応体制の確立に努める。
 - ◆消防資機材等の整備強化 ○消防本部は、消防ポンプ自動車等日常火災に対する資機材を整備するとともに、救助工作車、高規格救急自動車、はしご自動車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備、備蓄を図る。
○消防団は、耐震性が低く老朽化した消防団拠点施設の改築を進めるとともに、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ付積載車を中心に整備するとともに、大規模災害等に対応した多機能型消防車の導入を検討する。
 - ◆消防水利の増設等 ○消火栓依存度を低くするため、耐震性防火水槽を年次計画を立て増設していくとともに、飲料水兼用の耐震性防火水槽の設置を検討する。
 - ◆消防職員及び消防団員の育成 ○消防職員及び消防団員に対し、愛知県消防学校等において教育訓練を実施し、知識及び技能の向上を図る。
○消防団は、将来にわたり、地域防災力の中核として欠くことができない代替性のない存在であることから「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づき、消防団員の確保に努めるとともに、活性化対策を積極的に推進する。
- ①自主防災組織との連携強化
 - ②女性の入団促進
 - ③各種団体・事業所等の組織や青年層等の消防団活動への積極的な参加の促進
 - ④各種行事を通じたPR活動の推進
- 災害活動能力をさらに向上させるため、実践的な教育訓練を実施する。
 - 消防団を活用した地域住民への防災指導により消防団活動への理解・協力を求める。

第2 危険物等施設保安対策

1 危険物等施設

- ◆市・県による保安確保の指導 ○危険物施設（位置・構造・設備状況及び貯蔵・取扱方法）に対する危険物関係法令の適合の可否についての立入検査の実施
○必要な場合の事業所の所有者、管理者又は占有者への助言又は指導
○県による危険物取扱者に対する保安教育
- ◆所有者等による施設の保全及び耐震性の強化 ○危険物施設の所有者、管理者又は占有者による消防法第12条（施設の基準維持義務）、第14条の3の2（定期点検義務）等の規定の遵守
○設置地盤の状況調査の実施及び耐震性の強化に努める。
- ◆所有者等による自主防災体制の確立 ○事業所の所有者、管理者又は占有者による消防法第14条の2の規定に基づいた操業実態に合った予防規程への内容の見直しと、従業員等に対する保安教育や防災訓練の実施による自主防災体制の確立に努める。
○隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協定の促進と、消火薬剤、排出油処理剤等の防災資器（機）材の備蓄

2 毒物劇物取扱施設

- ◆立入指導の強化 ○「毒物及び劇物取締法」（昭和25年法律第303号）に基づく安全性の確保のため、関係機関による立入指導の強化等災害予防対策の推進

第9節 浸水・津波予防計画

基本方針

- ・津波の河川遡上、地震の外力や地盤の液状化による堤防等の被害、水門、水路等の決壊など不測の事態も踏まえた、予防対策の推進

実施機関

企画政策部、産業建設部、消防本部

1 津波危険地域の指定検討

- ◆津波危険地域の指定に向けた検討
 - 愛知県が公表（平成26年5月）した東海地震及び東南海・南海地震の津波被害予測等をもとに、津波の遡上する可能性があり、若しくは地震による堤防の破堤・沈下等により浸水が生じるおそれのある河川沿い地域など、人命・家屋等に危険が予想される地域を「津波危険地域」として指定の検討をする。

2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定及び津波災害警戒区域の指定

- ◆津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定及び津波災害警戒区域の指定
 - 県（建設局）は、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づき、津波浸水想定を設定する。（平成26年11月26日公表）
 - 県は、同法第53条第1項及び第2項に基づき、本市をはじめ26市町村について津波災害警戒区域を指定し、基準水位の公示を行っている。（令和元年7月30日指定）

3 浸水・津波防災体制の充実

- ◆津波警報等、避難情報の伝達内容・情報伝達体制
 - 市は、津波警報等、避難情報を市民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮する。
 - 市は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、突然津波が押し寄せることがあるため、市民への注意喚起として、津波警報等の伝達体制や避難情報の発令・伝達体制を整える。
- ◆防災対応、避難誘導にあたる者の危険回避
 - 市は、消防職団員、市職員等防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、浸水・津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルール、退避の判断基準を定め、市民等に周知する。
- ◆避難誘導計画など具体的な計画等の策定
 - 市は、津波危険地域・津波災害警戒区域及び堤防・護岸施設外の区域などにおける、市民、観光客（船）等の安全を確保するため、津波警報等の迅速かつ的確な伝達・広報の計画及び津波危険地域・津波災害警戒区域の監視、巡回体制、さらには避難誘導計画、津波ハザードマップ等を具体的に策定する。
 - 地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難情報の具体的な発令基準をあらかじめ定める。なお、早期避難が必要であることから、基本的には避難指示のみを発令する。また、津波警報等に応じて自動的に避難情報を発令する場合においても、市民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難情報の対象となる地域を市民等に伝えるための体制を確保する。
 - 避難誘導計画の策定にあたっては、市民や自主防災組織等の協力を得て、地域の地形に応じた避難場所や避難経路の指定など避難方法を具体的に示す。

- 避難場所や避難経路には、統一的な図記号等を利用した分かりやすい案内板等の設置や電柱等に標高を表示する等日頃から周知手法を検討する。
- 市民が浸水・津波から緊急避難するため、市内の非木造で3階建て以上の建築物を一時待避所とし、指定を推進する。
- 高齢者や障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。
- 浸水・津波の避難計画の策定にあたっては、最大クラスの津波及び比較的発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波による「津波浸水想定区域図」や、「愛知県市町村津波避難計画策定指針」等を基礎資料とする。
- 浸水・津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において、浸水・津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。なお、検討にあたっては、県警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。
- 避難手段として、愛知県自転車活用推進計画をもとに自転車の活用も検討する。

◆不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者の対策

- 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者は、その管理する施設について、浸水・津波に対する安全性の確保に特に配慮し、また、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努める。

◆津波災害警戒区域の指定に係る事項

- 市は次の事項を市防災計画に定める。またこれらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布、その他必要な対策を講ずることとする。

- ①津波災害警戒区域ごとに津波に関する情報の収集及び伝達、予報、又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他の人的被害を防止するために必要な警戒体制に関する事項。
- ②津波災害警戒区域内にある社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で市防災計画に定める施設（以下「避難促進施設」という。）がある場合には、施設の利用者の円滑な警戒避難のための津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法。

- 市防災計画に定める津波災害警戒区域内の避難促進施設の所有者又は管理者は、施設利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するために、避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、公表する。また、避難確保計画に基づき、避難訓練を行うとともにその結果を市長に報告する。
- 市長は、市防災計画に定める津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

4 浸水・津波防災知識の普及

◆避難行動に関する知識

- 海岸線を有していない本市にあっても、津波の遡上が予想される河川の流域や地震による堤防の破堤・沈下等により浸水が生じるおそれのあること。
- 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。

- 地震による揺れを感じない場合でも、「伊勢・三河湾」区域に大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること。標高の低い本市では、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること。
- 「巨大」という定性的表現で大津波警報が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる必要があること。
- 沖合の津波観測に関する情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等であること。
- 地震、浸水・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故が発生するおそれがあることから、避難にあたっては徒歩によることを原則とすること。
- 自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促すこと。
- 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手すること。

◆津波の特性に関する知識

- 津波の第一波は引き波だけでなく押し波からはじまることもあること。
- 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること。
- 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性があること。

◆浸水・津波に関する想定・予測の不確実性

- 地震・津波は自然現象であり、また、津波遡上の予想や地震による堤防の破堤・沈下等により、想定を超える浸水被害の可能性があること。
- 特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。
- 避難場所の孤立や避難場所自体の被災もありうること。

5 浸水・津波防災事業の推進

○各種浸水・津波予防施設等の整備は、本章第2節「建築物等の安全化」を参照

◆浸水・津波に強いまちづくりの推進

- 市は、津波及び堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水から避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。
- 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、短時間で避難が可能となるような避難場所・浸水津波避難ビル・避難路・避難階段などの避難関連施設の計画的整備・検討をすすめるほか、民間施設の活用による確保、必要に応じ建築物や公共施設の耐浪化等により、浸水・津波に強いまちの形成を図っていくよう努める。
事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。
- 公共施設、要配慮者に関わる施設等については、浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図り、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を進めていく。
- 市役所・支所、消防署等災害応急対策上重要な施設の浸水・津波災害対策については、万全を期す。

6 内水排除施設等管理者による浸水・津波防災対策

◆非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止

- 内水排除施設等の管理者は、堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水に備え、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。

7 河川管理者等による浸水・津波防災対策

◆堤防、水門等の点検方針等の作成

- 堤防、水門等の点検方針・計画
- 堤防、水門等の補強・耐震化の促進及び水門等の自動化・遠隔操作化等必要な施設整備等の方針・計画

	○水門等の閉鎖を迅速・確実・安全に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
◆堤防護岸の改良、補強	○濃尾平野には緩い砂層が分布しており、地震発生時に地盤の液状化による堤防の変形・沈下が生じるおそれがある。地震による河川堤防の沈下を抑制するため、地盤改良等の対策を実施中である（中部地方整備局）。 ○県西部の地盤沈下地域の幹川である日光川を始めとする河川については、堤防の嵩上げ、堤体の補強や護岸の整備を進める（愛知県）。
◆水門、樋門、排水機場等の耐震化	○河口部の水門等については、地震発生時においても操作が可能となるよう耐震補強等を推進する。 ○排水機場については、地震発生時においても地域の排水機能を確保するため、耐震補強を推進する。 ○津波到達時間が短い地域の水門等の自動化・遠隔操作化を推進する。
◆河口部や背後地が低い河川の対策	○河口部や背後地が低い河川については、津波等により浸水することを防ぐため、堤防の耐震性についての調査点検を実施しており、調査結果に基づき緊急度の高い箇所から堤防等の耐震化を推進する。

8 地盤沈下の防止

- | | |
|------------|--|
| ◆地盤沈下の被災防止 | ○市は、ほぼ全域がゼロメートルとなっており、揺れや液状化により堤防の被災や津波による浸水が生じるおそれがあることから、浸水による被害の潜在的な危険度を高めないように地盤沈下防止対策を実施する。 |
|------------|--|

第10節 文教対策

第1編第2章第10節「文教対策」を参照

第11節 広域応援・受援体制の整備

基本方針

- ・防災関係機関等との応援、協力体制の確立
- ・国や他の地方公共団体等からの応援職員等を受け入れる受援体制の整備
- ・相互応援協定の締結の促進

実施機関

総務部、企画政策部、市民協働部、健康子ども部、保険福祉部、産業建設部、上下水道部、教育部、消防本部

1 風水害に準拠する対策

○以下の項目は、第1編第2章第11節「広域応援・受援体制の整備」を参照

- ①防災活動拠点の確保等
- ②民間事業者との協定等の締結促進
- ③支援物資の円滑な受援供給体制の整備

2 広域応援・受援体制の整備

- ◆**応援要請手続きの整備** ○市は、国、県又は他市町村への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備に努める。
○平常時から信頼関係の醸成に努め、相互の緊密な協力体制を整える。
- ◆**相互応援協定の締結** ○市は、他市町村と災害時における相互応援協定等の締結を推進する。
○相互応援協定の締結にあたっては、近隣の市町村に加え、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。
○県、近隣市町村、その他の行政機関、公共機関との相互応援体制のより一層の連携強化に努める（資料編「16 相互応援協定等に関する資料」参照）。
- ◆**技術職員の確保** ○市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。
- ◆**受援体制の整備** ○市は、国、県や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。
○市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入について、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。
- ◆**南海トラフ地震等発生時の受援計画** ○南海トラフ地震発生時の広域応援については、国が、緊急輸送ルートや応援部隊等の活動、物資調達、燃料調達及び電気・ガスの臨時供給並びに通信の臨時確保、防災拠点について具体的な計画を定めているところである。
○東海地震、東南海・南海地震発生時の対応についても同様とする。

3 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備

- ◆**緊急消防援助隊** ○市（消防本部）は、大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努める。
○特に、南海トラフ地震等における国全体の運用方針等や最大震度に応じた迅速出動により、地震発生直後から本県への応援出動が行われることを考慮して、受援体制を早急に整えるための準備に努める。
- ◆**県内の広域消防相互応援** ○市（消防本部）は、愛知県下に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」等に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努める。

-
- | | |
|-----------|--|
| ◆広域航空消防応援 | ○市（消防本部）は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努める。 |
| ◆警察災害派遣隊等 | ○県警察は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に都道府県警察の相互支援を行う警察災害派遣隊等の災害警備能力の向上に努める。
○県警察は、警察法第60条の規定に基づき警察災害派遣隊等の応援を受けた場合、部隊活動が迅速、的確に実施できるように努める。
○県警察は、救出救助用資機材の整備を推進する。 |
-

第12節 防災訓練及び防災意識の向上

基本方針

- ・防災関係機関の協力を得る防災訓練の実施による相互協力体制の強化
- ・予防並びに応急措置に関する技術の向上と活動の効率化とあわせて市民の防災意識の高揚の促進
- ・防災週間及び津波防災の日等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施
- ・「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識及び災害時にとるべき避難行動等についての市民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、市民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を推進

実施機関

企画政策部、市民協働部、健康子ども部、保険福祉部、産業建設部、教育部、消防本部

第1 地震防災訓練の実施

1 風水害に準拠する対策

- 以下の項目は、第1編第2章第12節第1「防災訓練の実施」を参照
- ◎実践的な訓練と評価検証

2 総合防災訓練の実施等

- ◆総合防災訓練 ○市は、防災関係機関、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた市民等の参加を得て、地震災害に備えた防災訓練を実施する。
○訓練では、地震規模や被害の想定を明確にするとともに、訓練シナリオに緊急地震速報（警報）を取り入れるなど、より実践的な内容になるよう努める。
- ◆南海トラフ地震等の大規模地震を想定した津波対応型訓練 ○地震発生時から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策や津波警報の伝達など、南海トラフ地震等の大規模地震を想定した訓練を実施する。
- ◆応援協定に基づく訓練 ○災害応援に関する協定に基づき、他市町村等との訓練の相互参加及び共同訓練の実施に努める。
- ◆大規模地震を想定した啓発型訓練 ○地震から身を守る行動を一斉に実施する「シェイクアウト訓練」等を通して、避難行動、日頃からの備蓄など防災活動の必要性を再認識し、学校、自宅、事業所等での防災対策を確認するきっかけとなるよう、啓発型の訓練を実施する。
- ◆広域応援訓練 ○市は、被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県及び他の市町村が実施する広域的な応援を行う防災訓練に参加し連携を図る。

3 浸水・津波対策訓練の実施等

- ◆浸水・津波防災訓練 ○市は、東海地震・東南海地震・南海地震等の大規模地震による津波災害の危険性が切迫している中、水門等の閉鎖や情報伝達、避難対策等を図るため、地域の特性に応じて浸水・津波防災訓練を行う。

- ①津波警報等の情報伝達訓練
- ②浸水・津波避難訓練
- ③水門等の操作訓練

○訓練の実施にあたっては、最も早い浸水・津波の到達予想時間や最大クラスの浸水・津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

- ◆浸水対策訓練 ○市は、水防関係機関及び一般市民と一致協力して水災の警戒及び防御にあたり、万全を期し、水防思想の普及啓発を図るため、各種水防工法その他の訓練を行う。

第2 地震防災のための意識啓発・広報

1 風水害に準拠する対策

○以下の項目は、第1編第2章第12節第2「防災のための意識啓発・広報」を参照

- ①職員に対する防災意識の普及
- ②市民に対する防災知識の普及啓発

2 地震に関する防災意識の普及

- ◆防災意識の啓発 ○市は、地震発生時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。
○市は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

- ①地震に関する基礎知識
- ②県内の活断層や活断層地震への対策に関する知識
- ③予想される地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識
- ④警報等や避難情報の意味と内容
- ⑤正確な情報の入手
- ⑥防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容
- ⑦地域の緊急避難場所、避難路に関する知識
- ⑧緊急地震速報、津波警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動
- ⑨様々な条件下（建物内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動
- ⑩避難生活に関する知識
- ⑪家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）
- ⑫応急手当方法の紹介、平素から県民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- ⑬住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- ⑭家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- ⑮地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- ⑯南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ⑰南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容
- ⑱南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識

- ◆防災に関する知識の普及 ○市は、防災週間及び津波防災の日等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。
この際には、愛知県防災教育センターの活用を図る。
○市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図

るとともに、次の事項に留意し、市民の一人一人が正しい知識と判断をもって行動できるよう、パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。

- ①平常時の心得に関する事項
- ②地震発生時の心得に関する事項
- ③緊急地震速報（警報）の利用の心得に関する事項

- ◆自動車運転者に対する広報
 - 市は、地震が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。
- ◆家庭内備蓄等の推進
 - 防災訓練の機会の利用や、広報等を通じ、常時持ち出しができるよう生活用水・飲料水、食料品、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、カセットコンロ、カセットボンベ等の生活物資等日常生活で使用するものを少し多めに確保し、使用するたびに補充する取組（ローリングストック）等を活用するなどして、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。
 - 供給が困難になる場合が予想される高齢者用、乳児用等の食料品は、各世帯構成に応じた食料備蓄が行われるよう周知していく。
- ◆地震保険の加入促進
 - 地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなる。そのため、市及び県等は、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、その制度の普及及び市民の地震保険・共済への加入の促進に努める。

第13節 震災に関する調査研究の推進

基本方針

- 地震災害に関する調査研究の継続的な実施及び総合的な地震防災対策の実施への活用
- 地域の災害危険性の把握及び効果的な対策の調査研究の推進

実施機関

総務部、企画政策部、産業建設部、消防本部

1 風水害に準拠する対策

○以下の項目は、第1編第2章第13節「防災に関する調査研究の推進」を参照

- ①危険地域の把握等
- ②調査研究成果の活用

2 震災に関する調査研究の推進

- ◆地震に関する調査研究 ○市は、県等の実施した基礎的調査、過去の地震及び地震予知の調査、地震被害想定に関する調査について資料を収集し、本市への影響等について把握する。
- ◆災害防止・都市の防災化に関する調査 ○市は、被害想定に関する調査研究を基礎に、地震による被害を最小限に食いとどめるための効果的な対策を調査研究に努める。

第3章 災害応急対策

※以降、表中、「時期」欄のA・B・Cの凡例は以下のとおり
 A：初動時
 B：応急対応早期
 C：応急対応安定期

第1節 活動態勢（組織の動員配備）

基本方針

- ・大規模災害時における法第23条の2の規定に基づく市災対本部の設置、及び災害応急対策の推進
- ・災害の発生を防御し、又は被害の拡大を防止するための活動態勢の整備
- ・複合災害の発生可能性の認識と備えの充実
- ・複合災害の発生も念頭においた要員（資器（機）材も含む。）の効率的・効果的な配置の推進
- ・一定規模以上の災害が発生した際における災害救助事務について、県が救助の主体となり災害救助を実施する。

実施機関

全部

第1 市災対本部

第1編第3章第1節第1「市災対本部」を参照

第2 防災活動体制及び配備基準

1 風水害等災害対策に準拠する対策

○以下の項目は、第1編第3章第1節第2「配備基準及び防災活動体制」を参照

- ①防災活動体制の確立
- ②平常業務の取扱

2 配備基準

◆基準の区分 ○市の非常配備体制は、次の4段階に区分するが、これによりがたいと認められる場合においては、臨機応変の体制を整える。

時期

A

◆配備基準（地震災害、津波浸水災害）

配備体制	配 備 基 準
情報収集体制 第1次配備	1 市内で震度5弱を観測した地震が発生したとき。 2 伊勢・三河湾に津波警報が発表されたとき。 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。 4 災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき。 5 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。
警戒配備体制 第2次配備	1 市内で震度5強を観測した地震が発生したとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。
市災対本部 体制	第3次配備 市内で震度6弱を観測した地震が発生したとき。 第4次配備 市内で震度6強以上を観測した地震が発生したとき。

※ 市内で震度4を観測した地震が発生した場合及び伊勢・三河湾に津波注意報が発表された場合は、危機管理課で情報収集・対策活動を行う。

※ その他必要により本部長（市長）が上位配備を指令した場合は、この限りではない。

3 初動態勢の確立		時期
◆緊急初動態勢	○勤務時間外又は休日に市域に震度5強以上の大規模な地震が発生し、通信、交通機関の途絶等により市災対本部の正常な運営ができない場合、次のような要領で、非常参集した職員により本部を編成し初動態勢をとる。	A

◆緊急初動態勢の要領

参集準備	○職員は、動員命令を待つことなく、直ちに参集の準備にとりかかる。
人命救助	○職員は、近隣の被災状況を把握し、まず人命救助を行い、その後市災対本部に参集する。
参集	○全職員が自発的にあらゆる手段をもって、市災対本部に参集する。 ○災害その他により、市災対本部に参集できない職員は、最寄りの市機関に参集の上、自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。
被害状況の収集	○職員は、参集する際に被害状況の収集を行う。ただし、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
被害状況の報告	○職員は収集した情報を各部長に報告する。 ○各部長（又は班長）は、被害状況を市災対本部長に集約する。
緊急対策班の編成	○先着した職員により緊急対策班を編成し、順次初動に必要な業務にあたる。初動に必要な業務とは、主に次のようなものである。 ①被害状況調査 ②地震等情報調査 ③関係機関等への情報伝達 ④市災対本部の設置 ⑤防災用資器（機）材の調達・手配 ⑥広報車、同報系無線等による市民への情報伝達 ⑦支援物資調達準備計画の策定 ⑧安全な避難場所への誘導 ⑨避難所の開設 ⑩広域応援要請の検討
緊急初動態勢の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動態勢を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻る。

第3 動員計画

第1編第3章第1節第3「動員計画」を参照

第4 時間経過による地震災害の状況

1 想定した職員の応援体制		時期
◆想定地震の被害等の状況	○各対策部が災害の状況に応じた的確な災害対応を実施できるよう、本市で想定される地震災害の時間経過別に明示する（資料編「20-1 被害想定」の災害シナリオ（南海トラフ地震）参照）。	A

第5 惨事ストレス対策

第1編第3章第1節第5「惨事ストレス対策」を参照

第2節 避難行動

基本方針

- ・情報収集・伝達体制の整備
- ・警報、注意報及び情報等を迅速かつ確実に市民等へ伝達
- ・避難指示等の基準の明確化
- ・避難行動要支援者の避難支援体制の確立
- ・避難のための可能な限りの措置をとり、生命及び身体の安全を確保

実施機関

企画政策部、消防本部

第1 津波警報等・地震情報等の収集・伝達

1 風水害等災害対策に準拠する対策

○以下の項目は、第1編第3章第2節第1「災害に関する情報の収集及び伝達」を参照

- ①異常現象発見者の通報
- ②情報伝達の措置

2 情報の種類・内容等

(気象庁又は名古屋地方気象台発表)

時期

- | | | |
|-----------|---|---|
| ◆津波に関する情報 | <ul style="list-style-type: none"> ○地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報・津波警報・注意報を津波予報区単位で発表する（大津波警報は特別警報に位置付けられる。）。 ○津波警報・注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを順次津波情報として発表する。 ○市に係る津波予報区は「伊勢三河湾」である。 | A |
|-----------|---|---|

◆津波予報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大
		10m (5m<予想高さ≤10m)	
		5m (3m<予想高さ≤5m)	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)

◆津波情報の種類

種 類	内 容
津波の到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さをメートル単位で発表する。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表する。

◆地震に関する情報 (緊急地震速報(警報)) (地震に関する情報)	○気象庁は、最大震度5弱以上を予想した場合、または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上を予想した地域、または長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。 ○最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想される場合、または長周期地震動階級1以上を予想した場合に緊急地震速報(予報)を発表する。 ○緊急地震速報(警報)のうち震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。 ○地震発生後約1分半後に震度3以上の地域名等を発表する震度速報をはじめ、震源に関する情報、震源・震度情報、長周期地震動に関する観測情報及び遠地地震に関する情報などを発表する。	A
---	---	---

◆地震に関する情報の種類

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。)	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度1以上を観測した地域名と市町村ごとの観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表(地震発生から10分後程度で1回発表)

地震情報の種類	発表基準	内 容
遠地地震に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・ マグニチュード7.0以上 ・ 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※ 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある 	<p>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表</p> <p>日本や国外への津波の影響についても記述して発表※</p> <p>※ 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表</p>
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など 	<p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表</p>

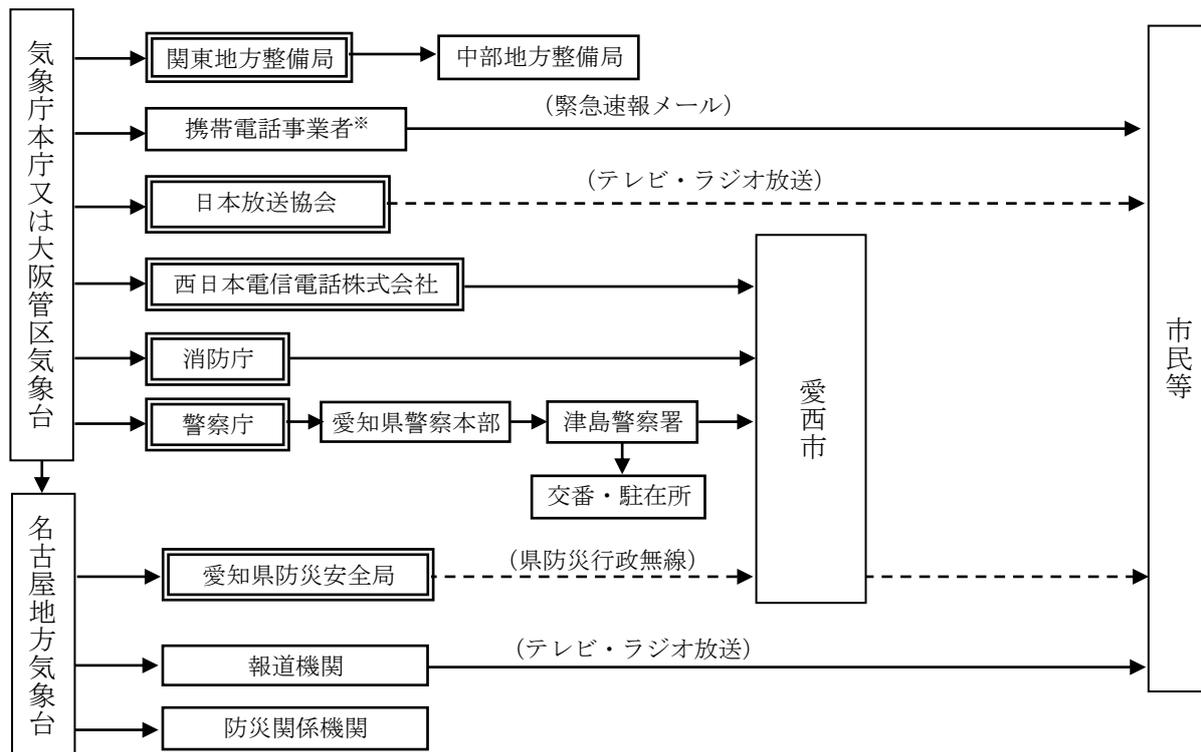
◆ 津波・地震（地震動）に関する特別警報の発表	<p>○ 津波、地震については、現行の警報のうち、危険度が非常に高いレベルのものを特別警報に位置付ける。</p> <p>○ これらの特別警報は、名称に「特別警報」は用いず、従来通りの名称で発表される。</p>	A
-------------------------	--	---

◆ 特別警報に関する情報の種類

種 類	内 容
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合（大津波警報を特別警報に位置付ける。）
地震（地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合（緊急地震速報（警報）（震度6弱以上）を特別警報に位置付ける。）

3 津波警報等の伝達系統		時期
◆ 津波警報等の伝達	<p>○ 津波警報等、地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。</p> <p>○ 特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意する。</p> <p>○ 注意報、警報の内容を全文伝達することは、相当時間を要し、災害防止に機を失することもあるため、気象通報票により受伝達の迅速化を図る。また、受伝達については、送信者、受信者の氏名を確認し合うこと。</p>	A

◆津波警報等、地震情報等に関する特別警報・警報等の伝達系統



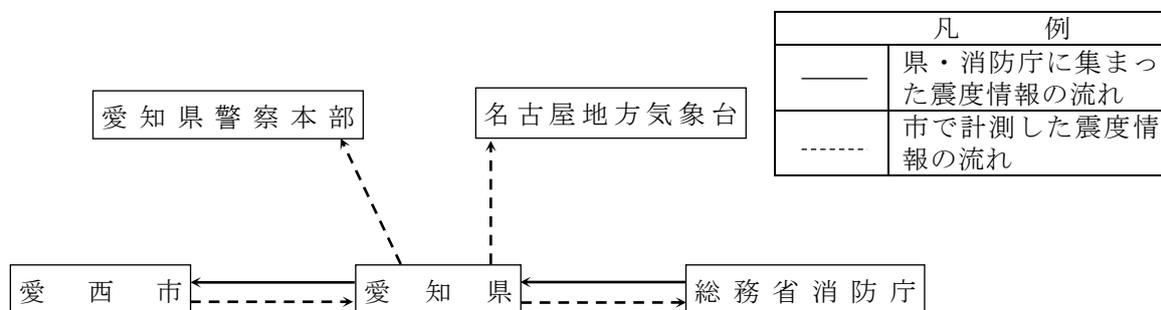
※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

注) 破線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

◆震度情報ネットワークによる伝達	○市をはじめ県下全市町村に設置した計測震度計により観測した震度情報は、県において収集し、名古屋地方気象台及び県内市町村に伝達することとなっている。 ○なお、震度3以上を計測した場合は、県警察本部にも伝達される。	A
------------------	--	---

◆震度情報の伝達系統図



第2 避難対策

1 風水害等災害対策に準拠する対策

○以下の項目は、第1編第3章第2節第2「避難対策」を参照

- ①避難情報等の伝達
- ②避難情報・警戒レベル相当情報と防災気象情報について
- ③避難行動
- ④避難誘導及び移送
- ⑤避難行動要支援者の支援
- ⑥広域避難

2 避難情報等の種類

時期

◆避難指示発表時に居住者等がとるべき行動等

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル4】 避難指示 (市長が発令)	●発表される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。

◆津波に係る 避難情報の 判断基準	○避難情報の発令については、次表の基準を参考に、総合的に判断し、決定する。	A
-------------------------	---------------------------------------	---

避難指示	次のいずれかに該当する場合に、「避難指示」を発令することが考えられる。 1：市内で震度5弱以上の地震が観測され、かつ、伊勢・三河湾に津波警報が発表されたとき 2：市内で震度5弱以上の地震が観測され、かつ、伊勢・三河湾に大津波警報が発表されたとき 3：その他諸般の状況から避難指示の発令が必要と認められるとき
------	--

第3節 災害情報の収集・伝達・広報

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 市は、発災直後の被害規模の早期把握と正確な情報を収集 市及び県は、災害情報を一元的に把握し、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策を実施 市は通信手段・情報発信手段の確保及び多重化を推進 市は、被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達 広聴活動を通じて市民等の動向と要望の把握 	実施機関	全部
------	---	------	----

第1 被害状況等の収集及び伝達

第1編第3章第3節第1「被害状況等の収集及び伝達」を参照

第2 通信手段の確保

第1編第3章第3節第2「通信手段の確保」を参照

第3 広報広聴活動

1 風水害等災害対策に準拠する対策

○以下の項目は、第1編第3章第3節第3「広報広聴活動」を参照

- ①報道機関への発表
- ②広聴活動

2 災害時の広報活動

	時期
<p>◆市民に対する広報手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ○同報系無線及びWebサイト、防災情報メール、緊急速報メール、公共施設への情報掲示、避難所等に設置する情報伝言板等にて災害情報、避難等の広報を行う。 ○災害が広域に及ばない場合の補助的手段として、広報車及び現場による指示にて避難等の広報を行う。特に災害の危険に切迫した地域に、情報を伝えるため実施し、やむを得ない場合には一般車両を用いてハンドマイクから広報を行う。 ○広報内容については、その文案、優先順位をあらかじめ定めておくとともに、適切な広報手段を選択する。 ○コミュニティFM及びケーブルテレビを効果的に活用する。 	A
<p>◆地震発生時の広報活動の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地震発生時の広報活動の目的は次のとおりである。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ①流言飛語等による社会的混乱を防止する。 ②被災者や関係者の避難・救援行動のための判断を援助する。 ③救援活動や復興事業に対する社会的な協力を得やすくするため、災害に対する社会的な関心を喚起する。 </div>	A

◆広報内容 (発災直後～ 3、4時間 以内)	○広報内容(発災直後～3、4時間以内)は次のとおりである。 ①地震の震度 ②津波予警報の発表(河川遡上の可能性がある場合に必要に応じ避難の呼びかけ)	A
◆広報内容 (応急対策時： 発災～概ね2 日以内)	○広報内容(応急対策時：発災～概ね2日以内)は次のとおりである。 ①市災对本部の設置 ②災害の発生状況 ③市民のとるべき措置 ④避難に関する情報(避難場所、避難指示等) ⑤救護所の開設状況 ⑥ライフライン施設・道路情報 ⑦二次災害の防止に関する情報 ⑧安否情報 ⑨警備などの治安状況 ⑩その他必要事項	A
◆広報内容 (応急復旧時： 発災～3日目 以降)	○広報内容(応急復旧時：発災～3日目以降)は次のとおりである。 ①公共交通機関の状況 ②ライフライン施設の状況 ③食料、水、その他生活必需品等の供給状況 ④消毒・衛生・医療救護の情報 ⑤ボランティアに関する状況 ⑥公共土木施設等の状況 ⑦義援金、救援物資の受入に関する情報 ⑧死傷者並びに住宅被害の情報 ⑨被災者相談窓口の開設状況 ⑩罹災証明書の交付 ⑪生活再建資金の貸付け ⑫応急仮設住宅の建設及び入居の情報 ⑬小中学校等授業再開予定 ⑭その他必要事項	A
◆避難所における広報	○避難所指定職員等により、避難所にて口頭、掲示などにより避難者へ広報を行う。なお、情報の入手が困難な要配慮者への広報手法に十分配慮する。	A

第4節 応援協力・派遣要請

基本方針

- ・ 県、他市町村への応援要請、受入の体制整備
- ・ 防災関係機関における応援要請、受入体制の整備
- ・ ボランティアの受入体制の整備及び人材育成
- ・ 防災活動拠点確保の推進

実施機関

総務部、企画政策部、健康子ども部、保険福祉部、産業建設部、上下水道部、消防本部

第1 応援協力

第1編第3章第4節第1「応援協力」を参照

第2 救援隊等による協力

第1編第3章第4節第2「救援隊等による協力」を参照

第3 自衛隊災害派遣要請

第1編第3章第4節第3「自衛隊災害派遣要請」を参照

第4 ボランティアの受入

第1編第3章第4節第4「ボランティアの受入」を参照

第5 防災活動拠点の確保等

1 防災活動拠点の確保等		時期
◆ 防災活動拠点の確保等	<p>○市は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点について、関係機関との調整の上、確保を図る（資料編「5-1 防災活動拠点」参照）。</p> <p>○当該拠点は、市又は県が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図る。</p> <p>○市及び県は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、第1編第3章第4節第5-1「防災活動拠点の確保等」とおり、防災活動拠点の確保を図る。</p> <p>○南海トラフ地震、東海地震、東南海・南海地震の発生時の国の応急対策活動に係る拠点については、「南海トラフ地震における広域受援計画に定める防災拠点の種類と機能」とおりとなっている。</p>	A
◆ 救援物資集積拠点	<p>○物資の輸送拠点について、市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める（資料編「5-2</p>	A

救援物資集積拠点」参照)。

道の駅ふれあいの里HASUパーク
J Aあいち海部レンコンセンター
佐川急便株式会社 佐屋営業所
栄進物流株式会社

◆南海トラフ地震における広域受援計画に定める防災拠点の種類と機能

分類	機能	主な設置主体
広域進出拠点	災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向かって移動する際の一時的な目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設置するもの	広域応援部隊の派遣機関
進出拠点	広域応援部隊が応援を受ける都道府県に向かって移動する際の目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの	広域応援部隊の派遣機関
救助活動拠点	各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点として、都道府県及び市町村があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきもの	市・県
航空機用救助活動拠点	救助活動拠点のうち、以下に該当する拠点 ①災害応急対策に活用する航空機が駐機、給油できる拠点 ②甚大な津波被害が想定される地域において、大規模な空からの救助活動のために活用が想定されることが予想される拠点	市・県
地域内輸送拠点	広域物資輸送拠点において都道府県が受け入れた国による調達物資を、各市町村に配分する際の受入の拠点であり、市町村が設置するもの	市

◆「東海地震」及び「東南海・南海地震」応急対策活動要領に基づく愛知県広域受援計画

分類	機能
前進拠点	東海地震警戒宣言時に、部隊が派遣される強化地域周辺の拠点
進出拠点	地震発生後、各部隊が被災地に進出する際、強化地域内等の拠点に一時集結する拠点
活動拠点	部隊が被災地において活動するにあたり、宿営等を行う拠点
広域物資拠点	非被災地域から物資を輸送する拠点

第6 南海トラフ地震の発生時における広域受援

1 南海トラフ地震の発生時における広域受援	時期
◆南海トラフ地震の発生時における広域受援	A
◆緊急輸送ルートの確保	A
◆救助・救急、	A

消火活動	つ円滑に受け入れるための活動	
◆災害医療活動	○全国から派遣されたDMA T等による被災地内における医療機関への支援・調整を行う活動	A
◆物資調達	○国が被災県からの具体的要請を待たず支援する避難所避難者への支援物資の受入、配分に係る活動	A
◆燃料・電気・ガスの供給	○災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料・電気・ガスを確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動	A

第5節 救出・救助対策

基本方針

- ・各役割における救出・救助体制の整備
- ・名古屋市航空機隊の活用方法の習熟

実施機関

企画政策部、消防本部、健康子ども部、保険福祉部、産業建設部

第1 救出・救助活動

1 風水害等災害対策に準拠する対策

○以下の項目は、第1編第3章第5節第1「救出・救助活動」を参照

◎災害救助法の適用

2 救出・救助活動の実施（一部再掲）

時期

◆救出情報の収集	○要救出者を発見した者は、市災対本部又は津島警察署等へ通報する。 ○市（消防本部）は、自主防災組織及び津島警察署等から通報された情報を収集し管理する。	A
◆救助隊の編成等	○市（消防本部）は、市民からの通報や本部等への救出要請等に基づいて、消防職員等による救助隊を編成する。 ○市（消防本部）は、県警察等と緊密な連携のもとに、必要に応じ市内土木建設業者等に重機、資器（機）材等の供給を要請し、効果的に救出活動を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する（資料編「16 相互応援協定等に関する資料」参照）。	A
◆救出活動の原則	○地震発生後3日程度までは、家屋等の下敷き等となっている被災者の捜索及び救出活動に専念する。 ①救助活動は、傷病者の救出・救護活動を最優先とし、消防部隊が相互に連携し効率的な組織活動を行う。 ②救急活動は、救命措置を優先し、傷病者の迅速、安全な搬送を原則とする。 ③現場の市、医療機関、警察、その他関係者と連絡を密にし、傷病者の効率的な救護にあたる。 ④延焼火災が多発し、同時に多数の救助救急事象が併発している場合は、火災現場付近を優先して救助・救急活動を行う。 ⑤延焼火災が少なく、同時に多数の救助救急事象が併発している場合は、多数の人命を救護できる事象を優先に、効率的な救助・救急活動を行う。 ⑥同時に小規模救助救急事象が発生した場合は、人命の危険度の高い事象を優先に救急・救助活動を行う。	A
◆応援協力要請	○市（消防本部）は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資器（機）材につき応援を要求する。 ○市（消防本部）は、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」並びに「海部地方消防相互応援協定」の定めるところにより消防相互応援を行う（資料編「16 相互応援協定等に関する資料」参照）。	A

	○緊急消防援助隊の派遣を受けた被災地の市長（又は委任を受けた消防長）はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。	
◆警察における救出活動	○市（消防本部）は、県警察と緊密な連携のもとに救出救助を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。なお、水没した場合には、第四管区海上保安本部とも連携を図る。 ○県警察は、災害時において被災者の救出活動等を円滑に実施するため、「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」に基づき必要な災害救助犬の出動を要請する。	A
◆市民・自主防災組織・事業所の救出活動	○市民、自治会、自主防災組織、事業所は、二次災害の発生に十分注意しながら地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。 ○建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助し、応急手当等を行うとともに安全な場所へ搬送を行う。	A

第2 名古屋市航空機隊の活用

第1編第3章第5節第2「名古屋市航空機隊の活用」を参照

第6節 消防活動・危険性物質対策

基本方針

- ・大規模地震発生時における消防団員、市民、事業者による出火防止と初期消火の実施
- ・消防機関の関係機関との連携による、避難の安全確保、重要地域・対象物の防御、救助・救急活動等、市民の生命、身体及び財産の保護
- ・危険物施設等の被害、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合における、被害拡大防止の緊急措置の実施及び情報等の提供

実施機関

消防本部

第1 消防活動

1 大震火災防御計画の推進		時期
◆防御方針	<p>○市（消防本部）は、速やかに市内における火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊配置を行う。特に、大規模な震災の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め、次の防御方針に基づき、迅速に対応する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>①火災発生が少ないと判断したときは、積極的な防御活動を行い、一挙鎮滅を図る。</p> <p>②火災件数が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災を優先的に防御する。</p> <p>③火災が随所に発生し、消防隊個々の防御では効果を取れ得ない場合は、部隊を集中して人命の確保と最重要地域の確保のための防御にあたる。</p> <p>④火災が著しく多発し、市民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして避難者の安全確保のための防御にあたる。</p> <p>⑤大量の人命救助事象が発生した場合は、火災状況により優先的にこれを実施する。</p> <p>⑥高層建築物等、大量の消防部隊を必要とし、他への延焼危険が少ない火災は、他の延焼火災を鎮圧した後に部隊を集中して防御にあたる。</p> <p>⑦大規模工場、大量危険物貯蔵施設等から出火した場合、あるいは既に延焼してしまった場合は、初期においては市街地への延焼危険のある部分のみを防御し、後に上記の要領により防御する。</p> <p>⑧火災及び水災等の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防御を優先とする。</p> </div>	A
◆重要対象物の指定	<p>○市（消防本部）は、避難者の受入施設、救援物資の集積場所、救護施設、応急復旧に直接必要な災害対策の中核機関、市民生活に直接影響を及ぼす公共機関等の施設を地震時における重要対象物として指定する。</p>	A
◆延焼阻止線	<p>○延焼阻止線は、火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域から延焼拡大した火災を延焼阻止効果のあるところで集中的に防御し、拡大阻止しようとするもので、地形地物、空地、水利等の状況と動員部隊とを勘案して予定する。</p>	A
◆避難場所・避難経路	<p>○地震災害時の避難場所・避難経路について熟知しておく。</p> <p>○避難場所に通じる幹線道路を一応の避難路とするが、防御の重点は、河川に面したところは橋りょう付近、その他の地点については、避難上特に障害が予想され、混乱を生ずると思われる地点とする。</p>	A

◆特定地域警 防計画書の 作成	○特定地域警防計画書は、部隊運用の基本をなすもので、危険区域、木造住宅の密集状況、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路などを調査し作成する。	A
◆部隊運用要 領	○重要な地域の火災を重点とした部隊運用を図る。 ○避難命令が出された場合は、人命の安全確保を最優先とした避難路を確保する。	A
2 消防団の事案応急対策（一部再掲）		時期
◆非常参集	○参集の必要がある大規模災害が発生した場合、所属消防団詰所への参集及び消防資器（機）材等の安全確保を実施する。	A
◆出火防止	○地震等災害の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の市民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖・電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は市民と協力して初期消火を図る。	A
◆消火活動	○地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは市（消防本部）と協力して行う。また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。	A
◆救急救助	○市（消防本部）による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所へ搬送を行う。	A
◆避難誘導	○避難指示等がなされた場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら市民を安全に避難させる。	A
◆情報収集	○早期に災害情報を収集し、市（消防本部）に連絡する。	A
◆応援隊の受 入準備	○応援隊の受入準備及び活動地域への案内等を消防本部と協力して行う。	A
◆激甚災害へ の備え	○激甚な大規模災害が発生した場合、指揮命令系統の途絶も考えられることから、分団又は班単位で消火・救急救助活動が行えるよう資機材等の整備を検討する。	A
3 広域応援要請		時期
◆県及び他市 町村への応 援要請	○市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。 ○広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。	A

第2 危険物等施設災害対策

第1編第3章第17節「危険物、毒物劇物等化学薬品類及び火薬類災害対策」を参照

第7節 医療救護・防疫・保健衛生対策

第1編第3章第6節「医療救護・防疫・保健衛生対策」を参照

第8節 交通の確保・緊急輸送対策

第1編第3章第7節「交通の確保・緊急輸送対策」を参照

第9節 浸水・津波対策

基本方針

- 堤防、水門、樋門等の損壊等の浸水による水災に対する水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動による被害の拡大防止の推進
- 迅速な情報伝達、避難誘導を始めとする応急対策の実施
- 避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした応急対策の実施

実施機関

総務部、企画政策部、市民協働部、健康子ども部、保険福祉部、産業建設部、消防本部、各施設管理部

1 浸水・津波対策		時期
◆点検及び応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> ○県、市及び関係機関は、地震、津波が発生した場合は、あらかじめ定めた基準により河川の点検を行い、被災後の降雨による二次災害の可能性が認められる箇所においては、速やかに応急復旧を行う。 ○排水機場（資料編「12-2 農業用排水機場」参照）、水門等については、沈下・変形等により運転や開閉操作等が円滑に行われない場合が想定されることから、特に重要な施設について専門業者への緊急連絡体制を整え、速やかに応急復旧できる体制をあらかじめ構築する。 	A
◆浸水対策資器（機）材の調達等	<ul style="list-style-type: none"> ○市及び海部地区水防事務組合は、浸水対策を十分果たせるよう水防倉庫等の資器（機）材（資料編「12-3 水防倉庫及び水防用資器（機）材」参照）を整備するとともに、資器（機）材の緊急調達の方法について、あらかじめ定めておく。 ○備蓄する水防用資器（機）材に不足を生ずるような緊急事態に際し、県へ応急支援を要請することができる。 ○地震後の、堤防の広範囲にわたる崩壊に対する復旧などに大量の土砂が必要となる場合に備え、特に応急復旧が急がれると想定される箇所周辺での緊急用土砂採取について、あらかじめ確保の方策を定める。 	A
◆漏、溢水防止 応急復旧活動	<ul style="list-style-type: none"> ○各管理者は、堤防、水門、樋門の状況を確認し、必要に応じて応急復旧対策を実施するほか、被害状況に応じて可搬式ポンプによる応急排水を実施する。 ○市は、県に要請することにより、可搬ポンプを借り受けることができる。 	C
◆情報の伝達等	<ul style="list-style-type: none"> ○地震発生後の津波警報等・地震情報等の伝達は、本章第2節「避難行動」により行われる。 ○市はこれらに基づき、同報系無線、サイレン、半鐘等様々な手段を活用して、市民等への津波災害等に備えた情報伝達・広報を行う。 	A

◆津波警報等の標識

標識の種類	標 識	
	鐘	サイレン音
津波注意報標識	(3点と2点の斑打) 	(約10秒) (約2秒)
津波注意報及び津波警報解除標識	(1点2個と2点の斑打) 	(約10秒) (約1分) (約3秒)
津波警報標識	(2点) 	(約5秒) (約6秒)
大津波警報標識	(連点) 	(約3秒) (約2秒) (短声連点)

※1 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

2 大津波警報標識は、居住者等に避難、立退きを知らせるためのものであることから、水防信号の避難信号と同じ内容としている。

◆避難情報の発令及び危険地域の監視、巡回等	<p>○市は、強い地震動（震度5弱程度以上）が伴った、津波警報等の伝達を受けたとき又は伝達ルートに関係なく覚知したときは、応急活動体制を確立するため、必要な職員を招集、津波等の浸水が予想される地域内に在る者に対し、避難情報を発令する。</p> <p>○市は本部を設置した場合、津波等の浸水が予想される地域内など津波危険地域・津波災害警戒区域を中心に監視、巡回を行い、避難措置の徹底等の必要な措置を講ずる。</p>	A
◆津波の自衛措置	<p>○津波は、場合によっては津波警報等が伝達されるよりも早く到着する場合もあるため、情報伝達等がなくても強い地震（震度4程度以上）に加え、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、次の措置をとる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>①市長は自らの判断で、市民等に直ちに避難すべき地域から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示を行う。</p> <p>②津波警報等の情報収集にあたっては、放送機関からの情報にも留意し聴取する責任者を定めるなどの体制をとり、収集した情報の迅速かつ的確な伝達を行う。</p> </div>	A
◆市が管理又は運営する施設に関する対策	<p>○市が管理する市役所・支所、施設など、不特定かつ多数の者が出入りする施設において、市役所・支所への来訪者、施設利用者に対して、津波警報等の伝達に努め、安全確保のため市役所・支所、施設等から退避するよう誘導するとともに、対策を講じる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>①施設の防火点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置</p> <p>②出火防止措置</p> <p>③受水槽等への緊急貯水</p> <p>④消防用設備の点検、整備</p> <p>⑤非常用発電装置の整備、テレビ・ラジオ・コンピュータなどの情報を入手するための機器の整備</p> </div>	A

第10節 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

第1編第3章第9節「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」を参照

第11節 水・食品・生活必需品等の供給

第1編第3章第10節「水・食品・生活必需品等の供給」を参照

第12節 地域安全対策

第1編第3章第11節「地域安全対策」を参照

第13節 遺体の取扱

第1編第3章第12節「遺体の取扱」を参照

第14節 ライフライン施設等の応急対策

基本方針

- ・災害時における上下水道、電力、ガス、一般通信施設の供給を円滑にするための応急工事をはじめとする緊急措置の実施
- ・復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示

実施機関

企画政策部、上下水道部、海部南部水道企業団、各事業者

1 風水害等災害対策に準拠する対策

○以下の項目は第1編第3章第13節「ライフライン施設等の応急対策」を参照

- ①上水道施設対策（上下水道部、海部南部水道企業団）
- ②下水道施設等対策（上下水道部）
- ③電力施設対策（中部電力株式会社、株式会社JERA）
- ④LPガス対策（一般社団法人愛知県LPガス協会）
- ⑤ライフライン施設の応急復旧

2 都市ガス対策（東邦瓦斯株式会社）

	時期
◆災害対策本部の設置	B
◆情報の収集	B
◆緊急対応措置の実施	B
◆応援の要請	B
◆応急復旧活動の実施	B

○災害発生後、速やかに災害対策本部等を設置
○緊急動員については各社、災害対策規程等によって定める動員体制によって実施

○供給区域内の導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの被害状況、漏えい通報等の情報に加え、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的に被害程度を把握

○地震が発生した場合、次に掲げるような大きな災害が確認されたブロックでは、即時にガス供給を停止する。

- ①地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値以上を記録した場合
- ②製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難な場合

○地震が発生した場合、地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値未満を記録したブロックでは、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付状況などにより経時的に得られる被害状況により、次に掲げるような二次災害の発生が予想される場合には、速やかにガス供給を停止する。

- ①道路及び建物の被害状況や主な導管の被害状況から、ガス工作物の被害が甚大であることが容易に推測できる場合
- ②ガス漏えい通報等により発見されたガス工作物の被害状況が緊急時対応能力を超えるおそれのある場合

○被害の程度に応じて、一般社団法人日本ガス協会に要請

○供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。

- ①需要家の閉栓の確認
- ②導管の被害箇所の調査及び修理
- ③需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理
- ④需要家の開栓、試点火

<p>○災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。 ○復旧用資機材置場や仮設用地等が必要となる場合は、関係機関と連携し、迅速な確保に努める。</p>	
<p>3 通信施設の応急措置</p>	<p>時期</p>
<p>◆通信事業者 (西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・コムニケーションズ株式会社)</p>	<p>B</p> <p>○緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を実施 ○速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び市民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>①災害対策本部の設置 非常参集等の緊急プログラムを発動し、復旧要員等を動員し、災害対策本部等を設置</p> <p>②緊急対応措置の実施 二次災害の防止を図るとともに、被災電気通信設備の復旧計画を作成し、復旧要員、資機材及び災害対策機器について所要数を検討</p> <p>③応急復旧活動の実施 発災後の初期段階においては、動員可能な社員を中心に支店内手持ちの資機材を活用し、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、通信の孤立防止、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施</p> </div> <p>○災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用（震度6弱以上）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>①電話の輻輳を緩和するため、直ちに災害用伝言ダイヤルを提供するとともに、報道機関への連絡等を実施</p> <p>②インターネットを利用して安否確認を行う災害用伝言板を、災害用伝言ダイヤルの提供に準じて運用</p> </div> <p>○応援体制の確立 ◎激甚な大規模災害の場合は、本社を中心にグループ全体としての応援体制により効率的復旧を図る。</p>
<p>◆移動通信事業者（KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）</p>	<p>B</p> <p>○緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。 ○速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>①災害対策本部の設置 ・災害対策本部を設置し、通信設備の被災状況把握、早期サービス回復に努める。</p> <p>②応急復旧活動の実施 ・基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。 ・周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済 ・電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施する。</p> </div>

	<p>③災害用伝言板の運用（震度6弱程度以上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地域への通信の疎通確保対策として、災害用伝言板を運用 <p>④応援体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本社を中心にグループ全体としての応援体制により効率的復旧を図る。 ・西日本電信電話株式会社及び関係機関と密接な連絡調整を図り、速やかに応急復旧 	
<p>◆放送事業者における措置</p>	<p>○地震及びこれに伴う二次災害の発生時において、放送設備が故障又は被災し、放送が中断した場合等に備えて、可及的速やかに放送を再開すること等のために、次のような対策の推進に努める。</p> <p>①放送局の演奏所が被災しても放送が継続できるよう、可能な限り送信所内に最小限の放送設備を設置</p> <p>②放送番組中継回線及び防災関係機関との連絡回線が不通となった場合は、臨时无線回線を設定し、放送の継続や災害情報の収集可能となるよう措置を実施</p> <p>③具体的な災害応急対策計画を立て、適時、訓練を実施</p>	<p>B</p>

第15節 住宅対策

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施による二次災害の防止 判定活動の実施にあたり、各種調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について被災者に明確に説明 平時より災害による被害が予測される空家等を確認。必要に応じて、空家等の全部又は一部の除却等の措置の実施 応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去の実施 民間賃貸住宅等の借上による方法の積極的な活用 	実施機関	産業建設部
------	--	------	-------

1 風水害等災害対策に準拠する対策

○以下の項目は、第1編第3章第19節「住宅対策」を参照

- ①公共賃貸住宅等への一時入居
- ②応急仮設住宅の設置及び管理運営
- ③住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）
- ④住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）
- ⑤障害物の除去
- ⑥応援協力要請
- ⑦災害救助法の適用

2 被災建築物及び被災宅地の危険度判定

		時期
◆被災建築物 応急危険度 判定実施本 部及び被災 宅地危険度 判定実施本 部の設置	<ul style="list-style-type: none"> ○余震等による二次災害防止のため、建築物及び宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に被害の発生状況を迅速かつ的確に把握する。 ○市は必要に応じ、市の区域で危険度判定を実施するにあたり、本部の中に被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。 ○実施本部は判定実施計画を作成し、応援判定士の派遣等の後方支援を行う県の被災建築物応急危険度判定支援本部及び被災宅地危険度判定支援本部（以下「県支援本部」という。）へ支援要請する。 ○実施本部は、判定士及び判定のための資器（機）材等の確保をし、被災建築物の応急危険度判定並びに被災宅地の危険度判定活動を実施する。 	B
◆判定活動の 実施	<ul style="list-style-type: none"> ○活動にあたっては、「被災建築物応急危険度判定調査」、「被災宅地危険度判定調査」、「住家被害認定調査」など住宅に関する各種調査が個別の目的であること、それぞれの調査の必要性、実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について明確に説明する。 	B

第16節 学校等における対策

第1編第3章第20節「学校等における対策」を参照

第17節 災害救助法の適用

第1編第3章第21節「災害救助法の適用」を参照

第4章 災害復旧・復興

第1節 復興体制

第1編第4章第1節「復興体制」を参照

第2節 公共施設等災害復旧対策

第1編第4章第2節「公共施設等災害復旧対策」を参照

第3節 災害廃棄物処理対策

第1編第4章第3節「災害廃棄物処理対策」を参照

第4節 震災復興都市計画の決定手続き

基本方針

- 市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、市街地の整備事業を推進（手続きの詳細は、「愛知県震災復興都市計画の手引き」を参照）

実施機関

産業建設部

1 第一次建築制限		時期
◆復興基本方針の策定	<ul style="list-style-type: none"> 市街地の被災状況を把握する。 被災状況を踏まえ、建築基準法第84条の区域の案を作成し、発災後10日以内に、県（建築指導課）に申出を行う。 発災後14日以内に、第一次建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興にあたっての大きな方向性を示した基本方針を策定する。 学識経験者、産業界、地区住民の代表、公的団体の代表、行政等をメンバーとする計画策定検討組織を設置する。 	B
◆県における措置	<ul style="list-style-type: none"> 市街地の被災状況を把握する。 県は、都市計画関係各課で構成する「県復興都市計画連絡会」を組織し、関係市町村から申出のあった案について調整を行い、関係法令等に適合するものについては、発災後14日を目処に建築基準法第84条に基づく建築制限区域として指定し、市町村に通知する。 県は、発災後14日以内に、第一次建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興にあたっての方向性を示した基本方針を策定する。 	B
◆指定基準	<ul style="list-style-type: none"> 次の各号に該当する市街地について必要と認めるときは、特定行政庁は、建築基準法第84条の区域（災害が発生した日から一月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。さらに一月を超えない範囲内において、期間を延長することができる。）に定める。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ①大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築建物が滅失したこと。 ②公共の用に供する施設の整備状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。 ③当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらとあわせて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。 </div> 	B
2 第二次建築制限		時期
◆都市復興基本計画（骨子案）の策定と公表	<ul style="list-style-type: none"> 県及び市は、基本方針を踏まえた上で発災後2か月以内に、都市復興の骨格部分の考え方を示した基本計画（骨子案）を策定する。 基本計画（骨子案）は、発災後2か月で地域住民と行政の都市復興に関する合意形成を推進させ、後の都市計画事業決定の手続き等を円滑にし、被災地の復興を推進するために策定・公表する。 	C
◆被災市街地復興推進地域の都市計画決定	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法第84条の区域指定の後、市は、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の規定による被災市街地復興推進地域を都市計画に定める。 	C

○復興推進地域が決定されると、一定期間（災害の発生した日から最長2年以内の日まで）、建築行為等の制限が行われる。		
3 復興都市計画事業の都市計画決定		時期
◆都市復興基本計画の策定と公表	○県及び市は、復興都市計画事業等の都市計画決定に先立ち、都市復興基本計画（都市復興マスタープラン）を策定・公表する。 ○市は、都市復興基本計画（骨子案）の内容を基本として、各地区の復興都市計画事業等の検討状況、見通しスケジュール等を反映して都市復興基本計画を策定する。 ○策定にあたっては、復興に関する市町村基本方針、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、総合計画等を踏まえる。	C
◆復興都市計画事業の都市計画決定	○被災市街地復興推進地域を都市計画決定した後、復興都市計画事業の都市計画決定や市街地開発事業の施行等必要な措置を講ずる責務が市に課され、その計画策定にあたっては、被災者の生活再建に配慮し、速やかに（被災後6か月を目途）行う。	C

第5節 被災者等の生活再建等の支援

第1編第4章第4節「被災者等の生活再建等の支援」を参照

第6節 商工業・農林水産業の再建支援

第1編第4章第5節「商工業・農林水産業の再建支援」を参照

第5章 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

基本方針

- ・南海トラフ地震臨時情報の発表の有無に関わらず、従前から実施している突発地震の備えを実施することを基本とし、さらなる被害の軽減を目指す観点で、南海トラフ地震臨時情報を有効に活用することが重要
- ・南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応を、市、県、防災関係機関等が地域の実情に応じてあらかじめ検討し、連携協力して防災対応がとれる体制を確保

実施機関

全部

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

- ◆情報収集・連絡体制の整備 ○市及び防災関係機関は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3章第2節第1～3「津波警報等の伝達系統」を参照。）

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応

- ◆情報収集・連絡体制の整備 ○市及び防災関係機関は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3章第2節第1～3「津波警報等の伝達系統」を参照。）
- ◆後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間 ○市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（規模は最大クラス（M9）を想定）に対して、警戒する体制を確保する。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保する。
- ◆市民への周知・呼びかけ ○市は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知する。また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続（事前避難）等のあらかじめ定められた措置、及び家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかける。（参考：第2編第2章第12節「防災訓練及び防災意識の向上」第3章第3節「災害情報の収集・伝達・広報」）
- ◆避難対策等 ○市は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（令和元年5月内閣府作成）及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」（令和2年3月県作成）などに基づき、事前避難対象地域（住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域）について検討・設定し、国からの指示が発せられた場合には、当該地域について、避難指示等により事前の避難を促す。
○市は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認して国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く。）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

	<p>○事前避難の際は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい市民に対しては、市において避難所の確保を行う。また、事前避難においては、被災後の避難ではないため、必要なものは避難者各自で準備することについて、市民に理解を得ることなどが必要である。（第1編第3章第9節「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」参照。）</p>
<p>◆消防機関等の活動</p>	<p>○市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①津波警報等の情報の的確な収集及び伝達 ②事前避難対象地域における地域住民等の避難場所、避難所への経路及び誘導方法</p> </div>
	<p>○水防管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、次の事項を重点としてその対策を定め、後発地震に備えた必要な体制を確保する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①所管区域内の監視及び警戒 ②ダム・ため池・水門・閘門等の操作 ③水防作業に必要な資機材の点検、整備、配備等</p> </div>
<p>◆水道、電気、ガス、通信、放送関係</p>	<p>○各事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。</p>
<p>◆交通</p>	<p>○県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について、地域住民等に周知するものとする。 ○鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合は安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。また、津波により浸水するおそれのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。 ○鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報について、情報提供に努めるものとする。</p>
<p>◆市が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策</p>	<p>○市が管理する庁舎、学校等の不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理上の措置及び体制は概ね次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 各施設に共通する事項</p> <p>① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達 <留意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・来場者等が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された際に、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を事前に検討すること。 ・避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。 <p>② 入場者等の安全確保のための退避等の措置 ③ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置 ④ 出火防止措置 ⑤ 水、食料等の備蓄 ⑥ 消防用設備の点検、整備 ⑦ 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備 ⑧ 各施設における緊急点検、巡視</p> </div>

上記の①～⑧における実施体制（⑧においては実施必要箇所を含む。）は施設ごとに別に定める。

イ 個別事項

- ① 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置を定めることとする。
 - ② 小中学校にあっては、次に掲げる事項を定めることとする。
 - (ア) 児童生徒等に対する保護の方法
 - (イ) 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
 - ③ 社会福祉施設にあっては、次に掲げる事項を定めることとする。
 - (ア) 入所者等の保護及び保護者への引継ぎの方法
 - (イ) 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

○公共土木施設等

- ① 道路情報板等による道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓開の準備等について定めることとする。
- ② 河川施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置を定めることとする。

○災害応急対策の実施上重要な建物

- ア 災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、不特定かつ多数の者が出入りする施設のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。
- ① 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - ② 無線通信機等通信手段の確保
 - ③ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

○工事中の建築物等の施行管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を定めることとする。

◆滞留旅客等に対する措置

○市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定める。

◆広域応援部隊の活動

○先発地震が発生した場合で、かつ南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、TEC-FORCEは、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和4年6月改訂）に基づき活動するものとする。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応

◆情報収集・連絡体制の整備

○市及び防災関係機関は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3章第2節第1 3「津波警報等の伝達系統」を参照。）

◆後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間

○市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する体制を確保する。

- ◆市民への周知・呼びかけ
 - 市は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民に密接に関係がある事項について周知する。また、地域住民等に対し、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。（参考：第2編第2章第12節「防災訓練及び防災意識の向上」第3章第3節「災害情報の収集・伝達・広報」）
- ◆（参考）南海トラフ地震に関する情報
 - 南海トラフ地震に関連する情報は、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表される。
 - 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードが情報名に付記される。
 - 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等が発表される。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表される。

◆「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

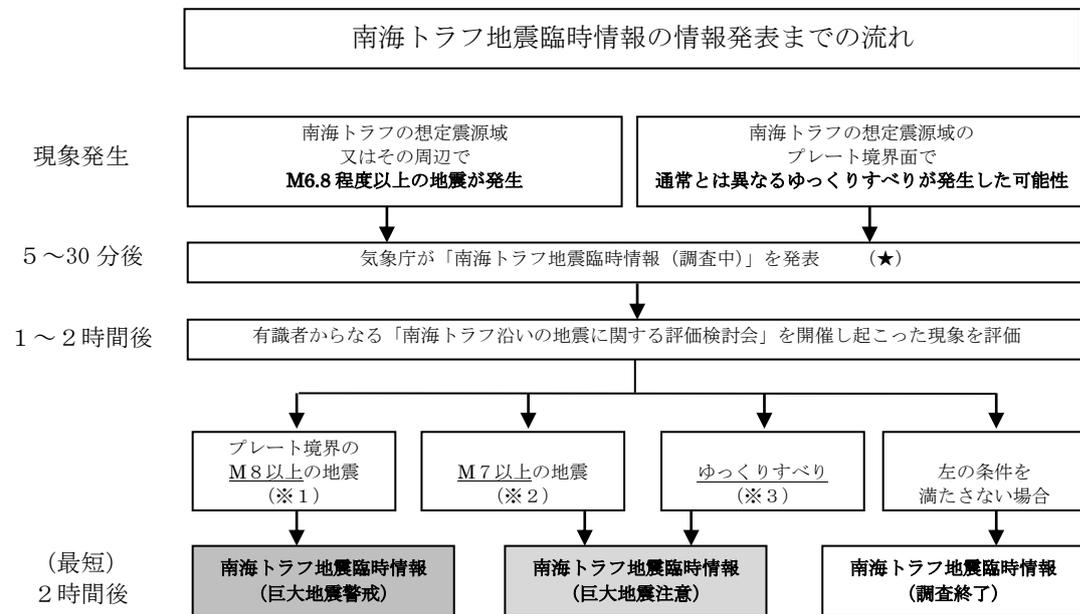
情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

◆「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内^{*1}でマグニチュード 6.8 以上^{*2}の地震^{*3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内 ^{※1} において、モーメントマグニチュード ^{※4} 7.0以上の地震 ^{※3} が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く。） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- ※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲
- ※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。
- ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
- ※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。



- (★) 調査が2時間程度以上に及ぶ場合等において、調査の継続状況を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」により複数回発表することがある。
- ※ 内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」の図に加筆・修正
- ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）
- ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）
- ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

※大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画として定める「地震防災応急対策に係る措置に関する事項」は、別紙「東海地震に関する事前対策」のとおり。

別紙 東海地震に関する事前対策

(現在、気象庁による「東海地震に関連する情報」の発表は行われていない。)

第1節 対策の意義及び東海地震に関連する情報

1 東海地震に関する事前対策の意義

- ◆地震防災応急対策 ○東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策（地震防災応急対策）を混乱なく迅速に実施することにより、また、東海地震注意情報が発表された場合に、実施すべき地震防災応急対策の準備的行動を行うことにより、地震被害の軽減を図る（地震発生後は、第2編第3章「災害応急対策」に定めるところにより対処する。）。
- 地震防災応急対策は、大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）第6条第2項に基づく地震防災対策強化地域に関する地震防災強化計画の中核を成すものである。
- ◆地震防災強化計画 ○地震防災強化計画には、地震防災応急対策のほか、東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、東海地震に係る防災訓練に関する事項及び東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項について定めることとされているが、これらの事項については、次のとおりとする。

- 1 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
第2編第2章第2節第6「地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備」で定めるとおり。
- 2 東海地震に係る防災訓練に関する事項
第2編第2章第12節第1「地震防災訓練の実施」で定めるとおり。
- 3 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項
第1編第2章第10節 4「学校等における防災教育の推進」及び第2編第2章第12節第2「地震防災のための意識啓発・広報」で定めるとおり。加えて、次の措置を実施するものとする。
[広報に関する事項]
 - (1) 防災に関する知識の普及
市は、第2編第2章第12節第2「地震防災のための意識啓発・広報」で定める事項に加え、警戒宣言発令時の心得に関する事項に留意する。
 - (2) 自動車運転者に対する広報
市は、警戒宣言が発せられた場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。
 - (3) 家庭内備蓄等の推進
市は、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、第2編第2章第12節第2「地震防災のための意識啓発・広報」で定めるとおり家庭内備蓄等を推進する。また、警戒宣言が発せられた場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。

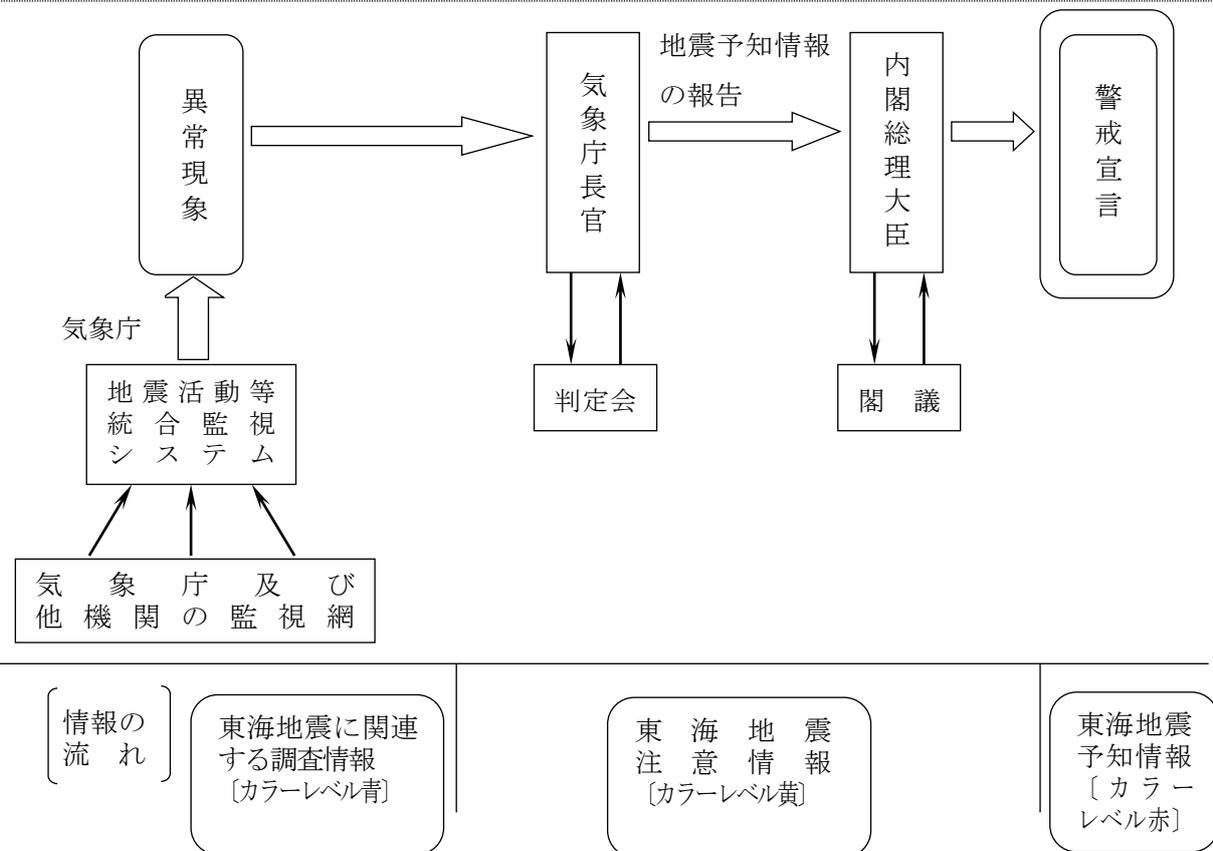
2 東海地震に関連する情報

- ◆情報の種類 ○東海地域に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、「東海地震に関連する情報」を発表する。なお、「東海地震に関連する情報」は、各情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。

◆東海地震に関連する情報

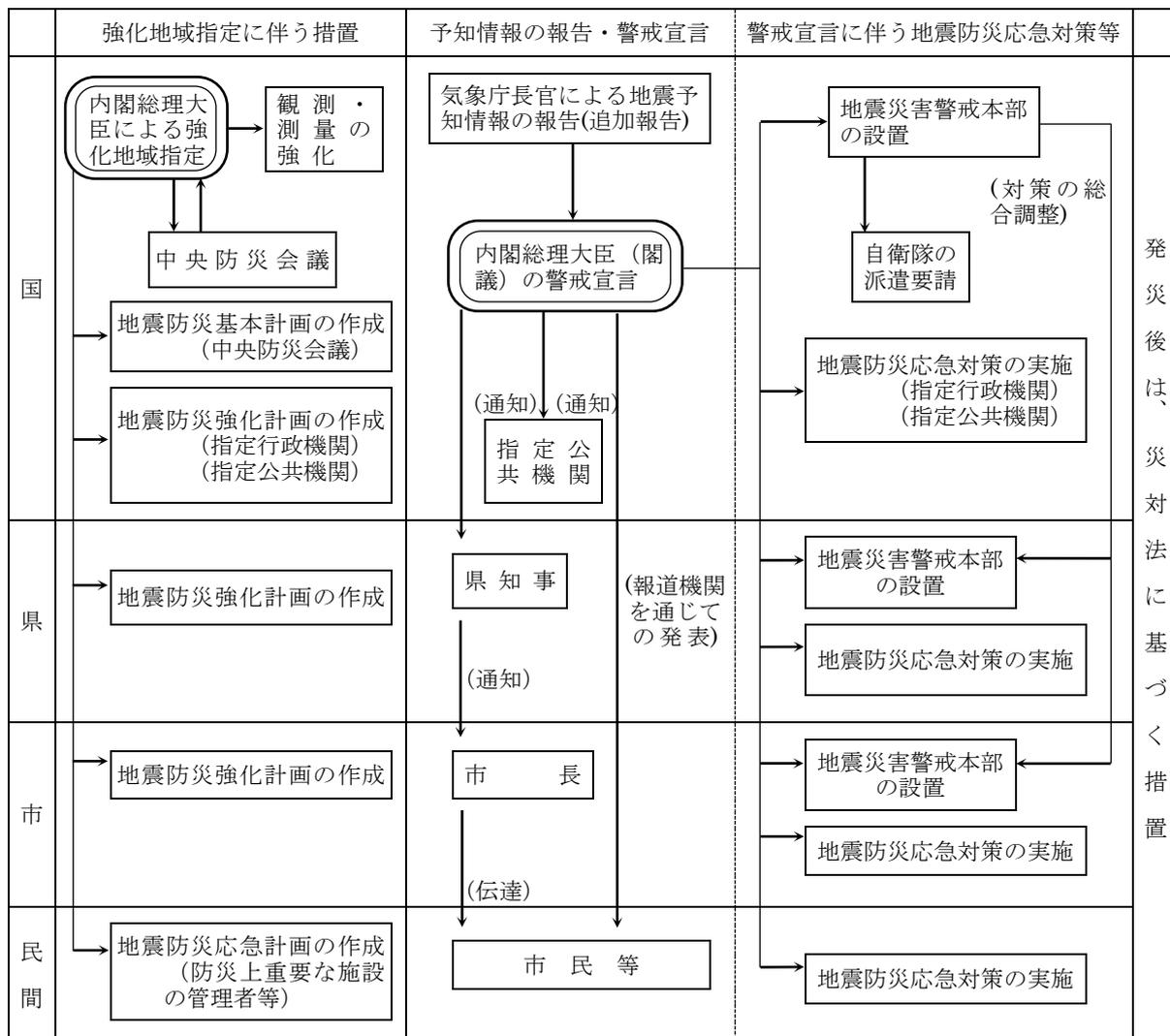
種 類	内 容 等	市の防災対応
東海地震予知情報 【カラーレベル：赤】	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、本情報解除が発表される。	<ul style="list-style-type: none"> 警戒宣言の周知 地震災害警戒本部設置 地震防災応急対策
東海地震注意情報 【カラーレベル：黄】	東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に発表される。「判定会」の開催については、この情報の中で伝えられる。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、本情報解除が発表される。	<ul style="list-style-type: none"> 地震災害警戒準備本部設置（事前配備体制） 準備行動の実施 市民への広報
東海地震に関連する調査情報 【カラーレベル：青】	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。
	定例	毎月の定例会で評価した調査結果が発表される。

◆東海地震に関する警戒宣言発令までの流れ



※ これらの情報に関する説明は、本別紙第2節第2「警戒宣言発令時等の情報伝達、収集及び広報」に掲載

3 大震法による措置の体系



第2節 地震災害警戒本部の設置等

基本方針

- ・東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時に実施する地震防災応急対策の準備的対応の実施
- ・内閣総理大臣による警戒宣言発令時には、地震災害警戒本部の設置
- ・地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震に関連する情報の内容、あるいは避難状況等に関する情報の伝達について、防災関係機関相互間及び各機関内部における確実な情報伝達の実施
- ・市及び各防災関係機関の事前広報計画の作成と、強化地域内外における広報活動の実施

全部

実施機関

第1 地震災害警戒本部の設置及び要員の参集

1 地震災害警戒本部の設置等

- ◆警戒本部等の設置
 - 市は、東海地震注意情報発表時は、第2編第3章第1節「活動態勢（組織の動員配備）」により、市地震災害警戒準備本部（以下「準備本部」という。）を設置する。
 - 市は、警戒宣言発令時は、愛西市地震災害警戒本部条例（資料編「17-3 愛西市地震災害警戒本部条例」参照）等の定めるところにより、直ちに市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。
- ◆警戒本部等の廃止
 - 災対法第23条の2第1項に基づく市災対本部が設置された場合は、警戒本部は廃止される。また、大震法第9条第3項に基づく警戒宣言解除があったときは、警戒本部を廃止する。

2 東海地震注意情報発表時の市の行う活動

- ◆「準備本部」が実施する応急対策
 - 東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、防災関係機関等との情報の共有化
 - 東海地震注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報
 - 東海地震応急対策活動要領に基づく応援部隊の活動拠点の開錠等、開設の準備
 - 備蓄物資・資器（機）材等の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備
 - 交通渋滞、帰宅困難者の発生等による社会的混乱の防止措置
 - 県及び防災関係機関等が実施する応急対策の連絡調整
 - 物資等の調達協定者との連絡体制の確保、物資調達の準備要請
 - 消防職員の参集等防災体制の確保、消防団員の連絡体制の確保
 - 警戒本部及び支部の設置準備
 - 県への要請・報告等、県との応急対策活動の連携

- ①地震防災応急対策の実施のため、県職員の派遣等必要な事項についての要請
- ②県公安委員会に対し、交通規制その他社会秩序の維持についての要請、知事、警察本部長に対し、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示等の要請
- ③市民等の避難の状況及び地震防災応急対策の実施状況の県への報告

- その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

- ◆消防機関の措置
- 消防職員の参集、情報収集・伝達、消火・救助活動体制の準備、出火防止のための広報
 - 消防団員の連絡体制の確保
 - 必要に応じて市民等の避難誘導

3 警戒本部の組織及び運営等

- ◆警戒本部の組織
- 警戒本部の組織及び運営は、大震法、大震法施行令、愛西市地震災害警戒本部条例（資料編「17-3 愛西市地震災害警戒本部条例」参照）の定めるところによる。

- ◆「警戒本部」が実施する応急対策
- 警戒宣言及び地震予知情報の市民への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達
 - 県への報告、要請等県地震災害警戒本部との地震防災活動の連携

- ①県地震災害警戒本部に対し、地震防災応急対策の実施のため職員の派遣等必要な事項の要請
- ②交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示等を県地震災害警戒本部、津島警察署等にそれぞれ要請
- ③市民等の避難の状況及び地震防災応急対策の実施状況について、県地震災害警戒本部に報告

- 避難指示又は警戒区域の設定
- 消防職員及び消防団員の配備等災害が発生した場合の応急措置の準備
- 消防、水防等の防災応急措置
- 避難者等の救護
- 緊急輸送の実施
- 活動拠点の施設管理者に対する開錠等の依頼及び自衛隊先遣部隊の受入
- 災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資器（機）材等の確保準備
- 自主防災組織活動の指導、連携
- その他地震防災上の措置

- ◆職員の心構え
- 職員は、地震防災応急対策に支援協力する防災関係機関、自主防災活動を実施する市民その他の者に対し、誠実に対応しなければならない。
 - 職員は、自らの言動によって市民に不安を与え、若しくは市民の誤解を招き、警戒本部等の活動に反感を抱かせることのないよう注意しなければならない。
 - 職員は、自らの業務に精通するよう努め、他の部及び班から協力を求められたときは、積極的に協力する。

4 消防機関の活動

- ◆消防本部
- 警戒宣言発令時は消防庁舎に警戒本部消防部を設置し、警戒本部及び防災関係機関と連携をとり、地震に伴う出火及び混乱の防止を図る。

◎重点所掌項目

- ①火災発生の防止、初期消火についての市民への広報
- ②地震予知情報の収集・伝達及び周知体制の確立
- ③避難指示の伝達、避難誘導及び避難経路の確保
- ④施設、事業所等に対する地震防災応急対策実施の指示
- ⑤自主防災組織の防災活動に対する指導
- ⑥緊急用資器（機）材の確保準備

- 災害が発生し、他都道府県からの緊急消防援助隊を受け入れることとなった場合に備え、県及び代表消防機関と連携し、受入体制を準備するよう努める。

- ◆消防団
 - 広報及び情報の収集並びに報告
 - 消火、水防、救助活動の出動体制の確立
 - 火気使用の自粛を市民へ伝達するためのパトロールの実施
 - 消防水利の確認と確保（流水の堰止め等を含む。）
 - 市民の避難誘導

5 市の地震防災応急対策要員の参集

◆配備基準

配備体制	配備基準
情報収集体制 (第1次配備)	東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき。
地震災害警戒準備体制 (事前配備体制) (第2次配備)	東海地震注意情報が発表されたとき。
地震災害警戒本部体制 (第3次配備)	東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき。
災害対策本部体制 (第3次配備)	東海地震が発生したと気象庁が発表したとき。

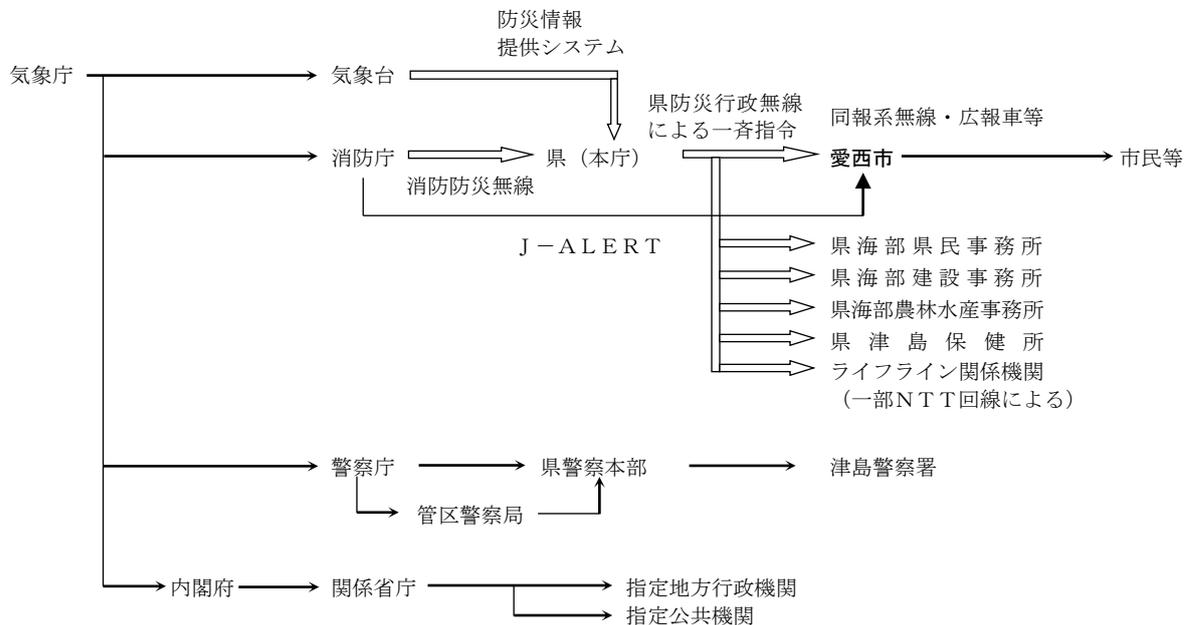
※ その他必要により本部長（市長）が上位配備を指令した場合はこの限りではない。

第2 警戒宣言発令時等の情報伝達、収集及び広報

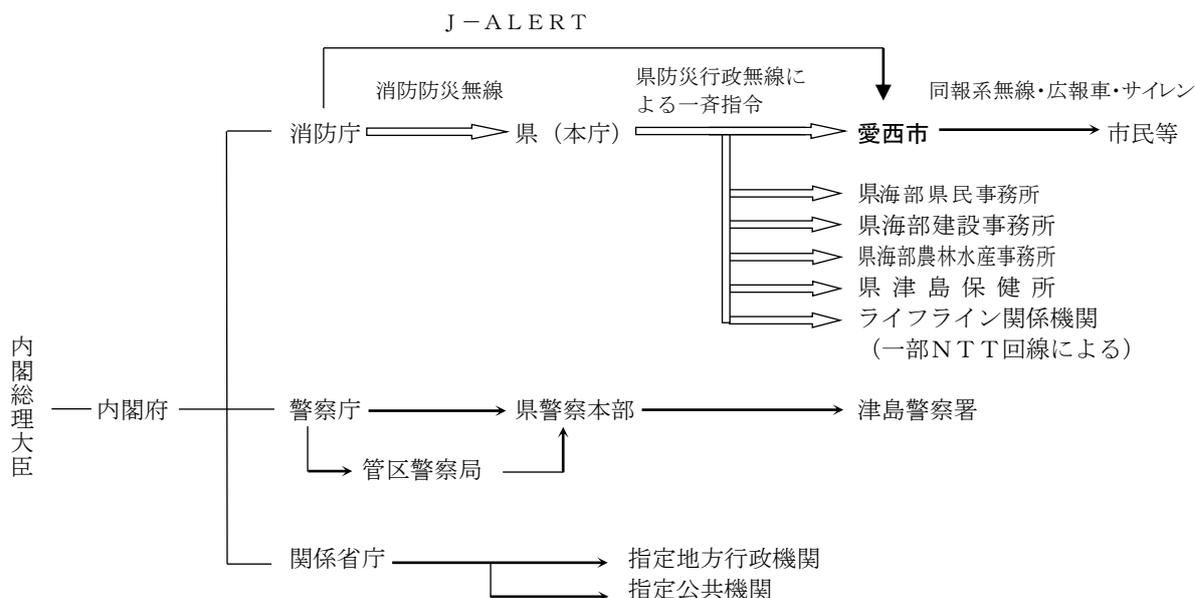
1 警戒宣言等の伝達等

◆東海地震に関連する情報の伝達系統

（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時））



◆警戒宣言の伝達系統



◆地震予知情報等の受理、市職員等への伝達

- 県から通知される地震予知情報等の受理は、警戒本部設置前の勤務時間内においては企画政策部危機管理課及び消防本部、勤務時間外及び休日等においては当直員及び消防本部が行う。
- 警戒本部設置後においては、警戒本部において受理する。
- 市職員への伝達は、勤務時間内においては庁内放送、職員配信メール等によるものとし、勤務時間外においては、職員配信メール等非常連絡網により行う。

- 市が自ら管理する施設等に対しても伝達するが、警戒宣言発令時には電話が輻輳し、通報不能の事態が発生することが予想されるため、あらかじめ西日本電信電話株式会社東海支店に登録している「災害時優先電話」の活用も視野に入れておく。

◆地震防災活動に関する情報の収集及び伝達

- 東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位等を定めておく。
- 消防団員、自主防災組織の構成員の中から地域における情報収集責任者をあらかじめ定め、情報の収集にあたる。

◎情報の収集

- ①避難の状況
- ②交通機関の運行及び道路交通の状況
- ③防災関係機関の東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施状況
- ④ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況
- ⑤自主防災組織の防災活動に対する指導
- ⑥市民生活、社会・経済活動等の状況

◎情報の伝達

- ①避難指示又は警戒区域の設定（地震防災応急対策時のみ）
- ②消防職員・団員等の配備状況（地震防災応急対策時のみ）
- ③地域内事業所等に対する地震防災応急対策時の指示等（地震防災応急対策時のみ）

2 警戒宣言発令時等の広報

- ◆広報の実施 ○市は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を提供し、民心の安定を図り、広報すべき事項は、その文案及び優先順位をあらかじめ定め、これに基づき防災関係機関等との連携を密にして、適切迅速な広報を行う。

◎東海地震注意情報時の広報

- ①東海地震に関連する情報の内容、特に市域周辺の震度の予想
- ②社会的混乱を防止するための適切な行動の呼びかけ
- ③防災関係機関の準備行動に関する情報
 - ・テレビ、ラジオ等で正確な情報をつかむことの呼びかけ
 - ・警戒宣言が発せられるまでの間における帰宅の推進
- ④市長から市民への呼びかけ
 - ・家庭において実施すべき防災対策
 - ・自主防災組織に対する防災活動の要請
 - ・学校、保育園等の運営と児童生徒等の引渡方法

◎警戒宣言時の広報

- ①地震予知情報の内容、特に市域周辺の震度の予想
- ②社会的混乱を防止するための適切な行動の呼びかけ
- ③市長から市民への呼びかけ
- ④強化地域内外の交通規制の状況、公共交通機関の運行状況
- ⑤強化地域内外のライフラインに関する情報
- ⑥避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
- ⑦応急計画を作成すべき事業所に対する計画実施の勧告
- ⑧市民、応急計画を作成しない事業所がとるべき措置
- ⑨車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- ⑩金融機関が講じた措置に関する情報
- ⑪その他状況に応じて事業所又は市民に周知すべき事項

警戒宣言発令時の広報例文

こちらは、愛西市地震災害警戒本部です。本日、午前（午後）〇時〇分に東海地震に関する警戒宣言が発令されました。

この警戒宣言は、2～3日（又は数時間）以内に東海地方を中心に強い地震が発生するおそれがあるというものです。

公共交通機関は停止しておりますので、徒歩で帰ることができる方は、気をつけてお帰りください。帰ることができない方は、近くの小中学校へ移動してください。

警戒宣言発令時の市長から市民への呼びかけ例文

市民の皆さん、愛西市長の〇〇〇〇です。

既に、ご存知のことと思いますが、内閣総理大臣は、本日午前（午後）〇〇時〇〇分、東海地震の警戒宣言を発しました。

この地震が発生しますと、愛知県内では、強化地域で震度6弱以上、強化地域外でも震度5強程度の地震になると予想されますので、十分警戒してください。

既に、市をはじめ県、防災関係機関では、職員が非常配備に就いて防災対策に全力をあげておりますが、市民の皆さんも次の点に十分注意して、いざというときに備えていただきたいと思います。

まず、火の使用、自動車の使用、危険な作業などは極力自粛してください。

次に、消火の準備や飲料水の汲み置きなど、できる限りやっておいてください。

それ以上に大切なことは、皆さんの落ち着いた行動です。デマなどに惑わされず、テレビ放送や市の広報など正確な情報に耳を傾け、避難などで外出する場合も市、警察、消防などの職員の指示にしたがって秩序正しく行動していただきたいと思います。

市民の皆さんと力を合わせて、この非常時を乗り切っていきたいと願ひ、ただ今、全力を傾注しています。

また、対策に従事しておられる防災関係機関の皆さんも大変ですが、いざというときに備えて万全の対策をお願いします。

東海地震注意情報発表の広報例文

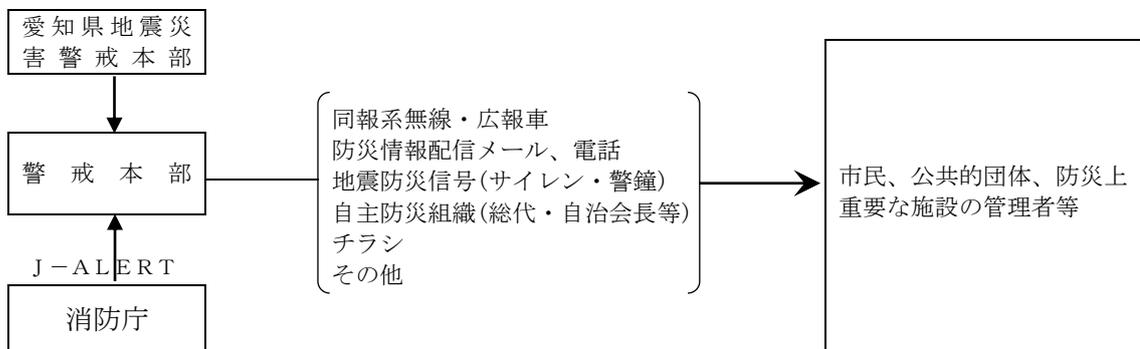
こちらは愛西市災害対策本部です。
 本日、午前（午後）〇時〇分に東海地震注意情報が発表されました。
 市民の皆さんは、テレビやラジオなどで引き続き正確な情報を得るよう努めてください。今後、警戒宣言が発せられると、鉄道やバスなどの公共交通機関の運行が停止され、利用できなくなります。
 現時点では、公共交通機関が運行しているため、混乱を起こさないように心がけ、帰宅されることをお勧めいたします。

東海地震注意情報発表時の市長から市民への呼びかけ例文

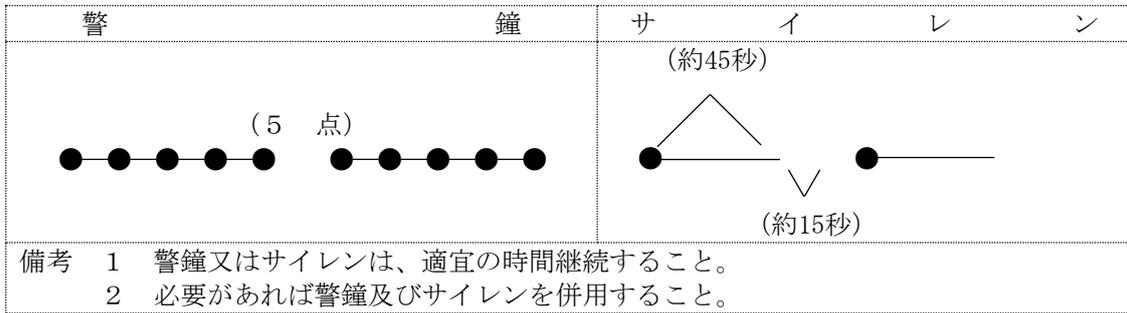
市民の皆さん、愛西市長の〇〇〇〇です。
 本日、〇時〇分に、気象庁から東海地震注意情報が発表されました。これは、東海地域で観測している地殻変動データに変化が現れており、この変化が、想定される東海地震の前兆現象である可能性が高まっているというものです。
 これに伴い、市においては、職員の緊急参集と地震災害警戒本部の開設準備を行うとともに、地震発生に備えた準備行動に取り組んでまいります。
 市民の皆さんにあつては、今後の情報に十分注意しつつ、市からの呼びかけに基づいて、落ち着いて行動してください。当面、鉄道、バス等の公共交通機関は通常どおり運行し、道路についても平常どおりとなります。また、金融機関や小売店舗についても、ほぼ平常どおりの営業となりますので、あわてずに対応していただきますようお願いいたします。
 また、不要不急の旅行を控えていただきますようお願いいたします。
 今後の地殻変動の状況によっては、東海地震の予知及び警戒宣言が発せられることがあります。警戒宣言発令時には、強化地域内の鉄道・バス等公共交通機関は運行を停止することになりますので、東海地震注意情報の間に、お早めの帰宅を心がけていただきますようお願いいたします。
 また、警戒宣言が発せられると、耐震性を有するもの以外の小売店舗の営業停止が実施されますので、テレビ・ラジオ等の情報に十分注意していただきますよう、くれぐれもお願いたします。

- ◆広報手段等
- 広報は、県においてテレビ、ラジオ等報道機関の協力を得て行うほか、同報系無線、防災情報配信メール、広報車、有線電話、地震防災信号、ケーブルテレビ、コミュニティFM等により、また自主防災組織の長、総代等を通じて、次の伝達系統により行う。
 - 外国人など情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、愛知県災害多言語支援センターによる多言語ややさしい日本語による情報提供、表示、チラシなど、様々な広報手段を活用して行う。

◆伝達系統



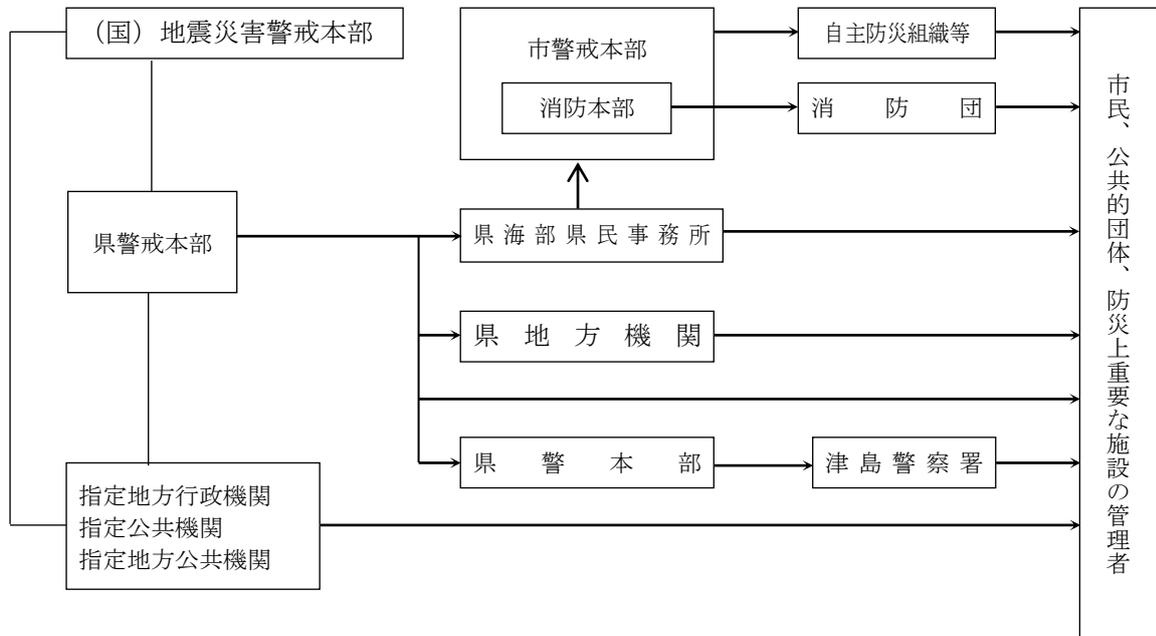
◆地震防災信号



◆問い合わせ窓 ○警戒宣言発令時等の地震防災応急対策に関する市民からの照会に対する問い合わせ窓口等の体制を整える。

3 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等

◆収集、伝達系統



◆報告事項・時期 ○市は、警戒宣言発令後1時間以内に、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告（速報用）」（様式19-1）により、県に報告する。

◎報告事項

- ①東海地震予知情報の伝達
- ②地域住民の避難状況
- ③消防・浸水対策活動
- ④応急の救護を要すると認められる者の救護・保護
- ⑤施設・設備の整備及び点検
- ⑥犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持
- ⑦食料、生活必需品、医薬品等の確保
- ⑧緊急輸送の確保
- ⑨警戒本部の設置
- ⑩対策要員の確保

- それ以降は、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告」（様式19-2）により報告する。

◎報告事項

- ①避難の経過（「危険事態、異常事態の発生状況」及び「措置事項」）
- ②避難の完了（「避難場所名」、「避難人数・要救護人数」及び「救護・保護に必要な措置等」）
- ③東海地震予知情報の伝達、避難指示
- ④消防・水防その他応急措置
- ⑤応急の救護を要すると認められる者の救護・保護
- ⑥施設・設備の整備及び点検
- ⑦犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持
- ⑧緊急輸送の確保
- ⑨食料、医薬品等の確保、清掃・防疫の体制設備
- ⑩その他災害の発生防止・軽減を図るための措置

◎報告時期

- ・①は、危険な事態、その他異常な事態が発生した後直ちに
- ・②は、避難に係る措置が完了後速やかに
- ・③～⑩は、それぞれの措置を実施するため必要な体制を整備したとき、その他経過に応じて逐次

- ライフライン関係機関は、別に定める「愛知県ライフライン情報マニュアル」にしたがい、防災体制の状況を県に報告する。
-

第3節 発災に備えた資機材、人員等の配備手配

基本方針

- 警戒宣言発令時における、発災後の災害応急対策に必要な物資を調達するための手配手続き、災害応急対策に係る措置を実施する人員の事前配備
- 東海地震注意情報発表時における準備的対応の実施

実施機関

総務部、企画政策部、市民協働部、健康子ども部、保険福祉部、産業建設部、上下水道部、消防本部、海部南部水道企業団、各事業者

第1 主要食料、医薬品等の確保

1 必需物資の確保

- ◆ 主要食料等の確保
 - 市が保有する災害用備蓄物資（資料編「6-1 主な食料及び資器（機）材の備蓄状況」参照）の保有数量等の点検、確認を行い、発災後に放出措置可能な体制の確立を図り、商工会、農業協同組合等に応援を求めて、主要食料とあわせて副食物、食器類、調理器具等の調達に努め、食料を確保する。
 - 市内で調達が困難な場合は、県、近隣市町村等に対して協力を要請し、円滑な供給体制の確保に努める。

主 要 食 料	米、乾パン、缶詰類、乳児用ミルク、クラッカー等
副 食 物	漬物、缶詰類等
調 味 料	塩、醤油、味噌等
食 器 類	ガス調理器、鍋釜、はし、食器、コップ、ほ乳瓶等

- ◆ 生活必需品の確保
 - 市は、地震発生に備え、被服、寝具等の生活必需品の備蓄に努める。
 - 商工会等に応援を求めて、これらの調達に努め、市内で調達が困難な場合は、県等に備蓄品の給与又は貸与を要請する。
 - 生活必需品を扱うスーパーマーケット、小売店舗等について、警戒宣言発令時に、食料等生活必需品の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止を図り、極力営業を行うよう関係団体を通じ要請する。

生活必需品	毛布、衣類、洗面具、タオル、チリ紙、洗剤、懐中電灯、燃料、紙おむつ等
-------	------------------------------------

- ◆ 医薬品等の確保
 - 市は平常医療とあわせ、発災後の医療活動用として医薬品等の備蓄に努める。
 - 地震発生に備え、医薬品その他衛生材料の確保に努める。
 - 市内で医薬品の確保が困難な場合は、県、日本赤十字社愛知県支部等に協力を要請、供給体制を確保

応急医薬品	包帯、ガーゼ、脱脂綿、救急用絆創膏、止血剤、鎮痛剤、消毒剤、三角巾等
-------	------------------------------------

- ◆ 救助資器（機）材の確保
 - 市は、地震発生に備え、市所有の救助資器（機）材を点検、整備に努める。
 - 救助資器（機）材が不足する場合には、市内土木建設業者、海部地区水防事務組合等に協力を要請、救助活動を行うにあたっては、連携・協力して行う。

第2 災害応急対策等に必要資器（機）材及び人員の配備

1 資器（機）材・人員の配備	
◆緊急輸送確保用の資器（機）材・人員の配備	<p>○市は、東海地震注意情報発表時から、発災後における緊急輸送道路を確保するため、応急復旧用の資器（機）材の確認、人員の確保等の措置を講じる。</p> <p>○鉄道事業者は、警戒宣言発令時、発災後における応急復旧に備えるため、次の措置を講じる。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>①応急復旧用資器（機）材の所在を確認、関係者の手持ち資料、機器についてもその所在を確認する。</p> <p>②あらかじめ定めてある要員により応急復旧体制をとる。</p> </div>
◆給水確保用資器（機）材・人員の配備	<p>○市及び水道事業者は、東海地震注意情報発表時から、発災後の給水確保のため、配水池、浄水場の配水操作に必要な人員の配備、応急給水、応急復旧用の工具、車両等の確保及び現況資器（機）材の整備点検を行う。</p> <p>○水道の工事業者と連絡を密にして、発災時の緊急体制を整える。</p>
◆下水道確保用資器（機）材・人員の配備	<p>○市及び下水道管理者（県建設局）は、東海地震注意情報発表時から、所用人員の配備、発災後の応急復旧に備えた資器（機）材の点検・確保等に努める。</p>
◆電力供給確保用資器（機）材・人員の配備	<p>○中部電力株式会社、株式会社J E R Aは、東海地震注意情報、又は警戒宣言が発表された場合、社内に非常体制を発令し、非常災害対策本部を設置し、次の措置を講ずる。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>①車両等を整備・確保して応急出動に備え、手持ち資器（機）材の数量確認及び緊急確保に努めること。</p> <p>②あらかじめ定めた連絡ルートによる対策要員の確保に努めること。</p> </div>
◆都市ガス供給用の資器（機）材・人材の配備	<p>○東邦ガス株式会社は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に警戒体制を発令し災害対策本部を設置して、次の措置を講ずる。</p> <p>①車両等を整備・確保して応急出動に備え、備蓄資器（機）材の数量確認及び緊急確保に努めること。</p> <p>○あらかじめ定めた連絡ルートによる対策要員の確保に努めること。</p>
◆通信確保用資器（機）材・人員の配備	<p>○市は、東海地震注意情報が発表された場合において、発災後の災害応急対策を実施するため、あらかじめ配備している無線機器の確認を行うとともに、必要な人員を配備する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>①無線通信施設（予備電源を含む。）を点検、動作状態を確認し、必要な措置を講ずる。</p> <p>②充電式携帯無線の完全充電を行い、その他の携帯無線機及び受信機用の乾電池を確保する。</p> <p>③災害現場等との通信手段を確保するために、応急用資器（機）材を準備及び確保する。</p> <p>④保守委託業者に保守体制の確立を要請する。</p> </div> <p>○西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、東海地震注意情報発表時、災害応急対策を実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資器（機）材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施する。</p>
◆浸水対策用資器（機）材・人員の配備	<p>○市は、水害の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と一体となって推進できるよう、海部地区水防事務組合や各土地改良区等と連絡・連携体制を整える。</p>

	<p>○浸水対策用資器（機）材が不足を生じる緊急事態の場合には、市内土木建設業者、商工会等の応援を求めて必要な浸水対策用資器（機）材の確保に努める。</p> <p>○不足を生じる緊急事態に際しては、県への応援を要請し、必要な資器（機）材の確保に努める。</p>
◆廃棄物処理及び清掃活動確保用資器（機）材・人員の配備	<p>（一般廃棄物処理施設）</p> <p>○海部地区環境事務組合は、地震等災害が発生した場合に備えて、一般廃棄物処理施設を復旧、稼働できるよう、警戒宣言発令時の体制を確保する。（ごみ処理）</p> <p>○市は、倒壊家屋及び家具等の可燃物並びに瓦等不燃物が発生した場合に備えて、これらの廃棄物の収集、運搬、処分が行えるようごみ収集業者へ発災時の協力を要請し、警戒宣言発令時には人員体制及び資器（機）材を確保する。</p> <p>○収集、運搬は車両等にて行い、処理は適正な処分を行う。</p> <p>○市は、一時集積場を確保、処分地についても、市及び海部地区環境事務組合において、地震等災害時も含めて十分な確保を図る。（し尿処理）</p> <p>○市は、家屋の倒壊、水道の断水等により、トイレが使用不可能となった場合に備えて、必要な箇所に仮設トイレを設置できるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資器（機）材を確保する。</p>
◆防疫活動確保用資器（機）材・人員の配備	<p>○市は、地震発生時に感染症まん延防止対策として防疫活動が実施できるよう、防疫用資器（機）材の点検等、警戒宣言発令時には必要な配備体制を整える。</p>
◆医療救護用資器（機）材・人員の配備	<p>○市は、東海地震注意情報発表時から、応急的な医療救護活動の実施のため、必要な措置を講じる。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>①海部医師会との連携体制を密にし、医療救護班の派遣要請等の準備を行う。</p> <p>②医療救護の医薬品、その他衛生器材を整備しておく。</p> <p>③発災後の応急的な医療救護活動の実施に応援が必要と判断される場合には、市は、県に対し医療救護班の編成、派遣の準備を要請する。</p> <p>④市民等に対し、救護所、救護病院等の周知を図る。</p> </div>

第4節 発災に備えた直前対策

基本方針

- ・警戒宣言発令時における市、防災関係機関、地域住民等が一体となった発災に備えた直前対策の実施
- ・東海地震注意情報発表時には準備的対応の実施

実施機関

全部、各事業者

第1 避難対策等

1 市が行う避難等対策	時期
<p>◆避難対象地区の周知</p> <p>○市は、警戒宣言が発せられた場合において避難情報の対象となるべき津波危険地域等の範囲（以下「避難対象地区」という。）を、あらかじめ市防災計画において、警戒宣言発令時の避難情報の対象地区として定め、対象地区の範囲、想定される危険の種類、避難場所、避難ルート、その他避難に関する注意事項を、関係地区住民に対して周知する。</p>	A
<p>◆避難指示等</p> <p>○市長は、警戒宣言が発せられた場合において、住民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、あらかじめ定めた避難対象地区について、避難指示を行い、あるいは警戒区域の設定を行う。</p>	A
<p>◆避難生活に必要な物資の支給に関する周知</p> <p>○市は、避難生活に必須の食料、飲料水、生活必需品等の物資を「警戒宣言時には避難者に支給しない」ため、各自家庭内の備蓄品を持ち出すことを周知する。</p>	A
<p>◆屋外における避難生活の運営</p> <p>○市は、東海地震注意情報発表時には、市内避難場所のうち、小中学校のグラウンドに市職員等を配置するほか、それ以外の場所への職員の配置が必要と認めるときは、職員等を配置する。</p> <p>○市は、警戒宣言発令時において、自主的に避難を望む者（以下「自主避難者等」という。）のために、避難場所を開設、自主防災組織及び避難場所の学校等、施設の管理者の協力を得て、必要最低限の避難生活を確保するための措置を講ずる。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◎自主避難者等</p> <ul style="list-style-type: none"> ①居住する建物の耐震性・地盤等の状況に不安のある者 ②帰宅できない旅行者等で居住する場所を確保できない者 ③介護を必要とする要配慮者（介護者も含む。）等 </div> <p>○避難場所は原則、野外のグラウンド等とするが、要配慮者の状態、天候及び周囲の状況等から判断して、要配慮者の保護を行う上でやむを得ないと判断した場合には、耐震性があり、落下物対策等の措置を講じてある建物内にも避難場所を設置することができる。この「屋内安全確保」の措置は、あらかじめ屋内避難の危険性及び注意点等を周知した上で、要配慮者本人又はその介護等のために必要な付添い者等の判断に基づく。</p>	A
<p>◆徒歩による避難の誘導</p> <p>○避難の方法は原則徒歩によるものとする。ただし、避難場所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な要配慮者等については、地域ごとの実情に応じて必要最小限の車両の活用の適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努める。</p>	A

◆要配慮者に対する支援・配慮	○市は、避難行動要支援者の人数、介護者の有無等の把握に努め、必要な支援を行う。また、外国人に対する情報伝達においては、多言語ややさしい日本語ピクトグラム（案内用図記号）による伝達ができるように配慮する。	A
◆出張者、旅行者等の対応	○市は、出張者及び旅行者等について、関係事業者と連携、避難誘導等適切な対応を実施する。特に、帰宅困難者、滞留旅客の避難対策については、事前に鉄道事業者と調整しておく。	A

2 県が行う避難等対策		時期
◆市の避難対策への協力	○県は、市が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行う等必要な事項について協力する。 ①県の管理する施設を避難場所等として開設・開放する際の協力 ②避難にあたり人の介護を必要とする者を受け入れる施設のうち県が管理するものについて、避難者の救護のための必要な措置	A
◆応援要請のための必要な措置	○県は、避難した者に対する救護に必要な物資、資器（機）材を調達・確保するため、市から応援の要請があったときは、必要な措置をとる。 ①県が把握している物資等の供給のあっせん ②県が備蓄している物資等の貸与 ③県が保有する給水車等給水用資機材、その他防災用資器（機）材の配備	A

3 県警察が行う避難対策		時期
◆警察が行う避難対策	○警戒宣言発令時において、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示を行う。 ○危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両の撤去その他必要な措置を行う。 ○警戒宣言発令時、市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。 ○警察官が避難のための立退きを指示したときは、その旨を市長に通知する。	A

4 学校、幼稚園、保育園及び児童クラブが行う避難等対策		時期
◆児童生徒・園児等の安全対策	○児童生徒・園児等の安全を確保するため、東海地震注意情報発表時には、原則として次のとおり取扱う。 ①児童生徒・園児等が在校（園）中の場合には、授業、部活動、保育等中止し、あらかじめ定められた方法に基づき下校（降園）等させる（帰宅又は保護者への引渡しの実施）。 ②児童生徒・園児等が登下校（登降園）中の場合には、あらかじめ定められた方法に基づき、速やかに帰宅するよう指導する。 ③児童生徒・園児等が在宅中の場合には、休校（園）とする。	A

	<p>④前記②③により難い場合は、学校内（園内）の安全な場所で児童生徒・園児等を待機させ、引渡しまでの間は、学校（保育園）等で保護する。</p> <p>⑤建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、保護者等への引渡し、若しくは保護者への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移動等の措置等を行う。</p>	
◆実態に即した具体的な対応方法の検討	○各学校（保育園）等においては、上記を踏まえて、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を考慮し、あらかじめ保護者、地域の関係機関の意見を聴いた上で、実態に即した具体的な対応方法を定めておく。	A
◆児童生徒、保護者等に対する対応方法の周知	○東海地震注意情報が発せられた場合の対応方法については、あらかじめ児童生徒・園児等及び保護者その他関係者に周知しておく。 ○東海地震注意情報等が発表されることなく突発的に警戒宣言が発令されたときの児童生徒等の安全対策については、東海地震注意情報が発表された場合と同じ取扱とする。	A
◆施設設備に対する安全点検	○施設設備について、日頃から安全点検を行い、災害の発生を防止するため必要な措置をとる。	A

第2 消防・浸水等対策

1 市・消防機関の対策		時期
◆消防対策	<p>○市（消防本部及び消防団）は、警戒宣言発令時、地震に伴う出火及び混乱等の防止等に関して講ずる措置として、次の事項を重点的に推進する。なお、東海地震注意情報発表時においても、資器（機）材の点検・整備等準備行動をとる。</p> <p>◎重点事項</p> <p>①地震予知情報等正確な情報の収集、伝達及び周知並びに広報体制の確立</p> <p>②火災、水災等の防除のための警戒</p> <p>③火災発生防止、初期消火についての市民への広報</p> <p>④市民等に対し、救護所、救護病院等の周知</p> <p>⑤施設、事業者等に対する地震防災応急計画実施の指導</p> <p>⑥迅速な救急救助のための体制確保</p> <p>⑦消防部隊及び消防車両等の資器（機）材の点検、整備、配備</p> <p>⑧車載無線機の電源及び機能点検の実施等指令・通信体制の確立</p> <p>○発災後の迅速な消火、救急救助活動を確保するため、東海地震注意情報発表時から、消防本部における準備等必要な体制をとる。</p>	A
◆浸水対策	<p>○市（消防本部・消防団を含む。）は、警戒宣言発令時、海部地区水防事務組合等と連携協力して浸水対策活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次の事項を重点として推進する。なお、東海地震注意情報発表時から、地震発生時の安全な避難及び二次災害防止を図るため、巡回監視、土のうの準備などの必要な対策をとる。</p> <p>◎重点事項</p> <p>①監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知</p> <p>②浸水対策用資器（機）材の点検、整備、配備</p>	A
2 県が行う対策		時期
◆火災発生防止、初期消火等市民等への広報	○県は東海地震注意情報発表時から、報道機関の協力を得て、警戒宣言発令時には、火気使用の自粛、消火の準備等、火災の発生防止、初期消火などについて市民等に広報を行う。	A

◆市町村等への資機材保有状況及び要員の参集状況の確認	○県は東海地震注意情報発表時から、消火薬剤、浸水対策用資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、初動準備を行う。 ○また、市町村、各防災関係機関の消防・浸水対策用資機材の保有状況及び緊急応急対策要員の参集状況を確認する。	A
◆応急排水機及び発電機の貸出体制の確立	○県は東海地震注意情報発表時から、被災時に備え、県内3か所の応急排水センターで保有する応急排水機及び発電機の整備点検、貸出体制（要員配置、連絡体制構築）の確立等の準備をする。	A
◆その他必要な措置	○その他浸水対策については、愛知県水防計画に準拠して必要な措置をとる。	A

第3 社会秩序の維持

1 県警察の警備対策		時期
◆警備対策の推進	○県警察は、警戒宣言発令時等における混乱の防止並びに犯罪の予防及び取締りのため社会秩序の維持対策を推進する。	A
◆混乱防止措置	○警戒宣言発令時、主要駅、銀行、大型スーパー等不特定多数の人が集まる施設・場所の管理者と緊密に連携し、広報、整理誘導等の混乱防止措置を行う。 ○正しい情報の積極的な広報及び混乱発生時における迅速な対処により流言飛語による混乱の防止を図る。	A
◆不法事案に対する措置	○悪質商法等の生活経済事犯の予防及び取締りを行う。 ○窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力事犯等生活に密着した犯罪の予防及び取締りを行う。 ○その他混乱等に乗じた各種不法事案の予防及び取締りを行う。	A
◆避難に伴う措置	○避難先及び避難対象地区に対する警戒活動を行う。	A
◆自主防災活動に対する支援	○自治会、自主防災組織等の市民等による防災活動に対する支援活動を行う。	A

第4 道路交通対策

1 道路交通規制（県公安委員会）		時期
◆道路交通の確保	○警戒宣言発令時は、車両等が滞留して一般道路の交通が著しく混雑すると予想されるため、県公安委員会は、道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し適切な交通規制を実施し、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が行えるよう道路交通を確保する。 ○東海地震注意情報発表時においても、社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施する。	A
◆道路交通規制の基本方針	○東海地震注意情報発表時、社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、交通規制を実施するとともに、必要な措置を講ずる。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> ①不要不急の旅行や出張等の自粛を呼びかけること。 ②警戒宣言発令時の交通規制の情報提供による混乱の防止に努めること。 ③警戒宣言発令後及び地震発生後の必要な緊急輸送ルートを選定作業を円滑に進めるための道路管理者等との調整、工事等による通行規制箇所の把握や、開放の判断等の準備を行うこと。 </div> ○警戒宣言発令時は必要な措置を講ずる。	A

	<p>①一般道については、一般車両の強化地域内での走行を極力抑制し、強化地域への流入を極力制限すること。 強化地域からの流出は交通の混乱が生じない限り制限しないこと。</p> <p>②自動車専用道路については、一般車両の強化地域内のインターチェンジ等からの流入を制限するとともに、強化地域への流入を制限すること。 強化地域からの流出は制限しないこと。</p> <p>③避難経路、緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図ること。</p>																
◆交通規制の内容	<p>○県公安委員会は、警戒宣言発令時、市、道路管理者及び関係機関と緊密に連携し、大震法及び道路交通法（昭和35年法律第105号）の定めるところにより、地震防災応急対策に従事する者又は必要な物資の緊急輸送、その他地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため、歩行者又は緊急自動車及び緊急輸送車両であることの確認を受けた車両（以下「緊急輸送車両等」という。）以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。</p>	A															
◆緊急交通路の確保 (本市近郊に関するもの)	<p>(第1次)</p> <p>○主要な高速道路等の各インターチェンジにおいて、一般車両に対し、流入の制限及び強化地域内の高速道路等における走行の抑制を行う。</p> <p>○強化地域内への流入を極力制限するために、一般車両に対し、主要箇所において必要な規制等を行う。</p> <p>(第2次)</p> <p>○避難及び地震防災応急対策に支障が生じる事態が発生した場合、必要な交通規制の見直しを行う。</p> <table border="1" data-bbox="434 1122 1295 1402"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>路線名</th> <th>流入を制限するIC / 規制方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">強化地域規制</td> <td>伊勢湾岸自動車道</td> <td>県内全IC</td> </tr> <tr> <td>東名阪自動車道</td> <td>県内全IC</td> </tr> <tr> <td>名古屋高速道路</td> <td>全IC</td> </tr> <tr> <td>名古屋第二環状自動車道</td> <td>全IC</td> </tr> <tr> <td>強化地域周辺規制</td> <td>国道155号「一色下方」交差点（稲沢市一色下方町）</td> <td>南進</td> </tr> </tbody> </table>	区分	路線名	流入を制限するIC / 規制方向	強化地域規制	伊勢湾岸自動車道	県内全IC	東名阪自動車道	県内全IC	名古屋高速道路	全IC	名古屋第二環状自動車道	全IC	強化地域周辺規制	国道155号「一色下方」交差点（稲沢市一色下方町）	南進	A
区分	路線名	流入を制限するIC / 規制方向															
強化地域規制	伊勢湾岸自動車道	県内全IC															
	東名阪自動車道	県内全IC															
	名古屋高速道路	全IC															
	名古屋第二環状自動車道	全IC															
強化地域周辺規制	国道155号「一色下方」交差点（稲沢市一色下方町）	南進															
◆広域交通体制	<p>○交通の混乱を防止し、かつ緊急輸送を確保するため、交通の状況に応じて、警察庁の指定する「広域交通規制道路」又は「広域交通検問所」のうちから区間又は地点を指定し、一般車両を対象とした必要な交通規制を行う。</p> <p>(広域交通検問所：本市近郊に関するもの)</p> <table border="1" data-bbox="434 1632 1295 1744"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>住所</th> <th>道路名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名古屋西インター</td> <td>あま市七宝町</td> <td>東名阪自動車道</td> </tr> <tr> <td>湾岸弥富インター</td> <td>弥富市駒野町</td> <td>伊勢湾岸自動車道</td> </tr> </tbody> </table>	名称	住所	道路名	名古屋西インター	あま市七宝町	東名阪自動車道	湾岸弥富インター	弥富市駒野町	伊勢湾岸自動車道	A						
名称	住所	道路名															
名古屋西インター	あま市七宝町	東名阪自動車道															
湾岸弥富インター	弥富市駒野町	伊勢湾岸自動車道															
◆広域的な避難場所の周辺道路	<p>○避難場所としての機能を確保するため、駐車禁止、指定方向外進行禁止規制等の必要な交通規制を行う。</p>	A															
◆交通規制の方法	<p>○警戒宣言発令時の交通規制は、大震法第24条並びに道路交通法（昭和35年法律第105号）第5条及び第6条により行うこととし、大震法による場合は、同法施行令第11条に基づく交通規制標示の設置、道路管理者及び関係公安委員会へ通知を行う。</p>	A															
◆広報	<p>○交通規制を実施した場合には、避難者、運転者等に対し、ラジオ、看板等により適時、適切な広報を実施する。</p>	A															

◆交通規制を行う地域、路線及び区間における車両等の措置	○通行の禁止又は制限を行った路線上の車両については、これを同路線以外の道路へ誘導撤去させ、その走行を極力抑制する。 ○強化地域内へ入ろうとする車両にあつては、その流入を極力抑制する。 ○通行の禁止又は制限を行った路線上の駐車車両については、移動の広報、指導を行い、状況により必要な措置を講ずる。	A
◆交通規制の結果生ずる滞留車両等の措置	○強化地域内の車両に対しては、通行の禁止又は制限をされた路線以外の路線についても、現場広報及び指導を行い、極力走行を抑制する。 ○交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関と協力し、必要な対策を講ずる。	A

2 緊急通行車両の確認（県公安委員会）		時期
◆緊急輸送車両の確認	○県公安委員会が大震法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、大震法施行令第12条第1項の規定により緊急輸送車両であることの確認を行う。	A
◆緊急輸送車両の確認届出	○緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用人は、第1編第3章第7節「交通の確保・緊急輸送対策」で定める「緊急通行車両確認申出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出する。	A
◆緊急輸送車両の標章及び証明書の交付	○緊急輸送車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、第1編第3章第7節「交通の確保・緊急輸送対策」で定める標章とともに申出者に交付する。	A

3 緊急輸送車両確認の効力		時期
◆緊急輸送車両確認の効力	○大震法施行令第12条第1項の規定に基づき、緊急輸送車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災害対策基本法施行令第33条第5項の規定に基づき、同条第1項の規定による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送に従事することができる。	A

4 道路管理者の行う対策（市、県、県公安委員会）		時期
◆自動車運転者への周知徹底	○県、県公安委員会及び市（道路管理者）は、東海地震注意情報発表時、警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、運転者のとるべき措置について周知徹底を図る。 ○東海地震注意情報発表時の運転者の措置 ①走行中の車両の運転者は、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により東海地震注意情報及び交通情報を聴取し、冷静な行動に努めること。 ②東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、不要不急の旅行や出張等を自粛すること。 ○警戒宣言発令時の運転者の措置 ①車両の運転中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて直ちに低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。	A

	<p>②車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。 やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。 駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策・災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。</p> <p>③車両を運転中以外の場合に警戒宣言が発せられたとき津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。</p>	
--	---	--

第5 鉄道対策

1 東海旅客鉄道株式会社	時期
<p>◆東海地震注意情報発表時 (列車の運行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○旅客列車については運行の継続 ○長距離夜行列車・貨物列車については強化地域への進入禁止措置(旅客への対応) ○東海地震注意情報発表時及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときは、旅客等に対してその内容の伝達を行うとともに、列車の運転状況、警戒宣言発令時の列車の運転計画の案内を行うこと。 	A
<p>◆警戒宣言発令時 (列車の運行：在来線のみ記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○強化地域への進入禁止措置 ○強化地域内を運行中の列車は最寄りの安全な駅その他の場所まで、安全な速度で運転し停車 ○強化地域外、折り返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度制限による運行の継続(旅客への対応) ○発令された旨の情報伝達とあらかじめ定めた方法及び内容による列車の運転状況の案内を行うこと。 ○滞留旅客が発生した場合(自らの判断において行動する者を除く。)関係地方自治体の定める避難場所へ避難させる等必要な措置 	A
2 日本貨物鉄道株式会社	時期
<p>◆東海地震注意情報発表時</p> <ul style="list-style-type: none"> ○強化地域内を運転中、又は強化地域内へ進入予定の貨物列車は、原則最寄りの貨物駅への抑止手配 	A
3 名古屋鉄道株式会社	時期
<p>◆東海地震注意情報発表時 (列車の運行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平常運行の継続 ○旅客ができるだけ早く帰宅できるよう状況に応じた輸送力の増強(情報の受領時期にもよる。)(旅客への対応) ○旅客に対する警戒宣言発令時での列車運転を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す案内を行うこと。 ○地震発生時には地下駅や橋上駅は危険である旨の周知 ○旅客に対する注意情報の内容説明と落ち着いて行動する旨の呼びかけ ○ターミナル駅での混乱防止措置として、旅客の誘導と、必要に応じ警察官等の増備の依頼 	A

◆警戒宣言発令時	(列車の運行) ○強化地域内の列車は、強化地域外へ直ちに脱出 ○強化地域外へ脱出困難な列車は、あらかじめ定めた最寄り駅に停車、旅客に対する安全な場所への案内の実施 ○強化地域外の列車は、強化地域内へ進入せず、あらかじめ定めた駅での折り返し運転の実施 (旅客への対応) ○東海地震に関連する情報及び列車の運行情報等を、駅又は車内での案内放送、急告板の掲出等による旅客への案内の実施 ○強化地域内の駅構内及び列車内の旅客に対する最寄りの避難場所への避難の案内と、強化地域外での列車折り返し駅までの案内の実施	A
----------	---	---

4 近畿日本鉄道株式会社		時期
◆東海地震注意情報発表時	(列車の運行) ○平常運行の継続 ○旅客の帰宅対策として状況に応じた輸送力の増強の検討 (旅客への対応) ○旅客に対する警戒宣言発令時での列車運転を中止する旨を伝え、旅行の中止等の勧奨	A
◆警戒宣言発令時	(列車の運行) ○強化地域内を運転中の列車は、原則最寄り駅での運転中止措置 ○警戒宣言解除の際は、必要により車両、線路、信号装置等の機能確認後、列車の運行再開 (旅客への対応) ○構内及び列車内の旅客に対する公共避難場所への避難の勧告	A

第6 飲料水、電気、ガス、通信、放送関係対策

1 水道事業者 (上下水道部・海部南部水道企業団)		時期
◆体制整備の事前対策	○市及び水道事業者は、警戒宣言発令時、地震発生後における飲料水等の確保のため、発災に備えた緊急貯水を地域住民等に強力に呼びかけるとともに、必要な措置をとる。	A
◆応急給水体制の確立	○市民に対して備蓄している飲料水の点検・確認を行う。 ○地域住民等の飲料水等の緊急貯水によって水量不足が生じないように、配水池の水位確保等配水操作に十分配慮する。 ○需要水量の確保のため、自己水源を最大限に活用した送水に努める。 ○ポリタンク等へ充水し、出動に備える。 ○運搬用車両を確保する。 ○病院等緊急利水を必要とする場所のリストを準備する。	A
◆応急復旧体制の確立	○発災による被害程度を把握できる体制を整える。 ○自家発電設備の試運転、燃料等の確認及び補充を行う。 ○取水施設、浄水場、配水場等の監視体制を強化する。 ○応急復旧用資器(機)材を確保する。 ○自己水源による供給水の確保が困難な場合、直ちに県(企業庁)に緊急増量の要請を行う。	A
◆県(企業庁)における対策	○県(企業庁)は、警戒宣言発令時、県営水道受水団体に対して、浄水場の浄水池や広域調整池等を利用し、可能な限り所要の給水量を確保する。 ○県は、水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、必要に応じて「水道法」(昭和32年法律第177号)第40条に基づく水道水の緊	A

1 水道事業者（上下水道部・海部南部水道企業団）		時期
急応援を命ずる。		
2 電力関係（中部電力株式会社、株式会社JERA）		時期
◆体制整備の事前対策	○中部電力株式会社、株式会社JERAは、地震災害予防及び災害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、警戒宣言発令時等の地震防災応急対策として、必要な措置を講じる。	A
◆電力施設の予防措置	○東海地震注意情報又は警戒宣言に基づく電力供給の継続、電力施設に関する予防措置の実施 ○地震発生の危険性を鑑み、安全に配慮した作業の実施 ①給電制御所、発電所、変電所等における、構内特別巡視、非常電源設備の点検、燃料・冷却水等の補充、消火設備の点検 ②仕掛け工事及び作業中の電力施設における、設備保全及び人身安全上の応急措置	A
◆電力の緊急融通	○各電力会社とあらかじめ定めた電力融通に関する契約等に基づく電力の緊急融通体制についての確認	A
◆安全広報	○テレビ、ラジオ等の報道機関及びWebサイトを通じた市民等に対する地震発生時の具体的な電気の安全措置に関する広報の実施	A
3 都市ガス事業者（東邦ガス株式会社）		時期
◆体制整備の事前対策	○東邦ガス株式会社は、都市ガスを円滑に供給するため、警戒宣言発令時等、地震防災応急対策として、必要な措置を講じる。	A
◆供給の継続	○警戒宣言発令時においても使用に支障をきたさない範囲で各工場からの供給に減圧措置の実施等によるガス供給の継続	A
◆安全広報	○警戒宣言発令時等、ガス利用者に対する不使用中のガス栓の閉止確認、地震発生時のガス栓の即時停止等の要請 ○テレビ、ラジオ等報道機関に対する上記広報内容の報道要請	A
◆帰宅等の要請	○東海地震注意情報発表時、本社及び事業所等の見学者、訪問者等に対する注意情報発表の伝達と帰宅等の要請	A
◆ガス工作物の巡視・点検	○警戒宣言発令時等、点検が必要な設備における、あらかじめ定めた点検要領による巡視・点検の実施	A
◆工事等の中断	○警戒宣言発令時等、緊急でない工事・作業等は、工事中・作業中のガス工作物の危険を防止する措置を施した後、これを中断すること。	A
4 LPガス供給事業者（一般社団法人愛知県LPガス協会）		時期
◆体制整備の事前対策	○警戒宣言発令時、一般社団法人愛知県LPガス協会は、ラジオ、テレビ等の報道機関へ、あらかじめ連絡してある広報内容により、LPガスの具体的な安全措置に関する広報を依頼する。	A
5 通信事業者（西日本電信電話株式会社）		時期
◆体制整備の事前対策	○西日本電信電話株式会社は、警戒宣言発令時、通信の疎通が著しく困難となる事態が予想されるため、地震防災応急対策実施上の重要通信を確保するため必要な措置を講じる。 ○他の通信会社は、これに準じた措置をとる。	A
◆地震防災応急対策等に関する広報	○東海地震注意情報発表時、若しくは警戒宣言発令時、利用者の利便に関する事項を支店前掲示板、テレビ、ラジオ放送等を通じた情報提供及び必要な広報の実施	A

	①通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況 ②電報の受付、配達状況 ③加入電話等の開通、移転等の工事、障害修理等の実施状況 ④西日本電信電話株式会社東海支店における業務実施状況 ⑤災害用伝言ダイヤルの利用方法 ⑥その他必要とする事項	
◆通信の利用制限等の措置	○各情報及び災害等により通話が著しく困難となった場合における重要通信の確保対策として、契約約款で定める通話の利用制限等の措置の実施 ○あらかじめ指定された防災関係機関の非常・緊急通信を優先して接続し、必要に応じ一般通話の制限と西日本電信電話株式会社の公衆電話からの通話の確保	A
◆災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用	○東海地震注意情報発表時、状況に応じて災害伝言ダイヤル及び災害用伝言板等の提供、報道機関への連絡等の実施（必要に応じ東海地震注意情報発令前からも実施）	A
◆建物、施設等の巡視と点検	○東海地震注意情報発表時、若しくは警戒宣言発令時、建物及び重要通信施設を巡視し、必要な点検の実施	A
◆工事中の施設に対する安全措置	○東海地震注意情報発表時、若しくは警戒宣言発令時、工事中の電気通信設備、建築物等における原則工事の中断の実施 ○必要に応じた、付近住民及び作業員への安全に配慮した補強及び落下、転倒防止等の安全措置の実施	A

6 放送事業者（日本放送協会名古屋放送局 等）		時期
◆防災組織の整備及び県・市町村への協力	○日本放送協会名古屋放送局は、警戒宣言発令時、防災業務計画により防災組織を整備して、自ら活動を実施する。 ○県及び市と協力して減災・防災に向けた活動を行う。	A
◆緊急警報放送等	○地震予知情報等の放送にあたっては、地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、居住者等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通・ライフライン・生活関連情報等の正確・迅速な情報の提供に努めることを基本とし、緊急警報放送、臨時ニュースを編成する等、各メディアを有効に活用して対処する。	A
◆外国人、視聴覚障害者等への配慮	○放送にあたっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行うよう努める。	A
◆西尾張シーエーティーヴィ株式会社	○西尾張シーエーティーヴィ株式会社（ケーブルテレビ、コミュニティFM）は、地震予知情報等の放送にあたって、地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、居住者等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通・ライフライン・生活関連情報等の正確・迅速な情報の提供に努めることを基本とし、緊急警報放送、臨時ニュース等を行い対処すること。	A

第7 生活必需品の確保

1 市、国及び県が行う確保対策		時期
◆生活必需品の売り惜しみ、買い占め等の防止に係る要請	○市は、警戒宣言発令時、食料等の生活必需品の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰が生じないように、国・県と連携して関係する生産団体、流通団体等に対して、安定して供給するよう要請する。	A

◆生活必需品を扱う小売店舗の営業に係る要請	○市内の生活必需品を販売するコンビニエンスストア等小売店舗に対して、警戒宣言発令時にも営業を行うよう要請に努め、必要となる物資の輸送についての対策を講じる。	A
◆警戒宣言発令時に市及び自主防災組織等がとる措置	○市外からの旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じたときは、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資を取扱う店舗等物資保有者から調達して配分する。 ○緊急物資を取扱う店舗等へ物資の在庫量を、必要に応じて確認する。 ○必要量の調達が困難と想定される緊急物資については、県に対し調達を要請する。 ○物資集積拠点の開設のための準備を行い、必要に応じて開設する。 ○自治会、自主防災組織は、助け合い運動、共同備蓄物資の点検、確認等緊急物資確保のための措置を行う。 ○市民は、緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行う。	A

2 家庭内備蓄の周知徹底		時期
◆ローリングストック法による家庭内備蓄の推進	○各家庭においては、警戒宣言発令時に必要な緊急物資は、地域住民等が自主防災活動等による自助努力によって確保することを基本とし、市の緊急物資の供給は、それを補完するものであること、警戒宣言発令時には市から食料及び生活必需品等は支給されないこと、また、地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の飲料水、食料をはじめとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておく。 ○この分量を確保するため、日常生活で使用するものを少し多めに確保し、使用するたびに補充する取組（ローリングストック法）等を活用するなどして、食料、飲料水その他必要な生活物資の備蓄に努めるよう広報啓発する。	A

第8 金融対策

1 東海財務局、日本銀行名古屋支店		時期
◆体制整備の事前対策	○東海財務局、日本銀行名古屋支店は、警戒宣言発令時、金融機関の現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずるほか、必要に応じて、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関等に対し、その業務の円滑な遂行を確保するため、必要な措置を講ずるよう要請する。 ○農業協同組合系の金融機関について、県は、関係機関と緊密な連携をとりつつ、同様の措置を講ずるよう要請する。	A

2 強化地域内の預金取扱金融機関		時期
◆警戒宣言発令時の営業時間中の窓口業務	○警戒宣言発令時の営業時間中の窓口業務の措置 ①営業所等の窓口における営業は普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻業務以外の業務を停止 ②店頭顧客の輻輳状況等の把握及び平穩裡に窓口の普通預金の払戻業務も停止 ③窓口営業を停止した旨の取引者に対する周知徹底	A

	○これらの場合であっても、津島警察署等と緊密な連絡を図り、顧客や従業員の安全に十分配慮した上で、現金自動預払機等において預金の払戻しの継続等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないよう措置を講ずること。	
◆取引者に対する営業停止等の周知徹底	○営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を取引者に周知徹底させる方法 ①ポスターの店頭掲示等の手段を用いた告示 ②新聞・Webサイトに掲載 等	A
◆休日等の警戒宣言発令時における窓口営業業務	○警戒宣言発令時の休日、開店前又は閉店後の窓口業務の措置 発災後の金融業務の円滑な遂行の確保を期するため、窓口営業の開始又は再開は行わない。 ○この場合であっても、津島警察署等と緊密な連絡をとりながら、顧客及び従業員の安全を十分配慮した上で、現金自動預払機等の運転の継続等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講ずること。	A
◆警戒宣言解除時における平常営業の再開	○警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかな平常営業の再開	A
◆発災後の応急措置	○発災後の預金取扱金融機関の応急措置は、適時、的確な措置を講ずること。	A

3 強化地域内の保険会社		時期
◆警戒宣言発令時の対応	○警戒宣言発令時の保険会社及び少額短期保険業者の措置 ①営業時間中の場合は、営業所等における営業の停止 ②営業停止等の店舗名等を取引者に周知徹底する手法は、ポスターの店頭掲示等による告示、その旨を新聞やWebサイトへの掲載等による。 ③休日又は開店前・閉店後の場合は、発災後の保険会社の円滑な遂行を期するため、営業の開始・再開は行わないこと。 ④警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常営業の再開 ⑤発災後の保険会社の応急措置は、適時、的確な措置を講ずること。	A

第9 郵便事業対策

1 郵政事業（日本郵便株式会社）		時期
◆警戒宣言発令時の市内郵便局の措置	○警戒宣言発令時は、その時点から郵便局における業務の取扱の停止 ○前記による業務停止、又は事務の一部を取扱うときは、市内郵便局において、窓口取扱を行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局前等に掲示 ○警戒宣言発令時、屋外での業務従事者は、原則速やかに郵便局へ帰還すること。	A

第10 病院、診療所

1 病院、診療所		時期
◆警戒宣言発令時等の病院等の措置	○東海地震注意情報発表時、院内放送等により、医師等の職員、入院患者及び外来患者等に対し情報を伝達するとともに、被害の発生防止、医療機能の維持に努める。	A

<p>○警戒宣言発令時の外来診療は原則として中止するが、設備、機器等の転倒や落下防止等の患者・職員の安全確保措置を継続、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、地域の医療を確保するため、診療を継続することができる。</p> <p>○災害拠点病院（津島市民病院、JA愛知厚生連海南病院）については、発災後の医療救護活動を確保するため、警戒宣言時の救急外来、投薬外来を除き、外来診療を縮小する。</p>	
---	--

第11 スーパー等

1 スーパー・小売店舗等事業者		時期
<p>◆東海地震注意情報発表時</p>	<p>○スーパー・小売店舗等のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資器（機）材を販売する施設においては、市民の日常生活を維持するため、営業の継続に努め、顧客に対して東海地震注意情報の発表を周知する。</p> <p>○警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や、当該店舗が実施する警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。</p> <p>○営業の継続にあたっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等の冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講ずる。</p>	A
<p>◆警戒宣言発令時</p>	<p>○スーパー・小売店舗等のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資器（機）材を販売する施設であって、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、市民の日常生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。</p> <p>○顧客に対して警戒宣言の発令、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。</p> <p>○営業を継続する場合、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図り、冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講ずる。</p>	A

第12 緊急輸送対策

1 緊急輸送対策		時期
<p>◆体制整備の事前対策</p>	<p>○警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に行うため、必要な車両、人員、資器（機）材等の確保に努め、地震発生後の緊急輸送を円滑に行うための準備について定める。</p> <p>○東海地震注意情報発表時においては、警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に実施するために必要な輸送手段や人員、資器（機）材の点検や確認、連絡体制の確保などの準備的措置を実施する。</p>	A
<p>◆緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲</p>	<p>○警戒宣言発令時、発災に備えた応急救助対策業務を遂行するための必要とされる人員、物資の輸送範囲</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>①応急対策作業に従事する者</p> <p>②医療、通信、調査等で応急対策に必要とされる者</p> <p>③食料、飲料水等、その他生活必需品</p> <p>④医薬品、衛生材料等</p> <p>⑤救援物資等</p> <p>⑥応急対策用資材及び機材</p> </div>	A

	<p>⑦その他必要な人員及び物資、機材</p> <p>⑧被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティア</p>	
◆緊急輸送の方針	<p>○緊急輸送は、市、県等の関係機関が保有する車両等を動員し、又は関係業者等の保有車両を調達し、必要最小限の範囲で実施する。</p> <p>○地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、船舶、燃料の確保等について、輸送関係機関等の協力を求め、輸送の準備を行う。</p> <p>○輸送手段の競合を生じないように、あらかじめ緊急輸送関係機関及び実施機関と連携協力体制を十分整備するものとし、警戒宣言後の緊急輸送の実施にあたり具体的に調整すべき問題が生じた場合は、市及び県の警戒本部において必要な調整を行う。</p> <p>○警戒宣言後、相当期間が経過し、市内における食料、その他の物資に不足が生じた場合には、県警戒本部と協議し、緊急輸送を行う。</p>	A
◆緊急輸送道路及び補完道路	<p>○警戒宣言発令時の県指定の1次、2次緊急輸送道路及び補完道路は、第2編第2章第2節「建築物等の安全化」で定める道路として定める。</p>	A
◆緊急輸送用車両等の確保	<p>○市及び関係機関は、地震防災応急対策のための緊急輸送あるいは発災後の緊急輸送等に備えて、緊急輸送用車両及びあらかじめ指定したヘリポート等を確保する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>①市有車両等の活用</p> <p>②民間車両等の借上</p> <p>③県警戒本部長（知事）に対する自衛隊の地震防災派遣要請の要求</p> <p>④燃料等の確保のための関係業界への協力要請</p> </div> <p>○確保すべき車両の数量及び確保先との連絡手段をあらかじめ定めておく。</p>	A
◆緊急輸送の調整	<p>○市及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは警戒本部にて調整を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>◎調整事項の原則</p> <p>第1順位 市民の生命の安全を確保するため必要な輸送</p> <p>第2順位 防災活動要員、緊急に必要な食料及び生活必需品等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送</p> <p>第3順位 地震発生後の活動に係る準備のための輸送</p> </div>	A
◆緊急輸送車両の事前届出及び確認	<p>○市は、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察本部）へ緊急輸送車両の確認届出を行う。</p> <p>○緊急輸送車両の事前届出方法は、第1編第3章第7節第3「緊急輸送手段の確保」を参照とする。</p> <p>○緊急通行車両等事前届出済証の交付を受ける車両は、本計画に定める地震防災応急対策を実施するために必要とされるもので、かつ、◆2の緊急輸送の対象となる人員、物資等の輸送に必要な車両とする。</p> <p>○大震法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急輸送車両であることの確認については、本節第4「道路交通対策」を参照する。</p>	A
◆緊急輸送車両確認の効力	<p>○大震法施行令第12条第1項の規定に基づき、緊急輸送車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災対法施行令第33条第4項の規定に基づき、同条第1項による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送に従事することができる。</p>	A

第13 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策

1 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策		時期
◆体制整備の事前対策	<p>○警戒宣言発令時、交通機関が運行停止等の措置をとった場合、通勤・通学者、買物客等には、帰宅が困難になる者が相当数生じることが見込まれることから、市は、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難場所の開設や帰宅支援等必要な対策を行う。</p> <p>○市以外で避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、規制等の結果生ずる帰宅困難者、滞留旅客に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市が実施する活動との連携体制等の措置を講ずる。</p>	A
◆東海地震注意情報発表時	<p>○市は多数の帰宅困難者を生じさせないため、通勤者、通学者、旅行者等に対し、東海地震注意情報発表時から正確な情報の提供に努め、警戒宣言発令時における公共交通機関の停止等についても周知を図り、警戒宣言が発せられるまでの間における帰宅等を促す。</p>	A
◆警戒宣言発令時	<p>○公共交通機関の運行停止等により、通常の帰宅等が困難となった滞留者に対し徒歩による帰宅等を促す。</p> <p>○強化地域内外における公共交通機関の運行状況を広報し、公共交通機関の運行している最寄りの駅を周知する。</p> <p>○市の施設、避難場所（小中学校のグラウンド等）及び協力施設において、可能な範囲で帰宅支援を実施する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>◎帰宅支援の提供 飲料水の提供、トイレの提供、休息場所（屋外）の提供、 帰宅経路の案内、帰宅支援情報を提供</p> </div> <p>○市は、徒歩により帰宅等することが困難な要配慮者等に対して、それらの者の生命等を保護するために、バス、タクシー等による緊急搬送等を検討する。</p> <p>○市は、企業、放送事業者、防災関係機関等との情報収集により、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。</p>	A
◆事業所等が実施すべき事項	<p>○各事業所等は、地震予知情報等の収集に努め、従業員、学生、顧客等に対し、東海地震注意情報発表時から情報を提供、警戒宣言発令時には交通機関が運行停止する旨の情報を提供して事前の帰宅困難者発生抑制に努める。</p> <p>○従業者等が帰宅困難者とならないよう、平常時から対策を講じておく。</p>	A

第14 ボランティア・NPO等との連携

1 ボランティア・NPO等との連携		時期
◆ボランティアへの協力要請等	<p>○市は市社会福祉協議会と連携して、市災害ボランティアセンターの開設準備を行い、ボランティア参加の問い合わせ等について対応する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>①ボランティア参加の問い合わせに関しては、発災後に設置される市災害ボランティアセンターの予定場所を案内、発災後の協力を依頼する。</p> <p>②市及び県が養成した災害ボランティアコーディネーターに連絡をとり、発災後設置される市災害ボランティアセンターの運営についての協力を依頼する。</p> </div>	A

	<p>③市災害ボランティアセンターに配置された市職員は、ボランティアの受入に関してコーディネーターの自主性を尊重し、市本部との間の必要な情報提供や資器（機）材の提供等を行うなどの支援を行う。</p> <p>○災害語学ボランティア、応急危険度判定士、福祉ボランティア等に対し、市民の避難誘導など専門分野に応じた活動の協力を要請する。</p>	
<p>◆地域協力団体・NPO等との連携</p>	<p>○災害救援活動の地域協力団体・NPO等に、市災害ボランティアセンターの開設準備について協力を依頼する。</p> <p>○地域、施設等の要配慮者への情報伝達、避難誘導を行う市民組織等に対する支援のため、地域協力団体・NPO等の組織に協力を依頼する。</p>	<p>A</p>

第5節 市が管理又は運営する施設に関する対策

基本方針

- 警戒宣言発令時は、市道、河川、不特定かつ多数が入りする施設、地震防災応急対策の実施上重要な建物に対する点検、整備等を事前に定めておくこと。
- 東海地震注意情報発表時は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策の準備的措置の実施及び必要に応じた警戒宣言発令時における地震防災応急対策の段階的又は部分的な実施

実施機関

全部

第1 公共土木施設

1 道路施設		時期
◆被害の様相	○地震発生時に予想される道路の被害は、法面の崩落、高盛土箇所の崩壊、路面の亀裂、沈下、橋りょうの損壊等が想定される。	A
◆東海地震注意情報発表時	○市は、東海地震注意情報発表時から、必要な所管道路における管理上の措置を行う。 ①東海地震注意情報、警戒宣言その他地震に関する情報及び運転手のとるべき措置を道路利用者に伝達する。 ②東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合においても、その内容を伝達する。 ③巡視等を実施して、交通状況、工事中箇所、通行止め箇所を把握する。 ④必要な安全対策を講じた上で、原則として道路工事、占用工事等道路上における工事の中断等の措置を行う。 ⑤応急復旧資器（機）材の保有状況について、情報収集・把握を行う。 ⑥県、津島警察署その他関係機関と連携協力し、警戒宣言発令後の速やかな交通規制実施の協力などの地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を行う。	A
2 河川・農業用施設等		時期
◆東海地震注意情報発表時等	○市は、東海地震注意情報発表時から県、河川管理者及び関係土地改良区と連携協力し、所管する河川施設、農業用水等の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握するとともに、堤防、排水機場・水門等のうち、特に重要な施設では、発災直後の点検、応急復旧が実施できる準備をあらかじめ定めておく。 ○状況に応じ防災応急措置を実施し、工事中の箇所がある場合は、中断等の措置を行う。 ○内水排除施設について、施設管理上必要な操作、非常用発電装置の準備・点検その他所要の被災防止措置を行う。	A

第2 不特定かつ多数の者が出入りする施設

1 一般的共通事項	時期
-----------	----

◆警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置

	市役所・支所	市民等が利用する施設
東海地震に関連する調査情報（臨時）の発表時	市役所・支所、市民が利用する施設においては、市役所・支所への来訪者、施設利用者に対して、東海地震に関連する調査情報（臨時）の伝達に努める。	
東海地震注意情報発表時	市役所・支所への来訪者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言発令時には強化地域内の交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、原則として、市役所・支所からの退避を促す。	施設利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言発令時には強化地域内の交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、施設からの退避を誘導し、原則として、施設等を閉館、利用者の帰宅を促す。
警戒宣言発令時（東海地震注意情報等が発表されることなく突発的に発せられた場合を含む。）	来訪者に対して、警戒宣言が発せられた旨を的確、簡潔に伝達するとともに、市役所・支所からの退避を誘導し、原則として、窓口業務を停止する。	施設利用者に対して、警戒宣言が発せられた旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、施設からの退避を誘導し、原則として、施設等を閉館する。

※ 利用者が混乱状態に陥らないよう十分配慮する。

◆保安のための措置	○市役所・支所、施設において、警戒宣言発令時に必要な措置をとるなど、発災に備え、東海地震注意情報が発表された場合には、その準備的な対応を行い、必要な体制を整える。 ○実施可能なものは、東海地震注意情報発表時に実施する。	A
-----------	--	---

措置の必要な項目	措置の内容
①地震防災応急対策に必要な資器（機）材の点検等	・定められた応急対策に必要な資器（機）材の点検、必要な場所への配置
②施設の防火点検及び応急補修、設備備品等の転倒・落下防止対策	・エレベーターの使用禁止措置、事務室のガラス飛散防止対策、書棚等の落下転倒防止措置、食料及び燃料の準備、その他の措置
③出火防止対策	・警戒宣言発令中の火気の使用中止又は制限 ・火気使用の際の消火器等を配置など発災時の火災防止措置
④受水槽等への緊急貯水	・受水槽、予備水槽等への緊急貯水措置
⑤消防用設備の点検、整備と事前配備	・消防用設備等の点検、作動可能状態に配備
⑥非常用発電装置の準備等の体制	・自家用発電機の点検、作動可能状態に配備
⑦コンピュータ・システムなど重要資器（機）材の点検等の体制	・コンピュータ本体及び端末機等の固定の確認 ・重要なデータから順次安全な場所へ保管 ・警戒宣言発令時以降も運用することになっているコンピュータ・システムを除いた運用を停止
⑧その他の措置	・駐車車両を整理して、緊急用車両の通行を確保

2 個別対応事項	時期
----------	----

◆個別事項	○施設ごとの東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における具体的な措置内容は、施設ごとに定める。 ○職員の安全に十分配慮した上で、警戒宣言発令時の緊急点検及び予備巡視の実施必要箇所及び実施体制を定めることとする。	A
-------	--	---

◆各施設における主な対応措置

施設名	東海地震注意情報発表時		警戒宣言発令時	
	対応	備考	対応	備考
小中学校（適応指導教室含む。）	休校	・教育活動の打ち切り ・あらかじめ定めた方法で帰宅 ・帰宅できない児童生徒は、引渡しまで保護	休校	・帰宅できない児童生徒は、引渡しまで保護
垣見鉄工アリーナ（親水公園総合体育館） 親水公園総合運動場 立田体育館 佐織体育館 佐屋総合運動場 佐屋スポーツセンター 貝沼建設 花はすフィールドあいさい 八開運動場 佐織総合運動場 中央図書館 文化会館 佐織公民館 永和地区公民館	休館		休館	
総合斎苑	中止	・出棺遺体の受入中止 ・火葬予約受付の中止 ・火葬中の遺体は火葬継続	中止	
佐屋保健センター	休館		休館	
佐織総合福祉センター 八開総合福祉センター	休館	・特に高齢者の帰宅について促す。 （・利用者の帰宅（送迎））	休館	・帰宅できない一人暮らし高齢者など自主避難者として保護 ・必要に応じて安全性が確保されている避難場所等に避難
保育園	休園	・通常保育の中止 ・保護者に連絡し、引取りを促す。 ・引取りのない園児は引取り完了まで保護	休園	・引取りのない園児は引取り完了まで保護 ・必要に応じて安全性が確保されている避難場所等に避難
児童館 子育て支援センター	休館	・通常利用の中止 ・保護者に連絡し、引取りを促す。 ・引取りのない児童は引取り完了まで保護	休館	・引取りのない児童は引取り完了まで保護 ・必要に応じて安全性が確保されている避難場所等に避難
発達支援センター	休館	・通常療育の中止 ・保護者に連絡し、引取りを促す。 ・引取りのない児童は引取り完了まで保護	休館	・引取りのない児童は引取り完了まで保護 ・必要に応じて安全性が確保されている避難場所等に避難
老人福祉センター	休館	・利用者の帰宅（送迎）	休館	・帰宅できない一人暮らし高齢者など自主避難者として保護 ・必要に応じて安全性が確保されている避難場所等に避難
老人憩いの家	休館		休館	
障害者就労支援施設	休所	・作業の打ち切り ・あらかじめ定めた方法で帰宅 ・帰宅できない利用者は、引渡しまで保護	休所	・引取りのない通所者等は引取り完了まで保護 ・必要に応じて安全性が確保されている避難場所等に避難
八開診療所	継続	・外来患者に帰宅を促す。 ・外来診療の自粛	中止	・救急の場合を除き外来診療中止
道の駅ふれあいの里 HASUパーク	休館		休館	

施設名	東海地震注意情報発表時		警戒宣言発令時	
	対応	備考	対応	備考
防災コミュニティセンター	休館		休館	
地区コミュニティセンター	休館		休館	

3 市内巡回バスに関する措置	時期
<p>◆市内巡回バス ○市は、利用者の安全を確保するため、必要な措置を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における情報の収集・伝達経路についてあらかじめ定めておく。</p> <p>②運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、標識等による情報の収集に努める。</p> <p>③東海地震注意情報発表時には、利用者の帰宅を促し、警戒宣言発令時には車両の運行中止を予告する。</p> <p>④東海地震注意情報発表時は、各停留所からの利用者を乗車させないこととし、市公共施設からの帰宅者のみ乗車させる。</p> <p>⑤警戒宣言発令の情報を入手した乗務員は、車両の運行を中止することとし、利用者を帰宅させるために運行している最中の場合には、利用者の自宅から最寄りの停留所に降ろし、速やかに回送する。</p> <p>⑥緊急の場合は、安全な場所へ退避する（警戒宣言が発令される前に利用者の運行が終了している場合には、この限りではない。）。</p> </div>	A

第3 地震防災応急対策の実施上重要な建物、工事中の建築物等に関する措置

1 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置	時期
<p>◆地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置 ○地震防災応急対策の実施上重要な建物となる市役所・支所等の管理者は、第2の1に掲げる措置のほか、必要な措置をとる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◎地震防災応急対策の実施上重要な建物 市役所・各支所 診療所 消防本部・署・分署 浄水場</p> <p>◎必要な措置</p> <p>①自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保</p> <p>②無線通信機等通信手段の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無線通信施設（予備電源を含む。）を点検、動作状態を確認し、必要な措置の実施 ・充電式携帯無線機の完全充電の措置、その他の携帯無線機及び受信機用の乾電池の確保 ・災害現場等との通信手段を確保するため、応急用資器（機）材の準備及び確保 ・保守委託業者に保守体制の確立を要請 <p>③警戒本部開設に必要な資器（機）材及び緊急車両等の確保</p> </div> <p>○警戒本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、上記に掲げる措置と同様の措置をとるよう協力を要請する。</p> <p>○緊急避難場所又は避難所が開放・開設される小中学校等の管理者は、第2の1に掲げる措置をとり、市が行う避難場所の開放・開設に必要な資器（機）材の搬入・配備に協力する。</p>	A

2 工事中の建築物等に対する措置		時期
<p>◆工事中の建築物等に対する措置</p>	<p>○工事中の建築物その他工作物又は施設については、東海地震注意情報発表時、請負者に対し安全措置を図り、原則として工事を中断するよう指示、現場の状況に応じ、請負者の責任において必要な措置を講じさせる。</p> <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px;"> <p>◎必要な措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ①建設機械類の転倒・落下等危険防止 ②工事箇所の崩壊・倒壊・落下物の防止及び擁壁、法面等の補強措置 ③工事現場内におけるガス管、上下水道管又は電線等の安全措置及び監視・巡回 ④工事区域内への立入禁止の徹底と監視 ⑤工事用資器（機）材及び工事用建築物等で倒壊等の危険が予想される場合の付近居住者の一時退去又は通行者へのう回等の要請 ⑥工事監督者、作業員の安全確保及び現場巡視 ⑦火気の使用抑制 </div>	<p>A</p>

第6節 他機関に対する応援要請

基本方針

- ・防災関係機関における他機関の応援等が必要な場合に備えた事前協定その他の手続き上の措置等
- ・自衛隊の地震防災派遣要請、消防機関相互の応援体制の整備及び受入体制の整備

実施機関

総務部、企画政策部、消防本部

1 防災関係機関に対する応援要請等		時期
◆相互応援協定等	<p>○防災関係機関相互における応援要請又は応急措置の要請については、あらかじめ手続き等を定める。</p> <p>○市長は、警戒宣言発令時、地震防災応急対策を実施するため、大震法第26条第1項の規定により他の市町村に対して応援を求める場合は、あらかじめ相互に応援協定を締結しておく。</p> <p>○市長等は、市において地震防災応急対策等を実施するため必要があると認めるときは、大震法第26条の規定に基づき、知事等に対し、応援を求め又は応急措置を要請することができる。</p> <p>○指定公共機関等が市に協力した場合の経費の負担については、各計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に相互に協議し決めておく。</p>	A
◆知事の応援に関する指示	<p>○知事は、強化地域の市町村において実施する地震防災応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、他の市町村に応援すべきことを指示する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◎知事が示す事項</p> <p>①応援すべき市町村名 ②応援の範囲又は区域</p> <p>③担当業務 ④応援の方法</p> </div>	A
◆県の連絡・受入体制の確保	<p>○県は災害が発生し、他の都道府県等からの応援を受け入れることとなった場合に備え、関係機関との連絡体制を確保し、受入体制を確保するよう努める。</p>	A
◆費用の負担方法	<p>○他県又は他市町村から応援がなされた場合の、応援に要した費用の負担方法は、大震法第31条の規定による。</p> <p>○指定公共機関等が市に協力した場合の経費の負担については、各計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に相互に協議して定める。</p>	A
2 自衛隊の地震防災派遣要請		時期
◆自衛隊の派遣要請	<p>○市は、市域の地震防災応急対策実施のための自衛隊の派遣を必要とするときは、県に対して必要な事項を明らかにし、自衛隊の地震防災派遣要請を依頼する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◎要請に必要な事項</p> <p>①派遣を要請する事由</p> <p>②派遣を要請する期間</p> <p>③派遣を希望する人員、航空機等の概数</p> <p>④派遣を要請する区域及び活動内容</p> <p>⑤その他参考となるべき事項</p> </div> <p>○自衛隊に対する派遣要請手続き、費用の負担区分等は、第1編第3章第4節「応援協力・派遣要請」を参照</p>	A

3 消防機関相互の応援体制の整備及び受入体制	時期
<p>◆応援受入体制の準備</p> <p>○現在、消防機関相互の応援体制として、愛知県広域消防相互応援協定等はあるが、激甚災害の場合、近隣地域が被災地となることも考えられるため、全国の消防機関相互による応援体制として発足した緊急消防援助隊による広域応援活動を活用するための受入体制を整える。</p>	<p>A</p>

第7節 市民・自主防災組織のとりべき措置

基本方針

- ・警戒宣言発令時、家庭及び職場における個人又は共同での地震被害を最小限にとどめるための必要な措置の実施
- ・自主防災組織が行う応急対策等必要な措置の実施

実施機関

—
※企画政策部、消防本部

第1 市民のとりべき措置

1 市民のとりべき措置		時期
◆家庭においてとりべき措置	<ul style="list-style-type: none"> ○テレビやインターネット等で、正確な情報を入手するとともに、市や消防署、警察署などからの情報に注意する。 ○警戒宣言発令時には、居住者等は、耐震性が確保された自宅や庭、自宅付近の広場、空地等での待機等安全な場所で行動する。また、あらかじめ自宅の耐震点検等を行うものとし、その耐震性を十分把握しておく。なお、各家庭で食料、生活用品や、屋外での避難・待機等に備えた防寒具、雨具等を準備しておく。 ○日常生活で使用するものを少し多めに確保し、使用するたびに補充する取組（ローリングストック）等を活用するなどして、家庭等において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食料、飲料水その他必要な生活物資の備蓄に努める。 ○警戒宣言発令時には、家にいる人で家庭の防災会議を開き、仕事の分担と段取りを決めて、すぐに取りかかる。 ○身の安全を確保できる場所を確保し、家具等の転倒防止やガラスの飛散防止措置を確認する。 ○火の使用は自粛する（やむを得ず使用するときは、火のそばから離れないこと。）。 ○灯油等危険物やLPガスの安全措置をとる。 ○消火器や水バケツ等の消火用具の準備、確認を行い、緊急用の水をバケツや風呂桶等に溜めておく。 ○身軽で安全な服装（長袖、長ズボン）に着替える（底の厚い靴も用意すること。）。 ○備蓄している水、食料、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品、着替え等の非常持出品及び救助用具の用意を確認する。 ○万一のときの脱出口を確保する。また、災害が大きかった場合に備えて避難場所や避難経路等を確認し、家族全員で情報共有しておく。 ○自主防災組織は情報収集伝達体制を確保する。 ○自動車や電話の使用は自粛する。 	A
◆職場においてとりべき措置	<ul style="list-style-type: none"> ○防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担にしたがい、できる限りの措置をとる。 ○身の安全を確保することのできる場所を確保し、ロッカー等の転倒防止措置やガラスの飛散防止措置を確認する。 ○火の使用は自粛 ○消防計画、予防規程などに基づき、危険物の保安に注意し、危険箇所を点検する。 ○職場の自衛消防組織の出動体制を整える。 ○重要書類等の非常持出品を確認する。 ○職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機する。 	A

- 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考える。
- 正確な情報をつかみ、その情報を職場にいる者全員に素早く伝達する。
- 近くの職場同士で協力し合う。
- マイカーによる出勤、帰宅、危険物車両等の運行等は自粛する。

第2 自主防災組織のとりべき措置

1 東海地震注意情報発表時における措置		時期
◆東海地震注意情報発表時における措置	<p>○警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、次の準備的措置を実施する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ①自主防災組織の役員等の所在確認等、連絡体制の確保 ②警戒宣言発令時における自主防災組織本部の設営のための資器（機）材、備蓄食料等の確認 ③市民等に東海地震注意情報の発表の周知及び冷静な行動の呼びかけ ④災害発生時の医療救護体制の確保のため、緊急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を自粛してもらう呼びかけ ⑤東海地震注意情報発表時に地域内の避難行動要支援者が避難を開始する場合について、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じた避難対策の実施 なお、避難の実施にあたっては、市や避難場所の施設管理者等と十分な連携を確保すること。 </div>	A
2 警戒宣言発令時における措置		時期
◆自主防災組織本部の設営	○活動拠点となる自主防災組織の本部の設営	A
◆情報の収集・伝達	<p>○市からの警戒宣言及び地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているかの確認に努めること。</p> <p>○地震予知情報等をテレビ、ラジオ等による情報収集</p> <p>○応急対策の実施状況の市への報告</p>	A
◆初期消火の準備	○可搬式小型動力ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとること。	A
◆防災用資器（機）材等の配備・活用	○防災倉庫等に保管中の資器（機）材の点検及び必要な場所に配備し、担当要員の確認の実施	A
◆家庭内対策の呼びかけ、徹底	<p>○家具類の固定状況の確認</p> <p>○タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等、安全対策を行うこと。</p> <p>○火気危険物の除去、消火器の確認及び水の汲み置き等、出火の防止対策の実施</p> <p>○備蓄食料及び飲料水の確認</p> <p>○災害発生時の医療救護体制の確保のため、緊急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を自粛してもらう呼びかけ</p>	A
◆避難活動	<p>○避難状況の確認後、市への報告</p> <p>○避難行動要支援者を自主防災組織による避難場所までの搬送</p> <p>○家屋の耐震強度が不十分な場合、居住者をあらかじめ自主防災組織で決められた付近の安全な空地等への避難を勧めること。</p>	A

◆避難生活	<ul style="list-style-type: none"> ○避難生活に必要なテント、ビニールシート等の準備 ○医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資器（機）材の準備 ○飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合に、市と連絡をとり、その確保に努めること。 	A
◆社会秩序の維持	<ul style="list-style-type: none"> ○テレビ、インターネット、同報系無線等により正確な情報の収集に努め、流言飛語の発生の防止に努めること。 ○生活物資買い占め等の混乱が生じないように、地域住民に対しての呼びかけによる物資の公平で円滑な供給に協力すること。 	A

付録（県計画より抜粋）

気象庁は、国の中央防災会議の「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告（平成29年9月26日）を受け、新たな防災対応が定められるまでの当面の間、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を平成29年11月1日より開始した。「南海トラフ地震に関連する情報」の発表に伴う本県の対応については暫定的に以下（＜本県の対応＞）のとおりとしている。

また、「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」の報告（平成30年12月25日）に基づき内閣府及び消防庁から「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」（以下「ガイドライン」という。）が公表された（平成31年3月29日）。

国の「防災基本計画」及び「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の修正を踏まえ、ガイドラインを参考に県防災計画を見直すこととする。

＜本県の対応＞

項目	対応
情報の収集及び伝達	適宜必要な情報の収集に努め、各市町村及び県関係機関へ必要な情報を伝達する。
県民への呼びかけ	県民に対して、日頃からの備え（家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄等）の再確認を呼びかける。
庁内会議の開催	必要に応じて、情報共有を目的とする庁内会議を開催する。
施設の点検	県の所管する施設のうち、防災上重要な施設や県民が利用する施設を必要に応じて点検し、地震発生後の災害応急対策の確認等を行う。
非常配備態勢	気象庁から発表される情報の内容及び政府の対応状況等を踏まえ、災害対策本部の設置等必要な体制を執る。

＜参考 南海トラフ地震に関連する情報について＞

1 経緯

気象庁は、「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」の報告（平成30年12月25日）を踏まえて、南海トラフ沿いで発生した異常な現象の観測結果や分析結果について発表する情報の名称を、以下のとおり決定した（平成31年3月29日）。

2 南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報※	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）

※ 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう防災対応等を示すキーワード（「調査中」、「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」）を付記して発表される。

<参考 ガイドライン概要>

1 防災対応の基本的な考え方

- 地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活・企業活動への影響のバランスを考慮しつつ、「より安全な防災行動を選択」するという考え方が重要である
- 日常生活等への影響を減らし、より安全性を高めるためには、平常時から突発地震に備えた事前対策を進めることが重要である

2 大規模地震の発生可能性が高まったと判断できるケースの防災対応の考え方

	半割れ/被害甚大ケース (大規模地震M8.0以上)	一部割れ/被害限定ケース (前震可能性地震M7.0以上M8.0未満)	ゆっくりすべり/ 被害なしケース
特性	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ沿いにおける「半割れケース」を含む大規模地震の発生頻度は100～150年程度に一度 ・南海トラフ沿いの大規模地震のうち直近2事例は、それぞれ約2年、約32時間の時間差をもって連続してM8以上の地震が発生 ・世界の事例では、M8.0以上の地震発生後1週間以内にM8クラス以上の地震が発生する頻度は十数回に1回程度 	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ沿いにおける発生頻度は15年程度に1度 ・南海トラフ沿いにおける「一部割れケース」に相当する地震の直近7事例では、その後大規模地震が発生した事例はない ・世界の事例では、M7.0以上の地震発生後1週間以内にM8クラスの地震が発生する頻度は数百回に1回程度 	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフでは前例のない事例 ・現時点において大規模地震の発生の可能性の程度を定量的に評価する手法や基準はない
社会の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地域では、応急対策活動を実施 ・被災地域以外では、大きな被害は発生しないものの、沿岸地域では大津波警報・津波警報が発表され、市民は避難 	<ul style="list-style-type: none"> ・震源付近の地域では大きな揺れを感じるとともに、一部の沿岸地域では避難 ・「半割れケース」と比較して、大きな被害は発生しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフでは前例のない事例として学術的に注目され、社会的にも関心を集めている
市民の対応	<p>沿岸域等の避難を前提とした防災対応を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難 ・地震発生後の避難では間に合わない可能性がある地域の要配慮者は避難し、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ・それ以外の地域の住民は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる 	<p>地震への備えの再確認等を中心とした防災対応を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施） 	<p>地震への備えの再確認等を中心とした防災対応を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃からの地震の備えを再確認する等警戒レベルを上げる
企業の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数の者が利用する施設や、危険物取扱施設等については、出火防止措置等の施設点検を確実に実施 ・大規模地震発生時に明らかに従業員等の生命に危険が及ぶ場合には、それを回避する措置を実施 ・それ以外の企業についても、日頃 	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃からの地震への備えを再確認する等 ※トータルとして被害軽減・早期復旧できる措置を可能な限り推奨 	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃からの地震への備えを再確認する等 ※トータルとして被害軽減・早期復旧できる措置を可能な限り推奨

	半割れ/被害甚大ケース (大規模地震M8.0以上)	一部割れ/被害限定ケース (前震可能性地震M7.0 以上M8.0未満)	ゆっくりすべり/ 被害なしケース
	からの地震への備えを再確認する 等警戒レベルを上げる ※トータルとして被害軽減・早期復 旧できる措置を可能な限り推奨		
最も警戒する 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・1週間を基本 ・その後、「一部割れケース」の防災 対応を1週間取ることを基本 	<ul style="list-style-type: none"> ・1週間を基本 	<ul style="list-style-type: none"> ・すべりの変化が 収まってから、 変化していた期 間と概ね同程度 の期間が経過す るまで